

厚生労働科学研究研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成18年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 田島 良昭

平成19(2007)年 4月

## 目 次

### I . 総括研究報告

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

田島 良昭

### II . 分担研究報告

1 . わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査

藤本 哲也

2 . 触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題

清水 義憲

3 . 虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状

山本 譲司

4 . 現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題

酒井 龍彦

5 . 現行制度における虞犯・触法等の障害者の地域生活の現状と課題

小野 隆一

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

（総括・分担）研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成18年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 田島 良昭

研究要旨

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名

藤本 哲也 中央大学法学部教授 犯罪学博士

山本 譲司 ノンフィクション作家

清水 義恵 更生保護法人 日本更生保護協会 常務理事 事務局長

小野 隆一 宮城県社会福祉協議会地域福祉部 部長

酒井 龍彦 社会福祉法人 南高愛隣会 長崎障害者就業・生活支援センター 所長

A．研究目的

罪を犯した障害者の自立促進にどう取り組むかをテーマに関係省庁と連携し、実践的モデル事業を実施し、その中で見えてくる課題について、解決をはかる。

B．研究方法

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析することを目的に3年計画の1年目では、次の通り分担研究者がそれぞれのテーマを設け、役割分担し研究を進めた。

藤本分担研究者のグループでは、財団法人矯正協会付属中央研究所や、法務省矯正局成人矯正課の協力を得て、我が国の矯正施設の現状を明確にするとともに、海外の動向についての研究を加味することで、研究の内容を深めることを目的に、平成18年度は、まず、「現状把握」に重点を置いて、「日本と海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方の分析調査」、「我が国の矯正施設における知的障害者の実態調査」、施設参観の実施を行なった。平成18年度に実施した矯正施設における実態調査を基に今後、分析調査を行っていく。

山本分担研究者のグループでは、「虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状」をテーマに障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態を最近における刑事裁判の実例や罪を犯すに至った背景と経緯、裁判への福祉サイドの関わりについて調査した。

知的障害者が被告人である裁判の傍聴を数多く行ったところ、障害を全く配慮されずに機械的に刑務所に送られてしまう実態と、福祉サイドの支援により判決に影響をあたえることがわかり、福祉サイドの支援の必要性を訴えた。

また八王子平和の家における事例と課題について、施設としての支援体制、施設内における支援上の課題、地域移行に至るまでの課題を整理するとともに矯正施設での障害者の処遇について調査し、成人矯正施設における特殊教育課程導入の必要性を訴えた。

横浜市における「知的障害者自立生活アシスタント派遣事業」等の地域生活を継続するために具体的な生活場面において助言やコミュニケーション支援を実施する施策の内容や現状調査を実施した。

また和歌山県福祉事業団の少年院からの退院者への支援の実例や更生保護施設の東京実華道場における実情をまとめた。

清水分担研究者のグループでは、「触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題」をテーマに更生保護施設の受け入れ態勢の実態と課題について、全国の更生保護施設を調査し、施設の職員体制、施設運営、処遇業務、制度面などの実態と課題について分析しまとめた。

また更生保護と福祉との連携について分析し、障害者福祉との連携、あるいは移行に関する運用面と制度面の実情と課題、移行モデル事業の実施や「相互参入」の可能性についての検討を行なった。

その中で、引受人のいない知的障害受刑者の支援策を切り開くための問題定義を行なうとともに更生保護と福祉との連携を具体化する「合同支援会議」を立ち上げ継続的に行なうモデル事業につなげた。

小野分担研究者のグループでは、社会福祉施設における罪を犯した知的障がい者への支援内容について調査を行なう。

東北地区4県6施設に対し現在・過去において罪を犯した知的障害者への支援内容について当グループが作成した実態調査表をもとに調査し、その内容を検討・考察した。

また東北地区における矯正・更生保護施設での知的障害者への支援内容についても調査した。具体的には、仙台保護観察所・東北更生保護委員会・宮城刑務所・青葉女子学園（女子少年院）・神奈川医療少年院・更生保護施設「宮城東華会」を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査を行った。

更に矯正・更生保護事業内容を福祉現場職員に伝達することで、連携の有効性についての啓蒙活動につなげた。

連携項目についても 連携の時期 受刑中に福祉サービスを受けるための手続き 福祉サイド支援メニュー 施設内の支援メニュー ケアマネジメントするための福祉行政の位置づけなどが、見出された。

矯正・更生保護機関との連携を行なっていくために保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修会を2回実施し、福祉サービス内容（障害者自立支援法）について説明を行った。

酒井分担研究者のグループでは、「現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題」をテーマに社会福祉法人南高愛隣会におけるこれまでの実践事例と分析と、九州管内における罪を犯した障がい者の実態調査を行なった。

また研究協力者の宇和島病院との連携により同病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり反社会的行動を起した人の実態調査を行ない、精神障害者に対する医療福祉サービス分野における地域支援のあり方を模索した。

当グループにおいて、最も力を入れて取り組んだのは、罪を犯した障害者を実際に受け入れるための実践的なモデル事業への取り組みである。麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院（中津市）との研究計画を作成し、矯正局と保護局と社会福祉法人南高愛隣会との受け入れに向けての連携会議の開催、更に受け入れるための実践方法フローチャートの作成した。これに基づき関係機関による合同支援会議準備会を開催し、具体的に罪を犯した障害者を実際に受け入れるための実践的なモデル事業をスタートさせた。

## C. 研究結果

### 刑務所内の知的障害者又はその疑いのある受刑者調査の実施

財) 矯正協会附属中央研究所の本研究協力者2名が調査票等を作成し、法務省矯正局に当該調査を依頼する形式で調査した。調査結果は集計中である。また、今回の調査で対象外の非行少年につき、本調査と同様のものを検討中。

麓刑務所及び中津少年学院へ研究計画書を送付し、実際に罪を犯した知的障害者を受け入れていく。法務省矯正局・保護局と受け入れ方法について具体的に協議を進め、実践方法のフローチャートを作成合同支援会議の開催と実践的モデル事業を開始する。

### 罪を犯した障害者の保護観察・更生緊急保護の実施例と課題の実態調査

保護観察の各種別(執行猶予あるいは仮釈放等)及び更生緊急保護(満期釈放等)における保護の実施状況を法務省を通じ調査予定。

矯正施設、福祉施設、更生保護機関、更生保護施設との連携による支援モデル事業の試行を具体的な事例により検討。

仮釈放の準備期間から地域支援に載せる運用を試み実務上の可能性や制度上の問題点解明の手がかりを得る。平成18年度は仮釈放の調査、審理に当たる地方更生保護委員会、保護観察所、更生保護施設等の協力態勢を構築する。

### 罪を犯した障害者の実態調査

宮城刑務所、女子少年院(青葉女子学園)神奈川医療刑務所で背景と出所後の実態調査を実施。東北地区4県6施設の現地調査と対象者の福祉サービス等の調査を25ケースを対象に実施。

### 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態調査

裁判から見たのは、障害が全く配慮されずに、知的障害者が刑務所に送られてしまう刑事裁判の実態があり、彼らが罪を犯すに至った背景には、必ず「福祉の不在」があった。

### 八王子平和の家における事例と課題

第一審で実刑判決の知的障害者の身元引受人となり、八王子平和の家入所を条件に、判決は棄却、執行猶予判決に。福祉サイドの支援で実刑判決を避けることが可能と分かる。知的障害者を施設が受け入れた場合、支援体制等に課題があった。

## D 考察

### 1. はじめに

5人の分担研究者と29名の研究協力者がそれぞれの専門分野において研究課題を掲げ精力的に実践研究に取り組んでいただいた。法務サイドと厚生労働サイドの専門家が常に意見を交換し、時には激しい議論になったことさえあったが互いに学びあい教えあい専門用語の意味の理解や法律制度の運用状況にいたるまで懇切丁寧に教えていただいた。

特に法務省矯正局、保護局などの本省のそれぞれの担当官の皆様、矯正施設(刑務所、少年院等)、保護施設等(更生保護施設、更生保護観察所)の担当官の皆様、問題が発生するたびにすばやく担当者連絡会議を開いて問題を解決していただき、研究を前に進めるための応援や、必要なことで早く実践したほうが良いと思えることなど行政の果たす役割について、確実に進めていただいた厚生労働省の担当官の皆様、本当にありがとうございました。深く感謝をいたしております。

### 2. 矯正施設からの考察。

矯正施設の入所者の中には相当数の知的障害者がいるのではないかといわれていましたが、公式には一般の刑務所には、いないことになっていました。なぜなら今まで調査がされたことがなかったからです。

今回、藤本分担研究者のグループが法務省矯正局の協力により15ヵ所の一般的刑務所27,024名の

入所者の調査を行いました。

結果、知的障害者又はその疑いがある者は410名  
平均IQは、46.2(少年院の場合平均IQ60)  
平均年齢、48.8歳、再犯者285名(69.5%)  
罪名、窃盗178名(43.4%)、刑期 2年以下35.6%

このような調査結果から次のような入所者の姿が推測されます。  
少年の場合は入院前の段階から更生教育などを視野に入れた障害認定などが慎重に行われ、家庭裁判所の調査官などが一人ひとりの個人の姿を相当鮮明に調べた上、審判に附すので、入院時に障害の状態が捕捉されている人が多いようです。  
それに比べて成人の場合は裁判所の段階から障害者に対する配慮はあまり見られないように思える。初犯と言えども実刑判決を受けての入所であるからその前に何度か罪を重ねていることが推測されるが、再犯防止の視点からどのような矯正プログラムが用意され、実施されたのだろうか。  
結果的には70%近くの285名が再犯者であり内5回以上が55%ほどの162名で、再犯期間は3ヶ月未満が約32%の92名、1年未満60%の171名である。

罪を犯した知的障害者は比較的軽い罪を繰り返しているが、その背景として、80.7%が無職、学歴は中学卒業以下が86.1%、配偶者の状態は未婚310名(75.6%)、離別77名(18.8%)計387名(94.4%)、出所時の身元引受人が父母などの家族が80名(19.5%)で、前刑データによると身元引受人が必要な仮釈放を受けた人は57名(20%)と非常に少なく、暖かく心安らぐ家庭を持っている人はほとんどいないのです。

一人孤独な生活は経済的にも苦しく151名(36.8%)、まわりにある物はあれもこれも欲しい物が多く(利欲)85名(20.7%)、つい手が出ってしまったと、罪を犯した動機を語る人が多い。

知的障害者又はその疑いがある者がどのように選ばれたのか不明であるが、410名(2%)は矯正統計年報によれば新受刑者のIQ49以下(4%)、IQ69以下(18%)、自閉症や発達障害者なども勘案するとIQ79以下(22%)、テスト不能(6%)、計(50%)、約16,000名に比べれば、非常に少ない数であるので刑務所内での処遇が特に困難な者を、選んだのではないかと推察する。

このように「知的障害の認定」をどのように行うかということは、この人たちが出所して福祉サービスを必要とする時は、大きな問題となってくる。ただ刑務所内ではIQ50からIQ69ぐらいの人は刑務官の指示を良く効き、規則を良く守り、一般社会より安定して生き生き生活をしている人が多いと聞く。

刑務所内では自分で考えたり判断したりする必要はなく、ただ刑務官の指示に従いまわりの人にあわせていれば良く、その点では楽な生活だったという。

そのため刑務所内では障害者という認識は薄く、出所後についての準備や社会生活の指導など、特別な取り組みがなされず、出たとたんに路頭に迷う人が多い。

今回の調査から沢山の問題が見えてくる。

- (1) 出所後すぐ、何らかの福祉サービスを必要とする人が相当数いるにもかかわらず、知的障害者としての障害認定を受け手帳を有する人が、27,000人中わずか26名である。このような場合満期で出所した人で手帳不所持者は福祉の支援を受けることは難しい。
- (2) 知的障害の認定は本人または保護者等が認定申請を行い、各都道府県の判定機関(児童相談所、更生相談所等)で認定判定を受けなければならない。  
国の統一認定基準がないためそれぞれの都道府県によって若干判定に差がある。  
さらに発達期に発生する障害であるのでおおむね18歳ぐらいまでに発生していたことを証明する証言などを求められることがあるので30歳を超えて親家族などがいない人の場合は障害認定をしてもらえない場合がある。  
認定がない場合は障害福祉サービスを利用することが難しい。

- (3) 障害認定を受けてもIQが50以上の軽度障害者と認定されれば、年金の受給も難しく、福祉サービスを受けるとき市町村(基礎自治体)が行う障害程度区分が軽く出て、福祉サービスのメニューの一部しか利用できない。裁判所が社会生活をそのままさせられないと判断して実刑判決を下すような社会生活の不適応がひどい人であり福祉施設での処遇が困難な人ほどIQは高い場合が多い。
- (4) 罪を犯した障害者は親・家族や家庭で配偶者などがいる人も少ない。そのため仮釈放を申請するのに必要な身元引受人がない人が多く、80%が満期出所となっている。  
こんな場合、更生保護施設が全国に101施設あり更生緊急保護事業などを実施しているが、障害者を引き受けてくれるところは少ない。  
この問題は清水分担研究者が詳しく報告している。
- (5) 刑務所を出て誰も支援する人がいないままで社会生活を続けることは重度の障害者はもちろん、軽度の障害者でも難しい。又矯正施設での生活と一般社会での生活は大きく違いその格差は計り知れないほど大きい。そのため生活トレーニングや働くための職場実習とを体験できる中間施設と支援のプログラムが必要である。
- (6) 近年福祉制度や福祉支援サービスも多様化して量や質も多く充実してきた。半面複雑で利用手続きなど難しくなってきた。そのため福祉の実務がよくわかる専門職が相談を受け、法務と厚生福祉の架け橋の役割を担う事業を展開する必要がある。

### 3. 全体考察

それぞれの分担研究者からの報告のとおり実践研究を通して多くの課題・問題点も見えてきた。罪を犯した障害者を受け入れて苦闘している福祉事業者も数多くいて、沢山のケースを体験して処遇や福祉サービスのメニューについて貴重なノウハウを有する福祉事業者もいくつか存在することがわかった。しかし法務サイドと福祉サイドの谷間は深く広い、多くの障害者が超えることが出来ずもがき苦しんでいる。

現行法上で回りがもう少し柔軟に法の運用を行えば相当のことが出来ることも少しずつ見えてきた。知的障害者を追いかけることですぐ隣にいる、発達障害者、精神障害者、そして認知症など高齢障害者の問題も深刻であることがわかってきた。

今回は、矯正施設から福祉サービスへの移行にかかわる場面が中心であるが、その前にある裁判の場面8万件の中にある問題、さらに年間200万件を超える刑事事件の中にかかわる障害者の問題と広がって行く。

### E. 結論

この研究を通じ、罪を犯した障害者の現状や課題を一人でも多くの人に知っていただくことが重要で、まず知っていただき、一緒に考えてもらう、理解していただく、こうした積み重ねが、課題を解決し研究目的を果たすための手立てだと考える。

それぞれの分担研究者のこうした多面からの実態調査や分析、現状の把握、関係機関の連携によるモデル事業の開始によってクローズアップさせる課題について更に研究を重ね、罪を犯した障がい者の地域生活支援を確立するための制度や受け皿・支援の充実をはかり、法の狭間で埋もれた人達を救うための取り組みを強化していく。

### F. 健康危険情報

特になし

### G. 研究発表

平成18年度は、宮城県と長崎県で開催された福祉セミナーにおいて、当研究の主任・分担研究者がシンポジストとして参加し、当研究の目的や進捗状況、研究課題について発表した。

### H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

特になし

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成18年度 分担研究報告書

分担研究者 藤本 哲也

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A．研究目的

「罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図ることを目的」とする当研究の中にあつて、わが藤本グループは、財団法人矯正協会附属中央研究所や、法務省矯正局成人矯正課の協力を得て、我が国の矯正施設の現状を明確にするるとともに、海外の動向についての研究を加味することで、研究の内容を深めていきたいと考えるものである。

3年間にわたる当研究の初年度として、平成18年度は、まず、「現状把握」に重点を置いた。

- 1 「日本と海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方の分析調査」
- 2 「我が国の矯正施設における知的障害者の実態調査」
- 3 施設参観の実施

B．研究方法

(1) 我が国及び海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方

- ・知的障害者と法律
- ・知的障害者と犯罪類型
- ・知的障害者と矯正処遇

(2) 我が国の矯正施設における知的障害者の現状

- ・矯正施設における知的障害者の数量的把握（現状）
- ・矯正施設における知的障害者の数量的把握（過去のデータ）
- ・矯正施設における知的障害者対策

(3) 矯正施設における実態調査

本調査内容の概要は、本報告末尾に添付した資料【添付資料1】を参照されたい。  
平成18年度に実施した実態調査を基に、今後、分析調査を行っていく予定である。

(4) 施設参観の実施

本研究を行うにあたり、まずは施設の現状を把握する必要があると考え、今年度は、積極的に国内の施設参観を実施した。

## C．研究結果

(1) 我が国及び海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方

(2) 我が国の矯正施設における知的障害者の現状

上記2点については調査研究を進めているところであるが、今後更なる研究が必要なため、また、本報告書で記載するには内容が膨大であるため、後日改めて報告させていただきたいと考えている。

(3) 矯正施設における実態調査

本研究を進めるにあたり、その前提をなす受刑者の実態を把握すべく調査を行った。調査については、本研究協力者である財団法人矯正協会附属中央研究所の多田・北村両氏が調査票等を作成し、それをもとに本研究助言者である法務省矯正局の椿氏に当該調査を依頼する形式で実施した。調査の内容等の概略は、【添付資料1】の通りである。

その調査結果については、目下集計中であり、次年度以降本研究会に報告・提出する予定である。また、今回の調査で対象とはならなかった非行少年につき、本調査と同様のものを本研究において実施すべく検討中である。

(4) 施設参観の実施

本研究を進めるにあたり、その前提となる知的障害者の処遇実態を理解・把握するには、まずは施設の現状を知る必要があると考え、今年度は積極的に国内の施設参観を実施することとした。

実施日・参観施設・参観者は下記の通りである。【日付順】

平成18年9月14～16日実施。(参観者：藤本・鮎田・三井・綿貫)

社会福祉法人南高愛隣会・コロニー雲仙等の諸施設の参観と研究会の実施。

平成18年11月6日実施。(参観者：藤本・鮎田・三井・綿貫)

神奈川医療少年院参観。

平成18年12月20～22日実施。(参観者：北村)

社会福祉法人南高愛隣会・中津少年学院参観。

平成19年1月25～26日実施。(参観者：北村・鮎田・三井・綿貫)

札幌刑務所参観。

平成19年3月8～9日実施。(参観者：北村・三井・綿貫)

知的障害者更生施設かりいほ参観。

## D．考察

平成18年度に実施した研究の概要は上記のようなものであるが、これらの研究を通して、我が国の現状を研究していく上での基盤ができたと考えている。何よりも矯正・福祉の両方の施設を参観し、担当者の現場の声を直接聞く機会を持てたことが、今後の研究を文献研究に留まらない「生きた研究」となる基盤を提供してくれたと考えている。

## E．結論

来年度以降は、今年度得た矯正施設における実態調査のデータに対する更なる分析を行うとともに、海外の動向に対する研究・視察を実施することで、更なる知見を深め、本研究に資する研究を実施していきたいと考えている。

【添付資料 1】「知的障害者」又はその疑いのある受刑者調査実施要領

1 調査対象等

(1) 調査対象施設

調査対象施設は、5部制の刑務所全庁及び女子刑務所1庁とする。

対象施設は以下表1のとおり。

表1

5部制 A	黒羽, 千葉, 静岡, 川越少
5部制 B	札幌, 宮城, 府中, 横浜, 名古屋, 京都, 大阪, 神戸, 広島, 高松, 福岡, 長崎
女子	麓

(2) 調査対象者等

平成18年10月31日現在(閉房時)収容されている受刑者で、以下表2の基準1～5に該当する者

表2

	基準	想定される状態像	基準番号
CAPASでのIQ相当値70未満の者で、右のいずれかに該当する者	・医師診断により知的障害(精神遅滞, 精神発達遅滞等を含む)の診断を受けた者	m判定 知的障害者	基準1
	・医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSM- における「精神遅滞」の診断基準に合致する者(この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床判断のみでも差し支えない。)	知的障害者の疑い	基準2

基準		想定される状態像	基準番号
上記以外の者 (CAPASが実施 未了であった者 等)のうち、右 のいずれかに該 当する者	・医師診断により知的障害(精神 遅滞, 精神発達遅滞等を含む)の 診断を受けた者	m判定 知的障害者	基準 3
	・医師による知的障害診断は受け ていないものの, 心理技官の判定 により, DSM- における「精神遅 滞」の診断基準に合致する者 (この場合, 個別知能検査が実施 されていることが望ましいが, 臨 床判断のみでも差し支えない。)	知的障害者の疑い	基準 4
<b>療育手帳を所 持している(又 は, 所持してい ると申告してい る)者</b>		知的障害者	基準 5

DSM- IVにおける診断基準は, PDFファイルで別添しています。

本調査は, 知的障害者の「疑い」のある者を含めて把握しようとするものですので, 処遇指標の属性や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による通報の要否と関連なく判断して差し支えありません。

## 2 調査票

本調査は調査票が2種類あります。

それぞれの調査票のシートに「入力要領」がありますので, これに従って入力願います。

### (1) 分類担当者用調査票(調査)

上記調査対象者に係る属性, 性格特徴, 帰住先などの分類情報について記入をお願いするものです。

### (2) 保護統括・処遇統括用調査票(調査)

所属施設における知的障害及び知的障害の疑いのある受刑者に対し, それぞれの立場や業務内容から, どのような対策を講じているか等について記入をお願いするものです。

(添付資料 追加分)

厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究(田島班)」事務局 御中

平成19年5月25日 法務省矯正局

貴研究班の上記研究において、藤本哲也分担研究者研究班の課題とされました“刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査”について、当局において特別調査を実施した結果は、下記のとおりです。

## 1 刑事施設における知的障害者 調査対象者

平成18年10月31日の時点で、全国15庁の刑務所(注)に収容されている受刑者(27,024名)のうち、知的障害者又は知的障害が疑われる者(410名、男子のみ、平均年齢48.8歳、療育手帳所持者26名)。

(注)今回の調査では比較的規模が大きな15庁を調査対象とした。その内訳は、犯罪傾向が進んでいない者を収容する刑務所(A系列)が4庁、犯罪性の進んだ者を収容する刑務所(B系列)が11庁である。また、医療刑務所は含まれていない。

### 調査結果の概要

今回調査した知的障害者(知的障害が疑われる者を含む)の特徴は以下のとおり。

主な罪名は、窃盗(43.4%)が最も多く、以下、詐欺(6.8%)、放火(6.3%)の順であり、次いで、盗品等関係、覚せい剤取締法違反などとなっている。

犯罪の動機は、「困窮・生活苦」(36.8%)、「利欲」(20.7%)、「性欲」(9.3%)の順であり、次いで、その他、激情、遊びなどとなっている。

事件を起こした際に無職であった者が80.7%を占める。

86.1%の者が中学校卒業以下であり、高校卒業の学歴を有する者は、6.6%である。

B系列の刑務所における調査対象者の平均入所回数は6.75回であり、今回の受刑を含め、刑務所への入所回数が5回以上に及ぶ者が54.4%いる。

以下は、今回の受刑が2回目以上の者(285名)についてのデータである(出所者全体のデータではない)。

前回の出所時に仮釈放であった者の比率は20%である。

前回の出所時の帰住先が判明しているのは、56.5%であり、その内訳は父母、兄弟・姉妹等の「親族のもと」が27%、「更生保護施設」が10.5%、「知人のもと」が5.3%、「社会福祉施設」が1.1%、「雇い主のもと」が0.7%、「その他」が11.9%である。

前回の受刑からの再犯期間が3か月以内の者が32.3%を占めている。また、60%の者が1年未満で再犯に至っている。

1. 今回の調査はサンプル調査であり、上記の比率はいずれも刑事施設にお

け

る知的障害者全体についての傾向を表すものではありません。

2. 今回の調査では、調査対象施設の多くが犯罪性の進んだ者を収容するB系列の刑務所であり、そのため、対象者に占める再犯者の割合が高くなっています。

## 2 少年院における知的障害者

### 調査対象

平成19年1月1日の時点で、全国の少年院に収容されている知的障害者及び知的障害者に準じた処遇を必要とする者（130名，男子113名，女子17名，

平均年齢17.5歳，療育手帳所持者29名）

（参考：平成18年12月末日現在の少年院在院者数 4060名）

### 調査結果の概要

主な非行名は窃盗（44.6%）が最も多く，以下，強制わいせつ（9.2%），傷害（8.5%），放火（5.4%）の順である。

非行の動機としては，「利欲」（35.4%），「遊び」（13.8%），「共犯者の誘い」（12.3%）を挙げた者が多い。

学歴は，中学校卒業が43.8%，高校中退，高校在学，中学校在学がそれぞれ15.4%である。

対象者の92.3%が今回初めて少年院に入院した者である。

今回の入院が2回目以上の者（10名）のうち，60%が前回出院後，1年以内に再非行に至っている。

非行時の居住状況は，80%の者が家族と同居しており，身元引受人として 実父母（またはその一方）を挙げる者の比率は82.4%である。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成18年度 分担研究報告書

分担研究者 清水 義恵

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A. 研究目的

触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題

B. 研究方法

調査分析の計画

- 1 対象の定義、範囲を明確にする 知的障害の程度・発達障害の程度・自立的社会生活能力等（研究全体の共通テーマ）。

2 触法障害者の保護観察・更生緊急保護の実施例と課題

(1) 保護観察の種別及び更生緊急保護における実施事例の実態調査

- \* 居宅（社会生活の基盤）がある者と更生保護施設に委託された者の別。
- \* 矯正施設との連携（地域社会内への受け入れに至った状況）の実態。
- \* 福祉との連携（福祉支援への移行に至った状況）の実態、背景。

(2) 矯正施設からの受け入れ要請があったが受け入れに至らなかった事例の実態調査

- \* 数量的把握と分析
- \* 事例の把握と分析。
- \* 更生保護施設の実情・判断と保護観察所の調整・判断。
- \* 福祉との受け入れ調整の実態と福祉側の判断。
- \* 受け入れができなかった場合の最終的な措置（矯正施設の出所時点調査）。
- \* 地方更生保護委員会における仮釈放準備調査の視点からの検討（仮釈放に載せる 地域支援への移行調整機能 の検討）

3 更生保護施設の受け入れ態勢の実態と課題

- \* 施設の職員体制、施設運営の実態と課題
- \* 処遇業務の実態と課題
- \* 制度面の実態と課題

4 更生保護と福祉との連携に関する制度面の実情と課題

- \* 障害者福祉との連携、あるいは移行に関する運用面と制度面の実情と課題
- \* 移行モデル事業の実施検討
- \* 「相互参入」の可能性についての検討  
公的社会内処遇センター構想との関わりの検討

## C. 研究結果

更生保護の仕組みの概要について

- 1 更生保護の役割は、犯罪や非行をした人たちが再び過ちを犯さないよう、遵守事項の遵守という枠組みを設けながら、社会内において必要な指導監督、補導援護等を行い、その円滑な社会復帰、社会的自立を助けることにある。

その役割は主として4つの柱から成っている。

第1は A 矯正施設からの仮釈放による社会内処遇への円滑な移行、

第2は B その社会内への円滑な移行のために行う帰住先の確保等の環境調整、

第3は C 社会内処遇の措置として実施される保護観察、

第4は D 保護観察の対象とならない刑務所満期釈放者等の更生緊急保護

である。

その他の所掌業務を含めて概要を一覧すると次のようになるが、本稿では触法知的障害のある受刑者、少年院在院者、保護観察対象者等の地域支援への移行、連携という観点から更生保護の現状と課題を考えるという目的に沿って、上記のAからDの4つの局面を柱として検討する。

### < 更生保護の所掌業務概要 >

仮釈放（刑務所・少年院からの刑期あるいは収容期間満了前の仮釈放）

保護観察（犯罪・非行をした者の社会復帰のための指導監督と補導援護等）

更生緊急保護（刑務所満期釈放等で他から保護を受けられない者の保護）

環境調整（刑務所・少年院収容者の帰住後の受け入れ調整、相談等）

医療観察（心神喪失の状態で大な他害行為を行った者の医療の確保等）

犯罪予防活動

- 2 更生保護の機関及び実務に当たる従事者等

更生保護の実務を担う機関は、上記の仮釈放に関する調査、審理、決定等を担う地方更生保護委員会並びに保護観察や環境調整、更生緊急保護の実施に当たる保護観察所がある。地方更生保護委員会には委員が置かれていて、3人の合議体を構成して仮釈放の審理、決定をおこなう。また保護観察官も配置されており、仮釈放の審理のための調査を行うとともに、仮釈放の帰住地等の調整にも関わる。保護観察所には保護観察官及び社会復帰調整官が配置されているほか、法務大臣から任命される民間のボランティアである保護司が地域ごとに配置されている。保護観察官は上記の保護観察所の所掌業務に従事し、社会復帰調整官（原則としてPSWから採用）は医療観察に関する業務に従事する。保護司は保護観察や環境調整の活動に従事することとされており、公的な権限に関わるが、その本質は地域において隣人的支援という立場を生かして関わることにある。

- 3 地方公共団体の関わり

上記のとおり、国の機関及び個人として国の任命を受けてその権限に関わる保護司が更生保護に従事するが、地方公共団体についてはその事務として所掌されるものは制度上ない。

ただし、後述する更生保護事業については、更生保護事業法（平成7年法律第816号）により国と同様に地方公共団体も営むことができることとされている。また同法には地方公共団体が更生保護事業に協力できる旨が規定されている。

しかしながら、更生保護事業に対する地方公共団体の協力には様々な実績があり地域的

支援を必要とする更生保護事業に大きな力となっているものの、地方公共団体が自ら更生保護事業を営んでいる例は存在しない。

なお平成19年度において、新たな制度として国の営む更生保護施設が北海道沼田町に創設され、旭川保護観察所の事務として、沼田町の農業就労支援との連携により運営されることとなっている。国の営む更生保護事業の新たな局面でもあり、地方公共団体の関わりの新たな局面でもあって、新たなモデルの開設として注目される。

#### 4 更生保護法人

更生保護の従事者として大きな存在であり、欠くことのできない役割を担っているのが更生保護法人である。更生保護事業が民間の篤志的な事業として創設されたという精神的なルーツも含めた歴史的な経緯は社会福祉事業と共通したものがああり、実際にも篤志の創業者でそれぞれに共通して関わった人物が少なくない。

更生保護は社会内処遇として地域社会に生活基盤を得ながら自立、社会復帰することを支援するのが基本的な機能である。地域社会の生活基盤となるのは、住居、仕事、適切な人的関係（保護者等）である。

犯罪前歴があることによってその生活基盤を喪失している者は多く、それを確保することがなければ社会復帰支援は困難である。更生保護法人は民間の立場でこのようなニーズに対応し、更生保護事業法に定める更生保護事業を実施する法人である。

更生保護事業法において定められている更生保護事業は、「継続保護事業」、「一時保護事業」、「連絡助成事業」の三つがある。

このうち継続保護事業は、仮釈放等により保護観察に付されている者や満期釈放者などで保護を必要としているものを「更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊所を供与し、教養、訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に必要な生活指導を行い、環境の改善又は調整を図る等その更生に必要な保護を行う事業」である。

また一時保護事業は、上記の仮釈放等により保護観察に付された者に対し、「帰住をあっせんし、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その更生に必要な保護を行う事業（継続保護事業として行うものを除く）」である。

さらに連絡助成事業は、継続保護事業、一時保護事業その他の「更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業」である。

更生保護法人の設立及び事業の実施については国の認可を要する。更生保護法人は全国に163あるが、このうち継続保護事業のみを営む法人が98、一時保護事業及び連絡助成事業を営む法人が49、連絡助成事業のみを営む法人が15、すべての事業を営む法人が1となっている（平成18年4月1日現在）。

#### 5 更生保護施設

前記4の更生保護事業のうち、社会復帰支援において最も重要な役割を担っているのは更生保護法人が営む継続保護事業であり、「更生保護施設」を設置して被保護者を宿泊させ、食事の給与、社会適応のための処遇プログラムの実施等の補導、就職の援助、生活自立に必要な知識・教養の訓練などを行っている。基本的にはこれらの処遇は保護観察所の委託によって実施されており、委託に要する経費は一人ひとりの委託実績に応じて支弁される。

全国に99の更生保護法人が営む101施設（ほとんどが1法人1施設で、2法人だけが2施設を設置し経営している。）があり、総収容定員は2,274人（うち男子2,106人、女子168人 平成18年4月1日現在）である。

多くは20人定員で、職員は委託費の積算上は4人である。その事業実績等は次の項において取り上げる。

更生保護施設は、歴史的に見ると戦前の司法保護事業法による刑余者保護を行う司法保護団体から、戦後の更生緊急保護法による更生保護会、そして現在の更生保護事業法による更生保護施設へと変遷してきているが、司法保護団体、更生保護会の時代には主として満期釈放者を保護の対象として社会福祉への橋渡し、何らかの保護や足がかりを得られるまでの過渡的で緊急的な保護を行う施設として位置づけられてきた。あくまでも社会福祉への橋渡しとして緊急的な保護を行うという性格の制度であった。これは戦後の制度創設時にGHQの意向として、収容して保護する施設が必要であれば一般の国民同様に生活保護

施設などの社会福祉施設でまかなうべきであるとの主張があり、それとの妥協として、満期釈放者等について6か月以内の緊急措置として保護を行い、保護観察中の者については保護観察の指導監督や補導援護という社会復帰処遇の一環ではなく応急的な救護措置として保護するという制度設計がなされたものである。したがって更生保護施設の受け入れる被保護者も満期釈放者中心であり、刑事政策的な機能として仮釈放者などを受け入れ、施設内処遇から社会内処遇への移行を進める処遇施設には発展し難かった。

またこの経緯から、自己完結的に社会的な自立を支援する機能として成熟せず、一方で社会福祉につなぐ機能も、実務の運用において更生緊急保護の制度の枠での対応優先という議論が犯罪前歴者を避ける傾向とない交ぜになって定着し、社会福祉と更生保護の間の谷間を広げ、その谷間に置かれる対象者が生み出されてきたとも言える。

その後、社会経済情勢の変容や刑務所出所者を受け入れる親族等の環境が弱まったこと、仮釈放者の受け入れ処遇施設としての機能を高める努力が施設関係者の努力で進められたことなどの経緯を踏まえ、平成8年に現在の更生保護事業法が施行されるに至って刑事政策における処遇施設としての位置づけが明確にされた。緊急的な保護や応急的な保護ではなく、保護観察における補導援護を国から委託されて実施できる機能も認められている。

しかしながら、施設の職員体制や施設の規模、予算上の委託期間などの実態は従前とさして変わっておらず、特に高齢や障害のある被保護者を社会的自立にまで支援する機能は弱く、またそういった被保護者を社会福祉の地域支援につなぐ仕組みが整備されていないという課題は依然としてある。高齢や障害を有する受刑者の増加が課題になっている現状において、更生保護施設が社会福祉事業を併せて営む方向に向かい、それだけの力量を備えることができるか、社会福祉施設が更生保護事業を併せて営む方向に向かうか、相互参入というそのいずれの考え方も制度、実態の両面から見ると言うべくして容易ではない。しかしながら実際の問題に即して、一人ひとりのケースに即して連携の実践例を積み重ね、そのスタディーを共有することで刑事政策と社会福祉の分野の連携策をさらに進めていくことはできるし、そこからの検討がまず必要であろう。

## 6 触法障害者の社会復帰支援と更生保護

本研究の知的障害のある矯正施設収容者を地域生活支援につなぐというテーマにおいて更生保護が関わる課題は、上記1に掲げたフェーズAの仮釈放の社会生活移行機能に対象者をのせていく運用、そして同フェーズBのAに先立って行う帰住先、引き受け先の調整、次いでそれに引き続くフェーズCの仮釈放後の保護観察における社会福祉との連携支援機能であり、そのほか満期釈放者等についてはフェーズDの更生緊急保護の機能である。

またこれらに先立つ大切な機能は矯正施設において知的障害者としての判定が、社会復帰あるいは地域生活支援ニーズの把握としてなされるところから始まらなければならないということもある。かつそのためには矯正処遇と社会福祉に共通した判定基準を構築する必要もあると思われる。しかしそれは現状において容易なことではなく、現実的ではない。刑務所においてはその過剰収容状態の中で容易に手が及ぶことではないし、対象となる受刑者にしてもそれ以前の社会生活において療育手帳の発給などの支援対象から疎外され、捜査や裁判段階でもそのような個別的ニーズは顧みられることなしに累犯者として受刑に至っている人たちが少なくないのであり、それを矯正施設の処遇の見直しから検討するということでは議論が始まらない。

それは更生保護施設においても後述するように同様で、今回の調査において知的障害の分類に属する人たちを少なからず受け入れていることが把握できたが、その知的障害の支援ニーズを見据えて受け入れたのではなく、就労を含めた通常の社会生活が可能な人たちとして受け入れているのが大部分であると思われる。

この研究テーマが福祉サイドから提起されたことには大きな意義があるが、その意義を受け止めて上記の課題に取り組むためには、まず福祉サイドから支援モデルを示し、そこへつないでいく動きとして矯正施設、更生保護のフェーズA、B、Cの機能を立ち上げてみるのが实际的であろう。

特に少なからぬ知的障害の受刑者が、本人から引受人や適当な帰住先を申し出ることができず、また引受人、保護者などから忌避されている場合においては、フェーズBの段階で更生保護施設の受け入れ調整が行われるのが一般であるが、社会生活適応能力を中心に受け入れの判断がなされている中では難しいこともある。もちろんかなりの障害を前提に

更生保護施設が受け入れる場合もないではないが、委託期間に限度がある上、地域生活支援の専門的機能を有していない更生保護施設としてはその後の福祉施設との連携や移行が見込めない中で自己完結的な処遇の場としての受け入れ表明ができがたいという現状がある。

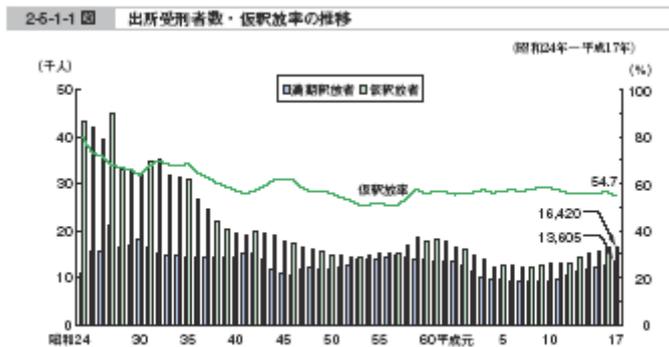
そのためには、矯正施設入所当初において引き受け先がない対象者について、矯正施設の事例提起を受け、その地域支援を受け入れ得る福祉施設とフェーズBの環境調整を担う保護観察所と更生保護施設、フェーズAの仮釈放に載せる準備調査を担う地方更生保護委員会とが支援カンファレンスを開催する試みが必要と考えられる。そういうスキームで障害者福祉の専門家が矯正と更生保護のプロセスに入っていくことが本研究の問題提起が福祉サイドからなされたことの意義でもあろう。

少なくとも更生保護施設において社会復帰、地域生活での自立支援まで見据えた処遇のあり方を検討し、構築していく重要な契機にもなると考えられる。

### 「更生保護」に関わる人たち

前記 により概観したところを数字によって以下確認しておくこととしたい(この項で使用する資料は断りが無い限り平成18年度版犯罪白書によっている)。

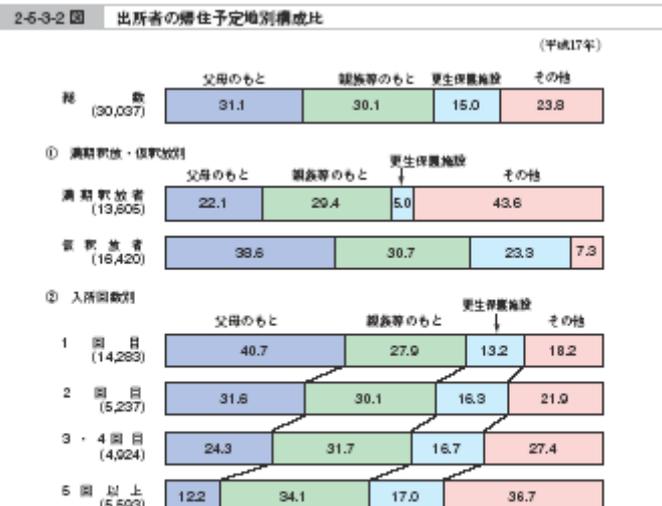
#### 1 仮釈放・満期釈放の人員



注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。  
2 女子の満期釈放者数及び仮釈放者数のデータについては、CD-ROM参照。

\* 受刑者の仮釈放による出所率はおおむね55パーセントであり、仮釈放による出所人員は1万6,000人を超えている。

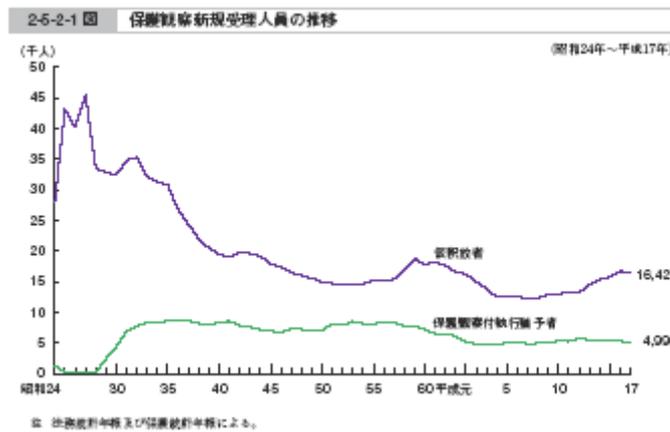
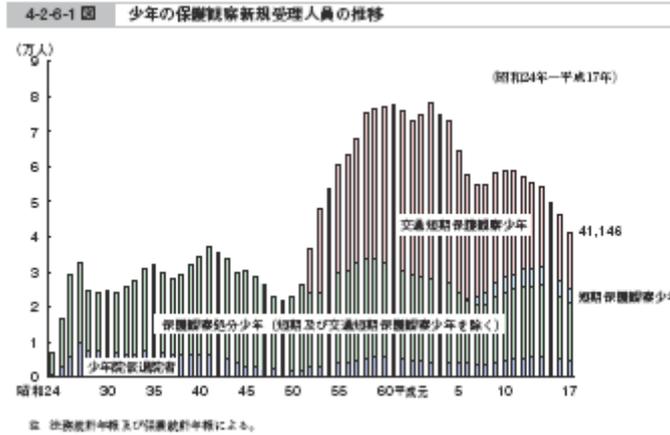
#### 2 刑務所出所者の帰住地別の人員



注 1 矯正統計年報による。  
2 「親族等のもと」は、配偶者、兄弟姉妹、知人、養子及び社会福祉施設を含む。  
3 ( ) 内は、実数である。  
4 総数及び入所回数別には、国際受刑者移送法(平成14年法律第66号)に基づいて国外に送付移送された12人を含む。

\*引き受け先がなく更生保護施設を帰住地とする者が満期釈放者で5パーセント、仮釈放者で23.3パーセントいる。更生保護施設があることで社会復帰の足がかりを得ている者が多数に上っていることを示しているものである。

### 3 保護観察の人員



### 4 更生緊急保護措置別の人員

2-5-3-1 表 援護等・更生緊急保護の措置の対象者種類別実施人員 (平成17年)

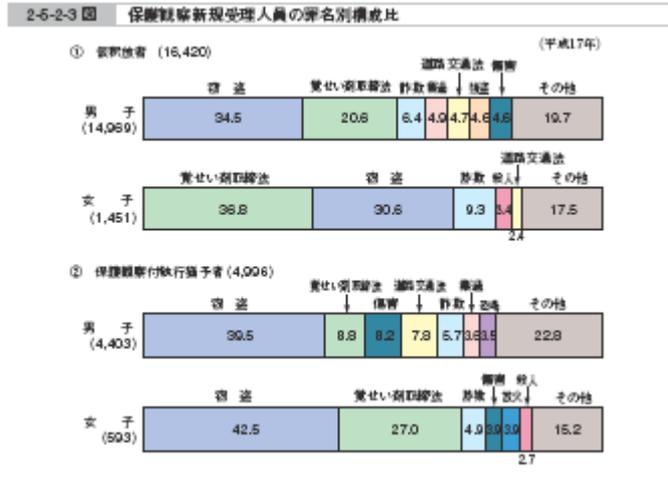
対象者の種類	保護観察所において直接行う保護					更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託
	総数	主な措置別人員				
		食事給与	衣料給与	医療援助	旅費支給	
保護観察等	4,125	452	367	11	412	6079 (13)
仮釈放者	3,075	184	285	6	151	5020
保護観察付執行猶予者	769	194	35	4	193	735
保護観察処分少年	117	35	6	1	35	88 (6)
少年院仮退院者の執行停止	164	39	41	-	33	255 (7)
更生緊急保護	9,111	1,458	485	12	1,677	3,879
別の執行終了	5,340	699	219	10	821	2,189
別の執行免除	-	-	-	-	-	-
別の執行猶予	1,873	352	127	1	417	900
起訴猶予	1,461	325	102	1	343	603
補導処分終了	-	-	-	-	-	-
罰金・科料	275	62	21	-	75	51
労務場出場・仮出場	157	19	35	-	19	72
少年院退院・仮退院期間満了	5	1	-	-	2	25

注 1 保護統計年報による。  
2 複数の措置を受けた者は、それぞれについて計上している。  
3 「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。  
4 ( ) 内は、単人単位に対する委託であり、内数である。

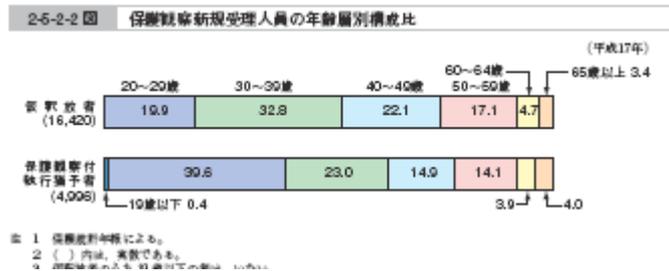
\* 住居や引受人がないため「更生保護施設」に保護委託した人員は、年間で **9,958人** (右欄の計)

\* 保護観察所が実施する更生緊急保護の支援メニューは一時保護であり、表のとおり限られている。  
 更生保護施設においては、近年酒害・薬害等の依存者に対する教育プログラムやSSTによる生活技能訓練、あるいは少年施設における保護者参加のキャンプなど、各種の処遇プログラムの導入が図られている。

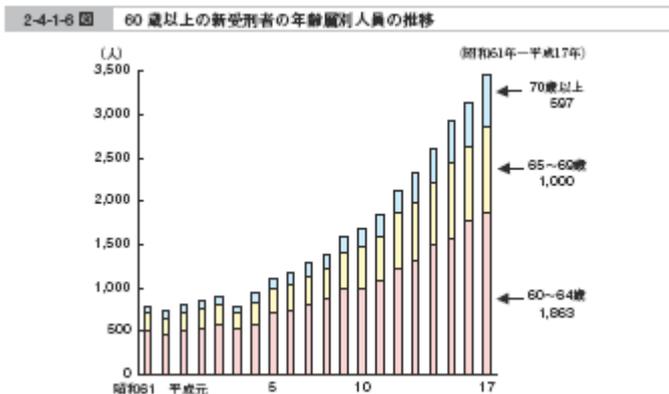
## 5 保護観察に付された者の罪名別人員



## 6 同年齢別人員 (高齢化)



\* 仮釈放者のうち60歳以上の高齢者が約8パーセントをしめる。



\* 新受刑者においては60歳以上が約11%を占める。

## 更生保護と触法知的障害者との関わり

本項においては、平成18年9月中旬に全国の更生保護施設から退所した **479人**、

について、知能指数に関連付けて分析した。

調査結果の概要を列記すると次のとおりである。なお今後は受け入れ実績のある更生保護施設に対して、個別にヒアリングを行い、具体的な課題等を掘り下げていくこととしている。

更生保護施設における知的障害者の受け入れについては相応の実績が認められる。IQ69以下の人たちが91人、20パーセントに及んでいる。

しかしながら、知的障害者としての判定に基づく支援プログラムは用意されておらず、またその面での福祉との連携の上に受け入れているものではないと思われる。

抽出調査ではあるが、退所に引き続き福祉施設に計画的な移行がなされたケースは認められない(ただし高齢や身体障害などの事情で緊急対応として移行がなされた人が3人いる)。すなわち通常の就労が可能な被地を受け入れるという範囲の対応であり、個々の知的能力や特性に応じた支援メニューを提供する受け入れではないというのが実情であろう。

そのことは言い換えれば、通常の就労が可能という心証が得られない障害者(より支援ニーズの高い障害者)は受け入れられていないことを意味している可能性が高い。

更生保護施設が受け入れた人たちの中でIQ69以下の人たちについては次のような状況が認められる。

\* 年齢は50歳以上が70パーセント近く、60歳以上は30パーセントに及ぶ。

\* 刑務所入所歴では2入以上が60パーセントに及び累犯か傾向が認められる。

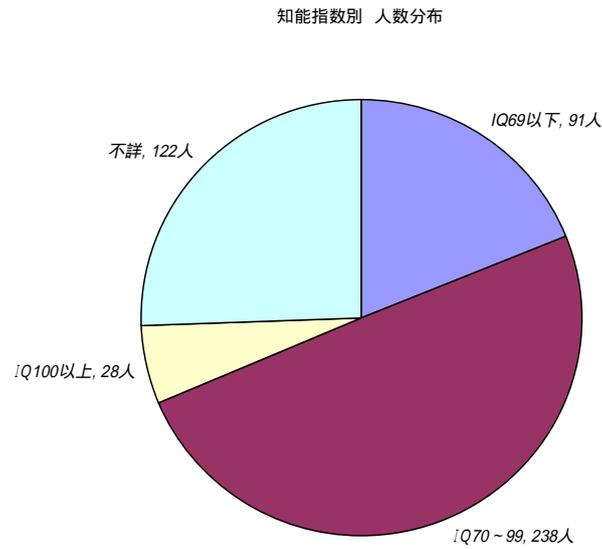
\* 刑務所出所時の所持金は60パーセントの人たちが3万円以下。

\* 半数以上に対し、刑務所収容中に受け入れ側の更生保護施設職員の面接がなされている。

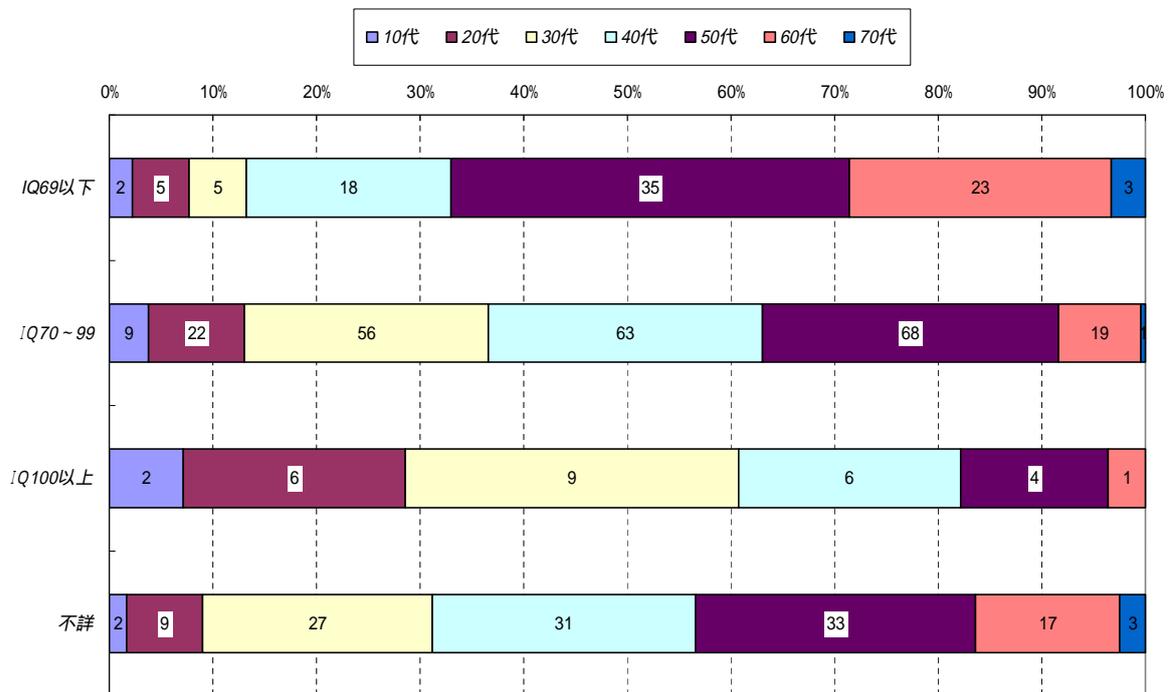
\* 更生保護施設退所時の就労率が低い。また就労の端緒としてはほとんどが協力雇用主への紹介であり、ハローワーク、情報誌は少ない。ほとんど単純技能労働。

\* 自立退所の率が低い。

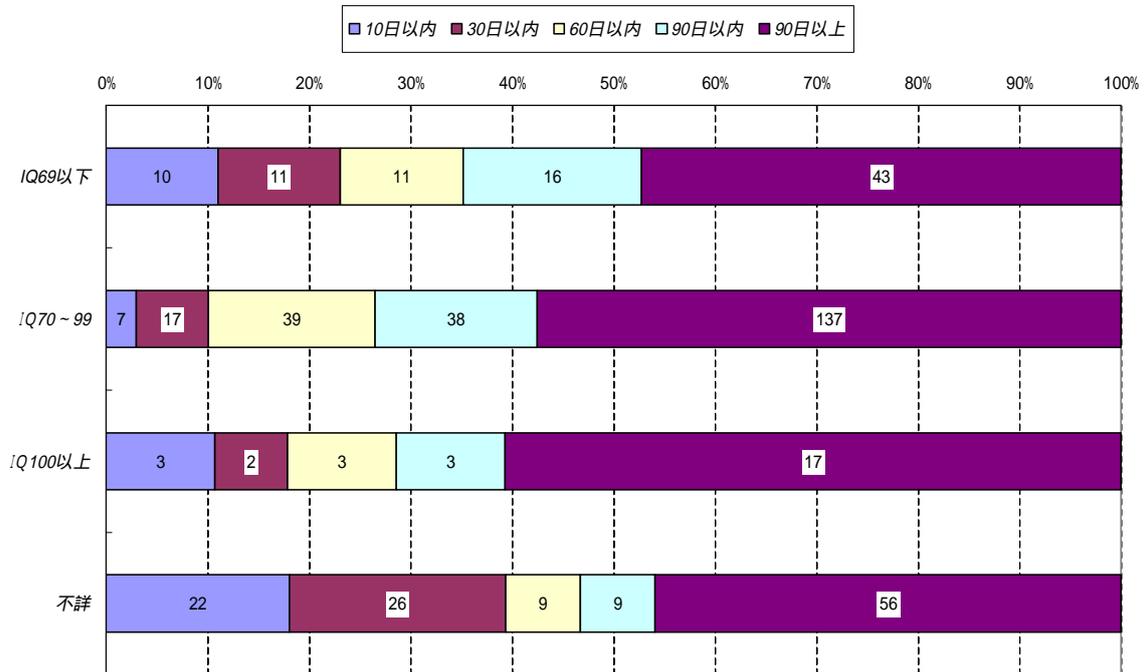
## 1 更生保護施設入所者の知能指数別人員



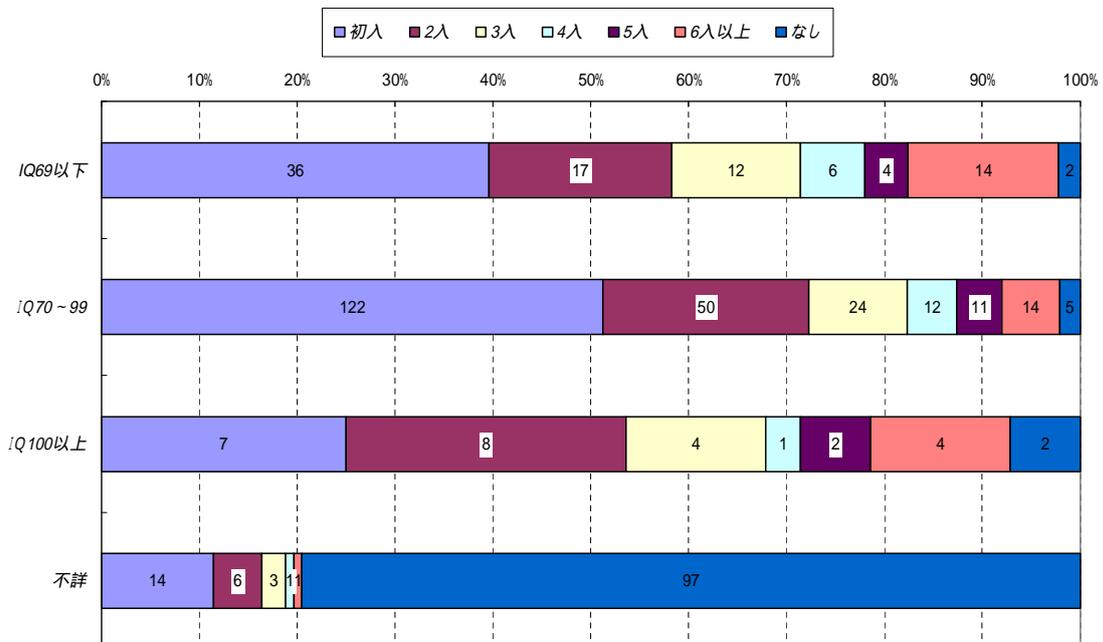
## 2 年齢構成 \* 棒グラフ中の数字は、人数（以下同様）。



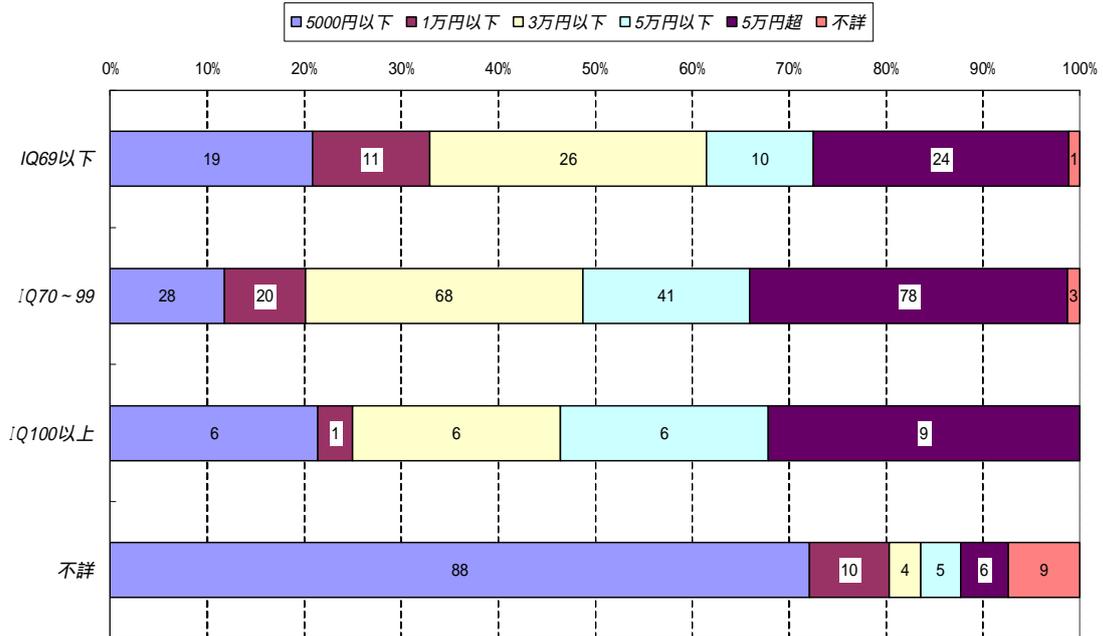
### 3 入所期間



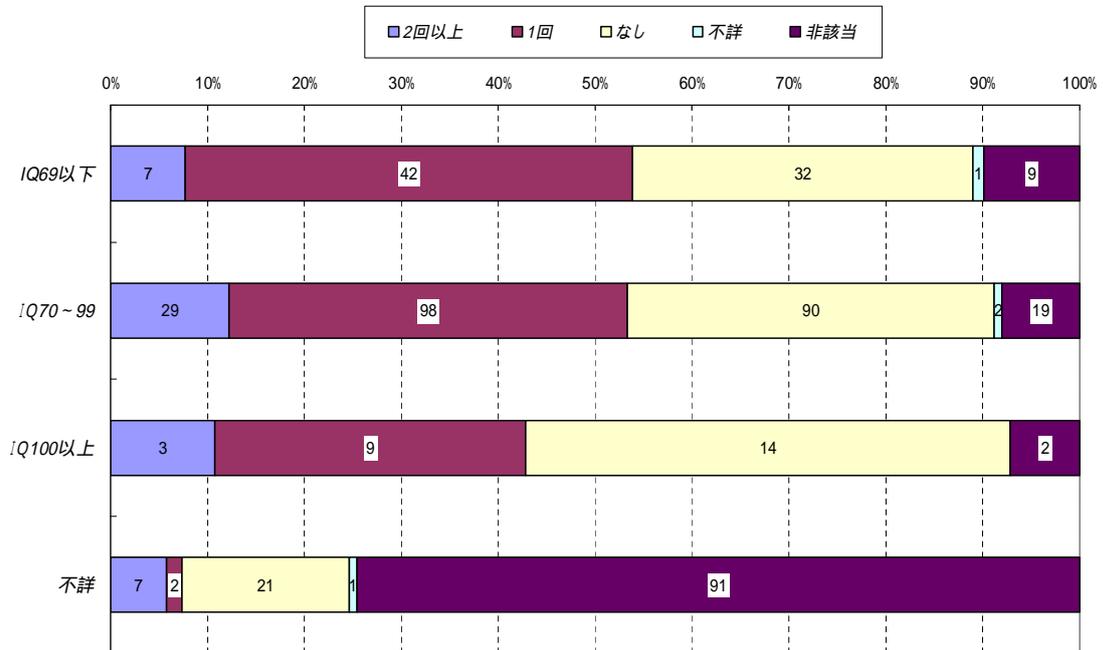
### 4 受刑歴



## 5 入所時の所持金

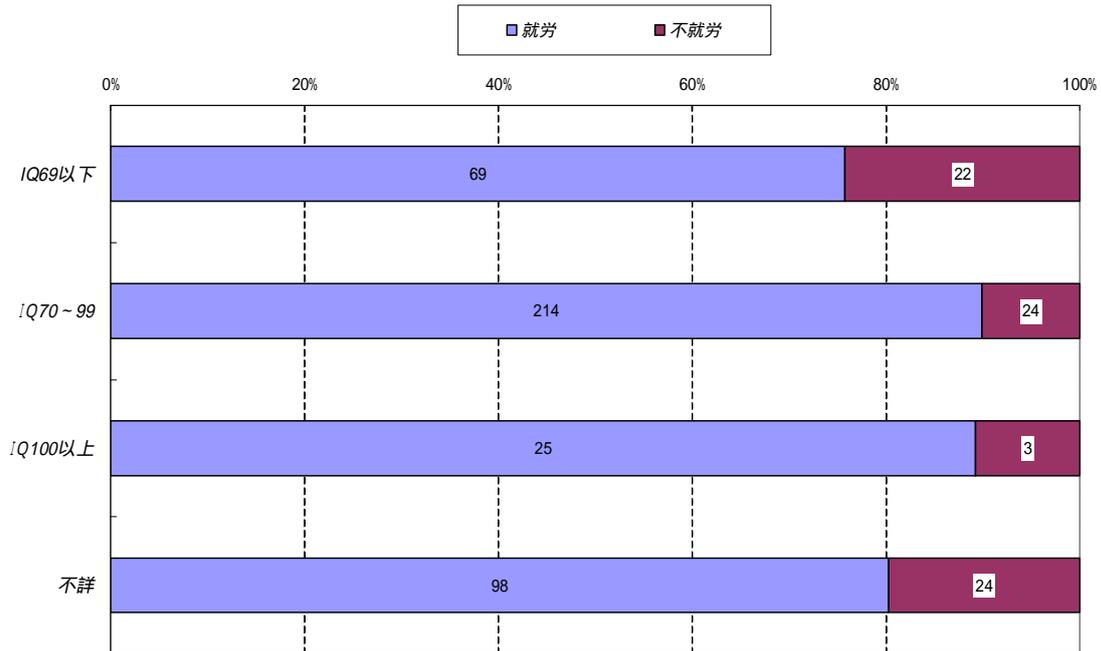


## 6 (矯正施設在監中における) 施設面接の回数

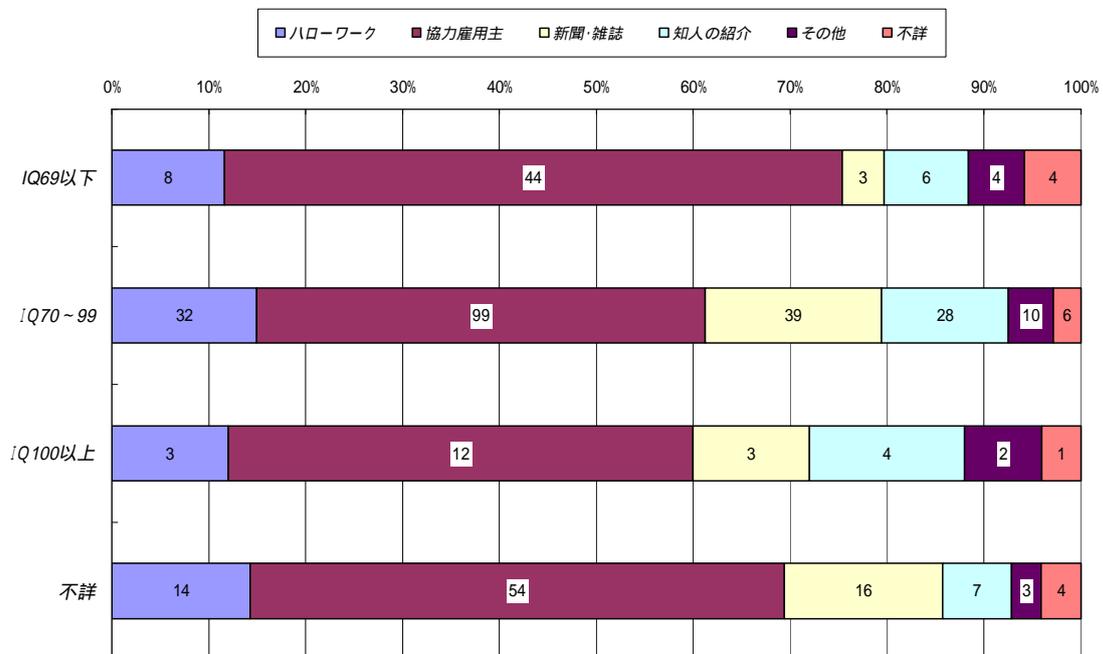


## 7 就労の状況

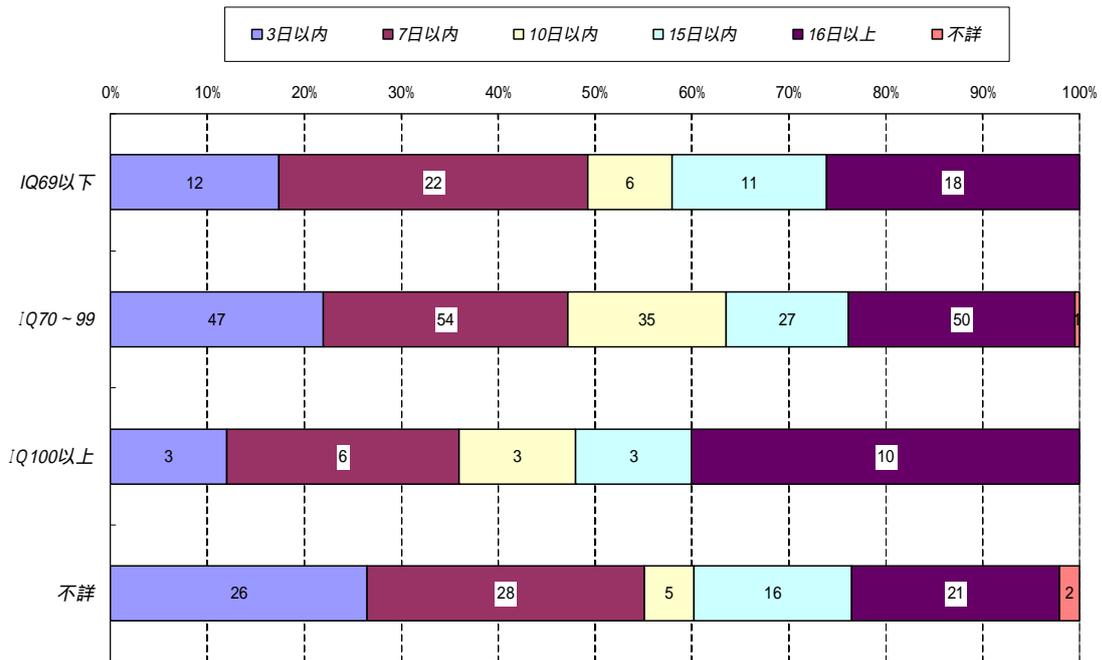
### (1) 就業の有無



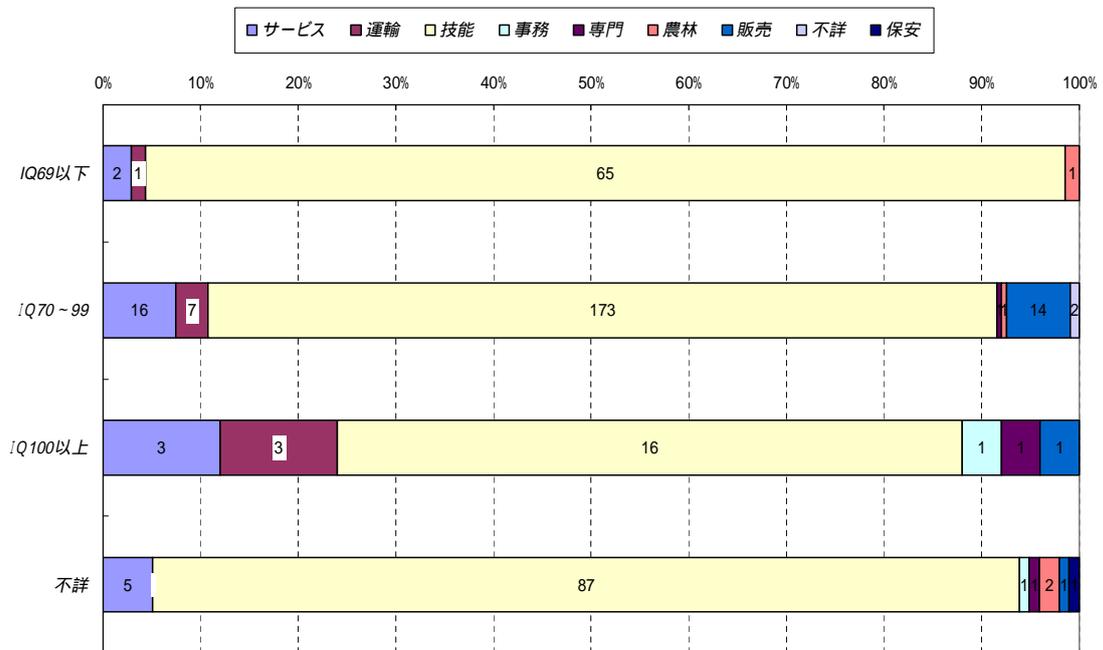
### (2) 就職の端緒



( 3 ) 就職までに要した日数

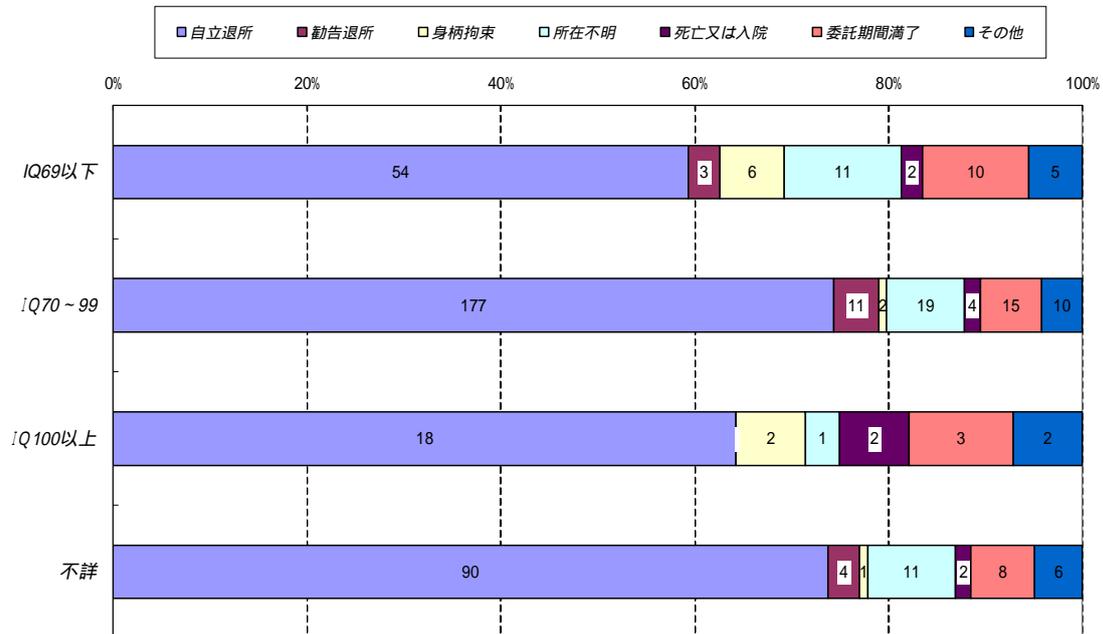


( 4 ) 最初の就職における職種

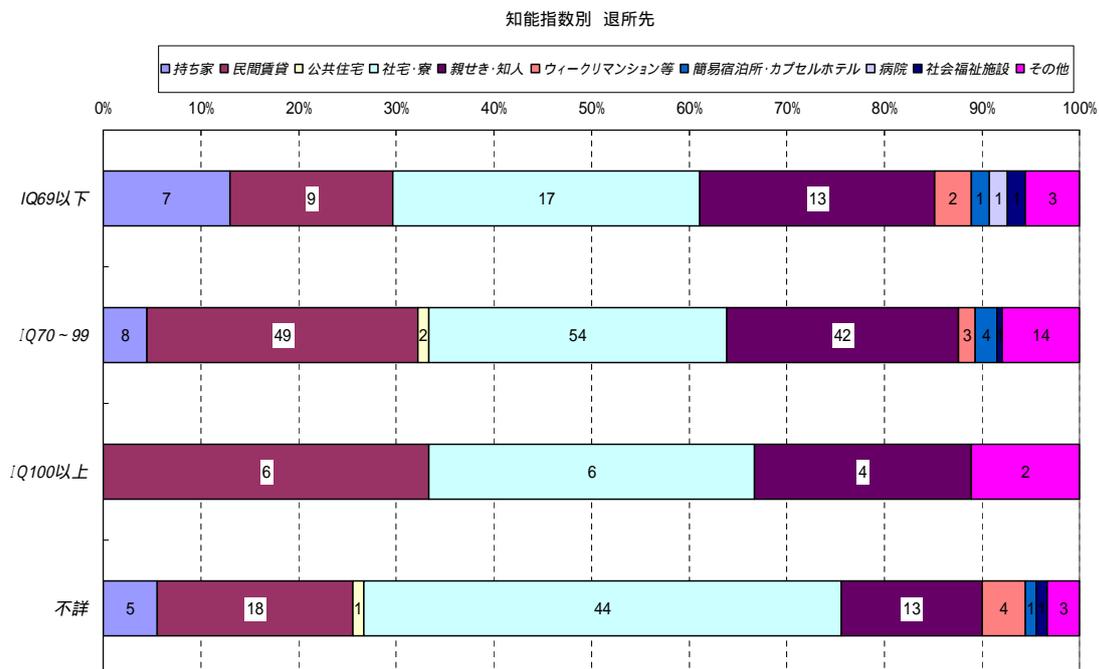


## 8 退所の状況

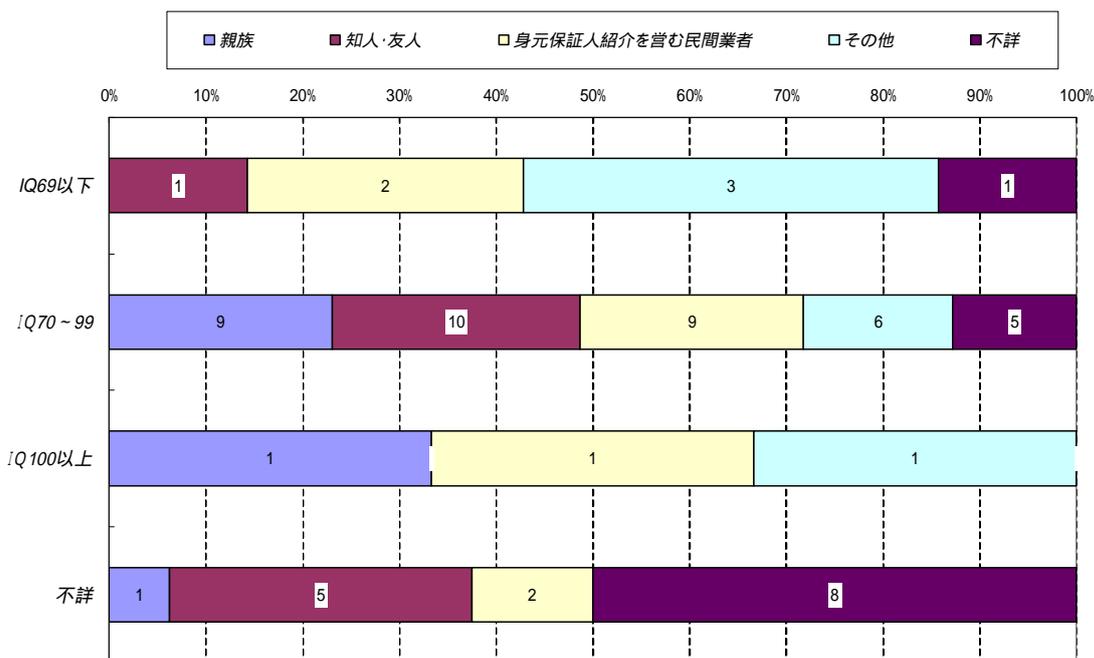
### (1) 退所状況



### (2) 退所先



### (3) 保証人の依頼先



### D. 考察

引受人のいない知的障害受刑者の支援策を切り開くために

- (1) 更生保護施設は住居のない出所者等に対して自立支援を行っているが、その在所期間は平均約2か月。受け入れている被保護者の多くはその間に自立準備が可能な人たち、というのが現状である。もちろん薬物やアルコール依存者、あるいは長期刑受刑者、粗暴傾向のあるもの、累犯者等々、様々な処遇上の配慮を要する人たちを受け入れて24時間態勢で指導援助に当たっている実績は本人にとっても社会にとっても大きな役割を果たしているものである。しかしながら障害者や高齢者など福祉ニーズの高い人たちを地域生活支援として受け入れ、対応する態勢は十分ではなく、一方で福祉につながることも現状では難しい。その結果引受人がいない受刑者の場合は満期まで受刑して身ひとつで釈放になってしまうことが多い現状にあり、再犯、再受刑の悪循環を招くことになる。

このような現状を打開する方策を制度面、運用面から探っていく必要があるが、それは矯正、更生保護、社会福祉のそれぞれの制度を個別に検討し、あるいは建前としての連携を唱えるだけでは難しいと考えられる。記述のとおり、矯正施設や更生保護の現状をそのままにして、そこの手づかず部分をそのまま社会福祉に投げ渡す方策を求めるのではなく、社会福祉モデル、すなわち地域支援モデルを提示してもらい(いずれ判定基準もそれに入ると思われる)、それをフィードバックする方法で地域支援につながる矯正施設や更生保護の役割、何ができるかを検討して、新たな流れとしての連携スキーム(後述の「合同支援会議」のチャートはその具体化でもある。)を一體的に構築する試みが必要であろう。

### E. 結論

- (2) 前記(1)の試行課題を实践する方策とし平成19年1月、社会福祉法人「南高愛隣会」・麓刑務所・中津少年院・九州地方更生保護委員会・長崎保護観察所等で「合同支援会議」を立ち上げ、引受先のない入所者について、入所当初から、引き受け先の調整、療育手帳認定にかかる手続き、支援方針の策定などを連携して継続的に行うモデル事業を動き出すことができた。今後、更生保護施設の役割も具体的に検討しながら他の地域にも広げていくことを検討したい。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成18年度 分担研究報告書

分担研究者 山本 譲司

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A．研究目的

「虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状」

B．研究方法

- (1) 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態
  - ・ 最近における刑事裁判の実例
  - ・ 罪を犯すに至った背景と経緯
  - ・ 裁判への福祉サイドの関わりは？
- (2) 八王子平和の家における事例と課題
  - ・ 施設としての支援体制
  - ・ 施設内における支援上の課題
  - ・ 地域移行に至るまでの課題
- (3) 矯正施設における障害者の処遇
  - ・ 障害のある受刑者の日常生活
  - ・ 障害者への更生プログラムは？
  - ・ 神奈川医療少年院の処遇実態とその効果
- (4) 横浜市における虞犯・触法等の障害者への福祉政策
  - ・ 更生援護特別処遇事業の効果と課題
  - ・ 自立生活アシスタント制度の活用
- (5) 和歌山県福祉事業団の取り組み
  - ・ 少年院からの退院者への支援事例
- (6) 更生保護施設の実践事例
  - ・ 東京実華道場における実情
  - ・ 更生保護施設の制度上の問題点（職員配置や予算面など）

## C．研究結果 調査分析

### (1) 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態

刑事裁判は年間約8万件、そのうち第一審裁判所で、精神障害者（知的障害者も含む）と認定された人は千名近くいる（そのうち心神喪失で無罪となった人は0.1%）。国選弁護人が担う刑事裁判が70%を超え、争いのない自白事件は99%、争う否認事件は約1%という状況下においては、潜在的には更に多くの知的障害者が被告人として存在すると思われる。

そこでこの間、協力研究者とも手分けし、知的障害者が被告人である裁判の傍聴を数多く行なってきた。そこから見えてきたのは、障害を全く配慮されずに、彼ら知的障害者が機械的に刑務所に送られてしまう、現在の刑事裁判の実態であった。また、彼らが罪を犯すに至った背景を探っていくと、必ずそこには、「福祉の不在」があった。

### (2) 八王子平和の家における事例と課題

第一審で実刑判決を受けた知的障害者の身元引受人となり、その後、控訴審において、施設長が情状証人として出廷するなど、八王子平和の家として裁判への関わりを持った。すると控訴審では、八王子平和の家への入所を条件に、あっさり第一審の判決は棄却され、執行猶予判決へと変わった。この例からも、知的障害者が被告人である刑事裁判の場合、福祉サイドが支援している姿さえあれば、実刑判決を避けることが可能であることが分かる。

なお、彼らのような知的障害者を受け入れた場合、施設側の支援体制や地域移行への道筋など、多くの課題が山積していることも確かだ。

### (3) 矯正施設における障害者の処遇

現在、成人矯正施設（刑務所）では、知的障害のある受刑者への、障害面を考慮した具体的処遇はほとんど行なわれていない。一方、少年施設（少年院）では、3施設（神奈川県神奈川医療少年院・三重県宮川医療少年院・大分県中津少年学院）において、特殊教育課程が設けられており、箱庭療法・キネジセラピー・音楽療法・作業療法・CAI（Computer Assisted Instruction）教育・サイコドラマ・SST（Social Skills Training）などを行なっている。

そこで私たちは、法務省少年矯正課の協力のもと、上記3施設のうち、神奈川医療少年院と宮川医療少年院を訪れ、特殊教育課程の実情を視察した。福祉の場での支援内容と重なる部分も多く、成人矯正施設における特殊教育課程導入の必要性を痛感した。

### (4) 横浜市における虞犯・触法等の障害者への福祉政策

横浜市は、人口360万人を数える我が国最大の政令市であり、これまでも福祉分野をはじめ独自の施策を展開している。本研究の対象である触法知的障害者に対しては、対象者が民間障害者施設を利用するに際し運営費を助成する「更生援護特別処遇事業」が定められている。また、単身等で生活する知的障害者に対しての「知的障害者自立生活アシスタント派遣事業」があり、地域生活を継続するために具体的な生活場面において助言やコミュニケーション支援を実施する施策がある。

更生援護特別処遇事業は、「横浜市民間障害者施設運営費助成事業実施要綱」（平成15年3月31日規定）の第8条及び第9条に規定されている「特別処遇費助成事業」のひとつとして掲げられている。対象者は、家宅侵入、暴行、器物損壊、窃盗、放火、痴漢、売春などの行為等の触法行為を起し、再び起こす恐れの高い者としている。この対象者が知的障害者施設（入所又は通所）を利用し、早期に自立した地域生活に移行することを目的に、対象者の障害状態に応じた個別的な支援を行った場合に、その経費を助成する事業である。

**【助成額】**

入所	2,310円（日額）
通所	1,590円（日額）

**【利用実績】**

	15年度	16年度	17年度
入所	1	2	3
通所	16	17	17

知的障害者自立生活アシスタント派遣事業は、地域で一人暮らしをしている者、知的障害者のみで生活している兄弟・夫婦・親子などが対象者であり、特に触法の知的障害者を対象とするものではないが、地域生活を安定させるための支援として取り組むために、結果として触法の課題がある知的障害者も含まれることとなる。

事業の実施は、横浜市が委託する事業所が知的障害者の生活支援に関する専門知識を有する自立生活アシスタントを配し、訪問や電話等による衣食住や健康管理、消費生活などの相談・助言。コミュニケーション支援として、対人関係調整や関係機関との連絡調整の支援などを行う。更に、緊急時対応も行うこととなっている。

委託事業所数は13事業所である。（平成18年10月）

**【委託費】**

平成18年度	9,682,000円
--------	------------

【利用者状況】（平成18年3月31日時点の全事業所対象）

利用登録者数		登録者計	
		268名	構成比
年齢別	～19	3	1.1%
	20～29	65	24.3%
	30～39	89	33.2%
	40～49	50	18.7%
	50～59	43	16.1%
	60～	18	6.6%
障害の状況	最重度	8	3.0%
	重度	60	22.4%
	中度	94	35.1%
	軽度	95	35.4%
	手帳なし	11	4.1%
生活状況	単身	93	34.7%
	独身寮等	0	0.0%
	障害者世帯	39	14.6%
	高齢等の家族との同居	70	26.2%
	単身生活移行な者	52	19.4%
	その他	14	5.1%

（5）和歌山県福祉事業団の取り組み

和歌山県福祉事業団は、当事業団の「地域生活移行にかかるスクラップ&ビルド＝障害者自立支援法にかかる入所施設を利用できない軽中度障害者スクラップ&ビルド」をベースとして県立施設の今後のあり方を「県障害福祉課」と平成16年～ワーキングを実施中。そこで、障害者自立支援法の施行にかかる「入所授産施設＝由良みのり園(定員50名)」の再活用「制度になじまない＝触法・非社会的傾向者・独り生活困難者・不乱的傾向者」等々の人たちの「生活・就労・自律トレーニング」の場としての「障害者更生援護施設」としての「特化したセーフティネット機能」への位置づけを「県障害福祉課」と協議を行なっている。

以下、触法・虞犯障害者支援に関わる具体的取り組みの例を挙げる。

Aさん 22歳男性

満期で少年院出院 罪名：殺人

保護者なし

・少年院・保護観察所より出院後の支援体制の相談あり

援護市町村・周辺事業所・事件前に支援してきた関係者等の調整会議

( 4 回 )

- ・ 出院前の面談 ( 2 回 : 1 回は本人入らず )
- ・ 出院後関係機関を交えての調整会議  
毎週 1 回 ( 最初の 1 ヶ月 )      2 週間に 1 回 ( 次の 1 ヶ月 )  
毎月 1 回
- ・ 生活の場・日中活動の場を完全分離し、和歌山県福祉事業団と他民間の社会福祉法人が支援体制を作る。
- ・ 援護市は、制度の手続きおよび調整に取り組む。
- ・ 2 ヶ月間、生活の場は和歌山県福祉事業団の職員住宅を利用する。  
最初の 1 ヶ月は、休日の余暇時間にも同行し把握に努める。  
次の 1 ヶ月は、余暇時間でも本人の意志に任せ、本人からのニーズに応える体制を取る。
- ・ 2 ヶ月後市営住宅に移り、単独生活に入る。  
生活支援は、援護市の居宅介護を利用  
日中活動は、引き続きマンツーマン体制で支援しながら、就労先を模索しているが未だ就労先は確定していない。

B さん 25 歳男性

- ・ 養護学校卒業後グループホーム ( 和歌山県福祉事業団 ) に入居するが、恐喝で少年院入院。
- ・ 出院後、和歌山県福祉事業団の入所授産施設に入所。
- ・ 企業に就労したことから退園し、単独生活をはじめ中、当初は職員が支援を継続していたが、本人が関係を切りたがる。
- ・ 同時に、以前の交友関係が活発化し、職場も辞め、アパートも引き払い友人が溜まり場になっている家に居候を始める。
- ・ 居候宅は、暴力団関係者も出入りし不健全な環境である。
- ・ 今後の支援を関係者で協議しているが、本人はとにかく和歌山県福祉事業団や行政とは関りたくないというのが現状。
- ・ ただ、現在本人の年金証書や通帳は以前在籍していた施設が預かっているため、聞らざるをえない状況である。

その他

- ・ 暴力団関係者と交流する知的障害者
- ・ 放火事件を起こした知的障害者 ( 和歌山カレー事件林宅 )
- ・ 万引き常習者

( 6 ) 更生保護施設の実情

更生保護施設の保護対象者は更生保護事業法等によって細かく定められているが、対象者の多くは、「保護観察を付されているもの」、「刑務所を満期釈放されたもの」、「刑の執行を猶予されたもの」、「起訴猶予されたもの」、「その他」となっている。

しかし、更生保護施設は、上記法律によって定められた保護対象者のすべてを収容しなければならないということではなく、環境調整として施設受入の可否を選択することが出来る。選択の基準は、多くの施設は定款で「更生保護施設の目的として・・・その自立更生に必要な保護を行い、もってその者の更生を図ることを目的とする」とある。この自立更生の前提があるため、次のような要保護者が引き受け不可となるケースがきわめて多い。

A : 就労が困難な者・・・ 身体障害者、 病弱者、 高齢者

B : 犯罪内容が地域対策上配慮の必要な者・・・ 性犯罪者、 放火犯、 世間

の注目を浴びた事件の犯罪者

C：依存症・・・ 覚醒剤、 アルコール、 シンナー等薬物

D：施設の管理運営上配慮の必要な者・・・ 粗暴犯罪、 粗暴性格者、 暴力団等、 反社会組織に属する者

上記のような人たちが更生保護施設の処遇対象から除外されるが、その判断の程度は更生保護施設によって差があり、受入の可否判断は更生保護施設に任されている。

そこで、東京都内の更生保護施設「東京実華道場」における障害者の受入状況について調査してみた。

前述したように、当施設においても上記2．A，B，C及びDに該当する人たちの受入には慎重である。しかし犯罪の内容や生活状況などをチェックして前向きに取り組んでいる。過去においても聾啞者を数例保護したことがある。高齢者には難聴も多く、テレビの音を大きくするなど、就労難の他、同室者がある場合には他の被保護者との関係も配慮しなければならない。疾病などは身上調査書だけでは不明確で更生保護施設に入所してから病気が判明したり、発症したりする事例もある。罹病者、罹病の疑いのある者について、診察、加療や入院の医療措置はその都度区の福祉にお願いして面倒を見て貰っている。当会の更生保護施設の存在する文京区及び墨田区の福祉の対応には感謝している。ただ、福祉に依頼するケースは多々あり、被保護者の非常識や保護施設側の知識不足により難渋することもある。障害者、病弱者や高齢者に折角生活保護を適用して住居の配慮までして貰ったのに、規則、規律を守らず、その措置を無駄にしまうことも間々ある。矯正施設が作成している身上調査書にはIQ相当値が記載されているが、軽度の知的障害とされているIQ相当値69以下のもが30%程度いる。IQ相当値40以下の者も在所しているが、社会生活が出来ないとは言えない。更生保護の処遇とIQ相当値の関連についてはさらに議論を進める必要がある。

現在の東京実華道場の被保護者の状況

収容定員：14人

収容人員：15人(収容保護率107%)

平均年齢：49.3歳

IQ相当値：最低値39 最高値104

100～・・・2人

70～99・・・6人

50～69・・・3人

39～49・・・3人

不明・・・1人

これまで東京実華道場ではIQ相当値39以下の対象者は数名いたが、療育手帳を所持していた人は皆無である。

被保護者の実例 S氏 57歳 IQ相当値39。 刑務所を仮釈放になり、環境調整を経て当施設に帰住した。結婚歴なし。本件傷害・暴行により初受刑。S氏の当施設での生活状況は次のとおり。

コミュニケーション

- ・ 何を聞いてもYESと答え、念を押すとNOと答える。
- ・ S氏の言っていることを理解するのに、何度も聞き返して確認する必要あり。
- ・ こちらに伝わったことを復唱するとNOと言う。

生活行動

- ・ 壁と向かい合って長時間にわたり独り言を言いながら立っているなどの奇行があり、他の被保護者から気味悪がられている。
- ・ 真っ暗な食堂で長時間じっと座っている。
- ・ 促されないと入浴をしないので、異臭がある。

## 就 労

- ・ 受刑前は建設作業員・製本工として継続的に就労していた。
- ・ 当施設在所中も経験のある建設作業員・製本工として稼働。  
日・祝を除く出勤率52.5% (全体平均57.5%)。

## 自 立

- ・ 自立資金として約250,000円貯蓄。
- ・ 一人で不動産屋に行きアパートの賃貸契約をした。家賃26,000円、保証人なし。(アパートでの生活歴はあるが本件受刑前は飯場生活)。
- ・ 11月18日退所予定。

程度はさておき知的障害者である可能性は極めて高いが、予想以上に生活力があり、IQ相当値だけで生活力は判断できないことがわかった。S氏はこれまで福祉につながることなく自立生活を営んできた。兄弟とも疎遠になっており、今後も一人で生きていこうと努力している。

今後仮に、自立困難な知的障害者の疑いがある被保護者が、福祉に頼ろうとする場合、「これからあなたは知的障害者として生きた方がよい」という宣告をしなければならないケースも出てくるだろう。本人にとって何がベターな選択は何かの判断は難しい

## D. 考察

### (7) その他の実践実例

さらに現在、私たちは、赤平協力研究者を中心に、触法・虞犯障害者への具体的支援活動を行なっている。こうした実践活動を通じて、少年院、医療少年院の出院後、また刑務所、医療刑務所の出所後、適切な支援を受けることが困難となっている障害者(手帳を持たない障害者も含む)への対応について、その問題点と今後の課題を探ることができる。

#### 事例1 Aさん(男性20歳)軽度知的障害者

Aさんは窃盗により、H15年2月~H16年7月、とH17年4月~H18年9月の2度、医療少年院送致を受けている。はじめの入院のときは知的障害者の療育手帳を取得していなかったが、1度目の入院中のH16年3月、横浜市の療育手帳を取得した。窃盗の回数は万引きを含め150回にも及ぶといわれているが、これに関し、母親(父親は離婚、現在は内縁関係の男性と同居)からは適切な支援を受けることが出来ず、2度目の出院に対しては身元引き受けを拒否された。ここで横浜市のケースワーカーからの依頼があり、身元引き受けをしたのが横浜の知的障害者入所施設の「てらん広場」である。現在彼はその中で、日中は近くの作業所で部品解体等の作業をして、夜は入所施設(個室)で生活をしている。近い将来にはグループホームへの移行、そして一人暮らしを目指している。

#### 事例2 Bさん(男性56歳)軽度知的障害者

Bさんは、覗きという犯罪を繰り返して過去5回の刑務所暮らしを経験している。静岡、府中、松江、横浜(2回)で合算6年ほどの刑期となっている。横浜市の下町に生まれたときから暮らし、父母と同居していたが、父母とも他界し、今回の出所(H18年11月)に際して、身寄りは80歳をすぎた病気がちの叔母夫婦だけとなってしまった。自宅は現存しているが、一人暮らしには不安も多いため、前述の「てらん広場」が身元引受人となり、そこでの生活を始めている。本人からは一刻も早く自宅に戻り、気ままに一人暮らしをしたいとの希望があるが、彼の「覗き」という犯罪はかなり病的な側面(実際に刑を執行されたのは5回だが、逮捕歴は十数回)もあり、本人自体の年齢を鑑みて福祉での支援がなさ

れている。しかしBさん本人は納得して、この生活を続けているわけではない。

#### 事例3 Cさん(男性18歳)中度知的障害者

Cさんは現在、K医療少年院入院中、既にその期間は2年を超えてしまっている。IQ54、中度知的障害者である彼の犯罪は、放火と下着盗、不法侵入など。母親も知的障害があり、母親が15歳のときに父親がわからない状況で出生した。母親に養育能力がないため、祖父母に引き取られるが祖母も知的障害があり、彼を虐待していた(祖母は数年前他界)とされている。前記の2例よりも、障害は重く奇声、多動などの問題行動はあったが少年院での矯正プログラムが彼の問題行動抑制に効果が合ったようで、問題行動はかなり減少している。祖父は現在では、監護能力がないため、少年院側としても横浜市内にある知的障害者の入所施設を探しているが、いまだに受け入れ施設は見つかっていない。(てらん広場は定員超過の現状)。横浜市障害者相談事業のコーディネーターが八方手を尽くして、とりあえず半年ほどの期間限定で厚木市にある入所施設と受け入れの交渉中。

#### 事例4 Dさん(女性21歳)軽度知的障害、自閉傾向

Dさんは16年3月、女子中学生とのいさかい際、所持していたカッターで相手を傷つけ、また万引きにより少年鑑別所に拘留された。後、家裁の審判を受け、保護観察、そのまま横浜市内の精神病院へ医療保護入院となった。入院中、いくつか知的障害者の作業所、グループホームなどの実習を受けるが、利用者とのトラブルを起こし受け入れは叶わなかった。母親はDさんとうまくやっていく自信がないとの事で家での引き取りを拒否。しばらくDさんの医療保護入院は続くことになってしまった。その後、H18年夏に、受け入れるグループホームが見つかり、今はそこから作業所に通っている。しかし、運よくグループホームが見つからなければ社会的入院に至ったケースといえるかもしれない。

以上、4つの事例は、本来、地域で生活する可能性があるにもかかわらず、本来、引き受け手となるはずの親族に拒否され、本人の本当の意思とは別に、苦肉の策として、入所施設や病院での生活を選ばざるを得なかったケースである。再犯を未然に予防、制御するために施設機能を有効に利用したともいえるかもしれないが、本人が本当の意味で更生して地域の住民の一人としてこれからの人生を歩んでいくことを考えてみたとき、所謂「保護」という意味は持っても、生活支援という意味では本来目指すものとはかけ離れてしまっていることは否定できない。

#### E. 結論

障害者自立支援法の地域生活支援事業では、相談支援事業が重点項目として挙げられている。事例としてあげた例では、過去において、児童相談所や更生相談所が初期の段階で適切な相談支援をしていれば未然に防げたかもしれないことはいくつ考えられる。しかし、行政主体であるこれらの相談窓口は、起こった問題に対して対応する機能はあっても、障害者自身や家族の生活を支援する機能、ましてその人たちの生活を向上させるためにエンパワメントさせていく機能などは持ち合わせていない。さらに、考えなければいけないのがこういった相談支援事業のネットワーク化である。刑務所や少年院に送られる障害者のほとんどは中軽度の知的障害者であり、一般就労の経験があったりその活動範囲はひとつの行政区域や福祉圏域に留まればかりではない。

彼らの持っている生活圏域は一般人のそれとほとんど差異はないとも考えられる。ところが福祉行政の社会は、他の行政区とはほとんどネットワークと呼べる情報のやり取りがなされていない実態がある。今こそ、民間活力を有効利用して動ける相談支援事業のネットワーク化の構築が必要であるといえる。事例に挙げ

た横浜市では市を挙げてこのネットワーク化を推進しているが、東京都ではそれぞれが独自施策を持つ特別区23区が存在が、ネットワーク化の動きの妨げとなっている傾向がある。虞犯・触法の状況におかれている障害者、また刑期を終え、出所してくる障害者に対して既存の相談窓口だけではなく、具体的に生活支援となるネットワークを持った相談支援事業の展開は急務の課題である。特に犯罪の温床の多い東京都で行政区の垣根を越えた柔軟な対応のできる民間の相談支援事業のネットワーク化が強く望まれる。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究  
平成18年度 分担研究報告書

分担研究者 酒井 龍彦

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A．研究目的

現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題

B．研究方法

調査分析

- (1) 社会福祉法人南高愛隣会におけるこれまでの実践事例と分析
  - ・ 罪を犯したり、反社会的行動を起した知的障害者の実践事例からの統計と考察
- (2) 九州管内における罪を犯した障がい者の実態
  - ・ 北九州医療刑務所等矯正施設の実態
  - ・ 長崎県内における更生保護施設の現状と課題
  - ・ 長崎県内における福祉施設の支援の状況（婦人保護施設、救護施設）
- (3) 医療との連携の必要性に関する課題調査
  - ・ 精神障がい者の地域移行への取組みと課題（社会復帰の実態）
  - ・ 精神障がい者の就労（訓練）への取組みについての現状と課題
- (4) 受け入れるための実践的モデル事業への取組み
  - ・ 麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院（中津市）との研究計画
  - ・ 矯正局と保護局と社会福祉法人南高愛隣会との受入れに向けての連携会議の開催
  - ・ 受け入れるための実践方法フローチャートの作成
  - ・ 関係機関による合同支援会議準備会の開催

## C. 研究結果

### (1) 社会福祉法人南高愛隣会におけるこれまでの実践事例と分析

- ・罪を犯したり、反社会的行動を起した知的障害者の実践事例からの統計と考察

(実践事例からの統計と考察)

社会福祉法人 南高愛隣会、並びに、職業訓練法人 長崎能力開発センターにおいて受け入れた、罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人の実態調査報告

#### 1. 調査の目的

社会福祉法人 南高愛隣会（以下「(社福)南高愛隣会」）、並びに、職業訓練法人 長崎能力開発センター（以下「(職訓)長崎能力開発センター」）において、受け入れた罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人たちの実態を調査することにより、更生保護等の機能を福祉サービス分野で担う際の就労・生活トレーニングや地域支援のあり方・課題点を探る礎とする。

#### 2. 調査対象者

(社福)南高愛隣会

知的障害者入所授産施設 雲仙愛隣牧場 (S53~H18)	実利用者251名
知的障害者入所更生施設 コロニー雲仙更生寮 (S56~H18)	実利用者167名
知的障害者通勤寮 双葉寮 (S60~H18)	実利用者 2名
知的障害者通勤寮 諫早通勤寮 (H8~H18)	実利用者14名
グループホーム・ケアホーム (H18現在)	実利用者 5名

(職訓)長崎能力開発センター

長崎能力開発センター (S62~H18現在)	実利用者 271名
------------------------	-----------

合計 710 名

注)「実利用者」とは、 においては全利用者、 は を経由していない利用者、 は を経由していない利用者、 は を経由していない利用者、 は を経由していない利用者とする。

なお、(社福)南高愛隣会において以下の利用者は調査対象から除く

- ・福祉工場コロニーエンタープライズ社員(50名) ・福祉工場ブルースカイ社員(20名)
- ・長崎障害者就業・生活支援センター(登録者210名) ・生活支援センター「らいふ」(登録者67名)
- ・生活支援センター「はびねず」(登録者64名) ・生活支援センター「はあと」(登録者80名)
- ・生活支援センター「びーぶる」(登録者49名) ・ホームヘルプステーションほっと(登録者42名)
- ・デイサービスなかやま(定員30名) ・わーくかんまち(定員12名)・わーくやまびこ(定員20名)
- ・生活介護事業所なごみ(定員10名) ・就労継続支援事業なごみ(定員10名)
- ・雲仙愛隣牧場・分寮ワークショップペガサス(定員15名)

### 3. 調査項目

実人数、性別、犯行時の年代、犯行時の支援状況、犯行時の家庭環境、障害種別、知的障害の程度（療育手帳）、障害区分、現在の支援状況、犯罪の種類、犯罪の程度・状況、累犯状況

### 4. 結果・考察

#### イ. 実人数

（社福）南高愛隣会並びに（職訓）長崎能力開発センターにおいて受け入れた罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人の実人数  
84人 / 710人中（11.8%）

#### 考 察

昭和53年4月～平成18年12月の期間に対象施設を利用した人たちの11.8%は、罪を犯したり反社会的行動を起こした人であった。

この結果から、福祉施設においても、罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人たちの更生保護的な役割を少なからず果たしている状況が窺える。

また、あえて言及するまでもなく、一般企業への就職や地域での普通の暮らしを阻む要因の一つとして反社会的な行動があげられる。そのため福祉施設内トレーニングの中においても、当然更生保護施設的な役割や犯罪者を生まないための教育・訓練は重要となっている。

（参考資料1）（職訓）長崎能力開発センター第16回 修了生の実態調査報告書  
八. 離職理由 表24 離職理由別の延べ離職者数

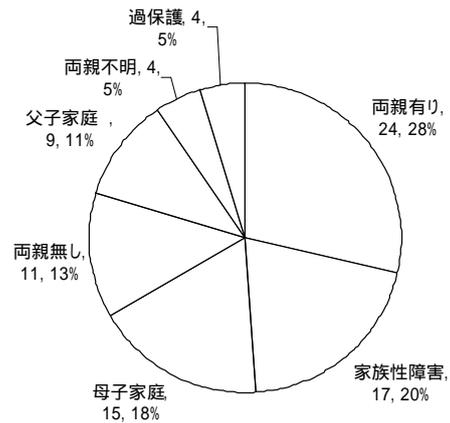
ロ. 性別 男 65人（77.4%） 女 19人（22.6%）

#### 考 察

昭和53年4月～平成18年12月の期間に対象施設を利用した人たちの中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人たちの性別は、男性が多い状況であった。

## 八．犯行時の家庭環境

両親有り24人 (28.6%)  
 家族性知的障害17人 (20.2%)  
 母子家庭15人 (17.9%)  
 両親無し11人 (13.1%)  
 父子家庭9人 (10.7%)  
 両親不明4人 (4.8%)  
 過保護4人 (4.8%)

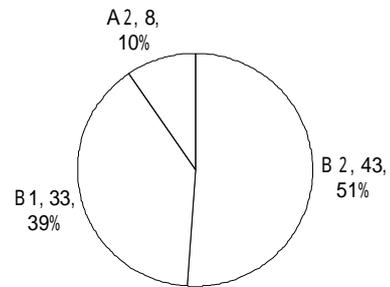


### 考察

昭和53年4月～平成18年12月の期間に対象施設を  
 罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の家庭環境は、**両親有り**が約3割である。  
 家族性知的障害 (20.2%)、両親無し (13.1%)、両親不明 (4.8%)、過保護 (4.8%)  
 を合わせると約43%の人は家庭環境にも課題があるような背景が窺える。

## 二．知的障害の程度 (療育手帳)

B2 (軽度) 43人 (51.2%)  
 B1 (中度) 33人 (39.3%)  
 A2 (重度) 8人 (9.5%)  
 A1 (再重度) 0人



### 考察

昭和53年4月～平成18年12月の期間に対象施設を利用した人たちの中心、  
 罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の、**知的障害の程度**の程度は、**軽度・中度の割合が多い。**

また、下の図表を参照し、厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成12年)と  
 比較しても、軽度・中度の割合が多いことがわかる。

(参考資料2-2) 「平成18年版 障害者白書」

厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成12年)

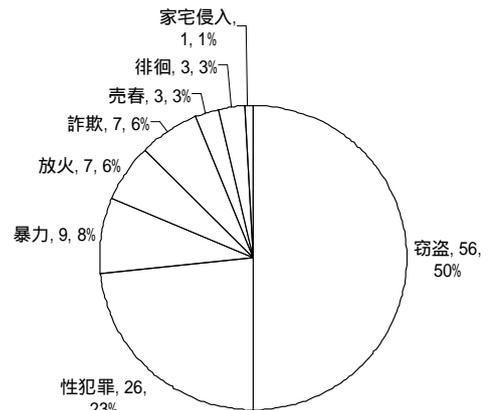
図表2-1-17 障害の程度にみた知的障害児・者数(在宅) 参照

B2 (軽度)	73,200人 (22.2%)
B1 (中度)	77,600人 (23.6%)
A2 (重度)	92,600人 (28.1%)
A1 (最重度)	45,500人 (13.8%)
不詳	40,300人 (12.2%)
合計 (総数)	329,200人

ホ．犯罪の種類

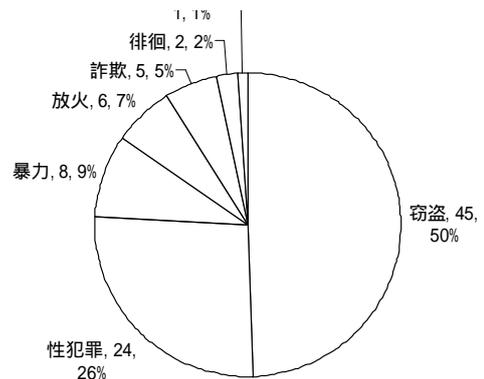
(全体) (延べ人数 112人で集計)

窃盗	56人 (50%)
性犯罪	26人 (23.2%)
暴力	9人
放火	7人
詐欺	7人
売春	3人
徘徊	3人
家宅侵入	1人



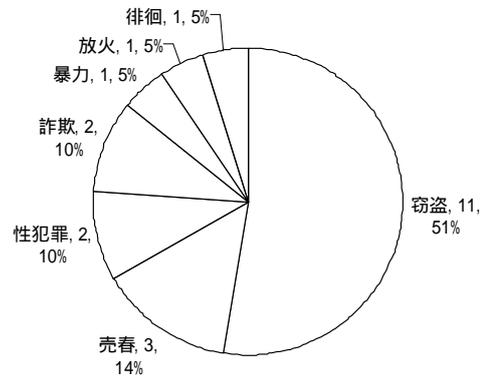
(男性) (延べ人数 91人で集計)

窃盗	45人 (50%)
性犯罪	24人 (26%)
暴力	8人
放火	6人
詐欺	5人
徘徊	2人
家宅侵入	1人



(女性) (延べ人数 21人で集計)

窃盗	11人 (51%)
売春	3人
性犯罪	2人
詐欺	2人
暴力	1人
放火	1人
徘徊	1人



考察

犯罪の種類は、全体的には窃盗が最も多く約半数を占め、続いて性犯罪である。性別で比較をしても、同様の結果であった。

窃盗が最も多い傾向は、「平成18年版 犯罪白書」の資料 ・刑法犯の罪名別認知件数(平成17年) ・刑法犯の認知件数の罪名別構成比(平成17年)を参照すると、わが国の犯罪の動向と同様の結果であった。

(参考資料3 - 1~3) 「平成18年度 犯罪白書」

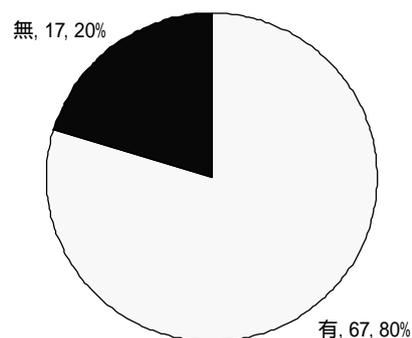
1 - 1 - 1 - 3図 刑法犯の認知件数の罪名別構成比 参照

## へ．累犯状況

実人数84人中、80%にあたる67の人に、犯罪や反社会的行動を繰り返す傾向がみられた。

### 考 察

以上の結果は、今後さらに福祉サービスにおいて、トレーニング機能・更生保護機能を強化する際の課題点となるであろう。



## まとめ

平成18年度においては、（社福）南高愛隣会、並びに、（職訓）長崎能力開発センターにおいて、現在までに受け入れてきた罪を犯したり反社会的行動を起こした知的障害のある人たちの実態を調査した。

それにより、今までの福祉施設においても更生保護的な役割を少なからず果たしている現状が窺えた。

また、障害のある人たちが罪を犯す背景に家庭環境が大きな要素を占めており、知的障害の程度は軽度・中度の割合が多い事も見えてきた。

犯罪の種類は窃盗が約半数を占めており、障害の有無に関係なく、わが国の犯罪動向と同様の結果であった。

さらに、累犯を重ねる傾向は今後の課題としてあげられた。

この調査を踏まえて、今後は罪を犯した障害のある人たちが利用している福祉サービス（就労・生活トレーニングから地域支援に至るまで）の実態を調査し、障害程度区分との整合性や、更生保護という視点で見た場合の法制度上の課題点等を探っていきたい。

そして、福祉サービスの内容を深め、実践を通して効果的な就労・生活トレーニング方法や地域支援のあり方を具体的に報告していきたいと考えている。

## (2) 九州管内における罪を犯した障がい者の実態

### 入所中の知的障がい者の把握について

成年矯正施設においてはCAPAS測定により実施されており、又少年院においては家庭裁判所の審判時に詳細な個人情報把握が行われているものの、両者とも療育手帳（知的障がいの障がい程度を専門機関が示したもの）の取得に関しての必要性や把握については十分ではなかった。

更生保護施設に至っては国からの委託事業となり、運営、経営を行う施設の方針により三者三様で、知的障がい者の把握や受入れについてもバラつきがあった。

又、福祉施設の救護施設は生活困窮者（生活保護受給者）の生活保護施設であり、知的障がい者の把握は成されているものの、長期的生活施設の色彩強く、罪を犯した障がい者の受入れは少数であった。婦人保護施設においては知的障がい者の把握は成されているものの、DV防止、婦人保護機能の施設であり、罪を犯した障がい者の受入れについての具体的な回答は得られなかった。

いずれの施設においても、おおよそ知的障がい者の把握は出来ているものの専門機関（更生相談所）による障害程度の判定を受け、療育手帳の取得についてまでは及んでいないのが、おおよその実情のようである。

又、更に矯正・更生保護施設内処遇においては、知的障がいの特性を専門的に理解し対応する仕組みは、専門施設である中津少年学院以外では見受けられなかった。特に、成年矯正施設は犯罪者増加により、入所者は定員を超え職員配置の厳しさの中で一層知的障がい者対応にまで及びきれない実情が伺えた。

又、更生保護施設に至っては、委託費の薄さと有期限等の要件が重なり、運営そのものが保護司の支援を受けても厳しく知的障がい者の処遇にまで及ばず、受入れ時点で拒否される実態もあった。異例であったのはウズ広島でコラージュ療法等取り入れ、心理専門の職員による処遇が成され、知的障がい者も含め、更生、社会自立を積極的に行われていた。

### 出所（退院）に向けての環境調整について

少年院においては入院と同時に帰住地、身元引受人の確定を行い、個々人の教育プログラムについても密なカリキュラムに沿って処遇が成される仕組みとなっていた。しかしながら、仮退院で90～100%が親元に帰り、保護観察所の監督で更生を図るものの、家庭環境の状況により再入院のケースもある。

成年矯正施設においては、個人情報は本人からの聞き取りが中心であり、長崎刑務所においても帰住地希望が家族等35%であるものの、実際の出所後（仮釈放後）の足取りは不明。これらの人々はいったいどこにたどり着いているのだろうか。率直な疑問である。追調査の必要性があるのではないだろうか。麓刑務所によると、満期釈放（身元引受人の無い人）で出所した人の再犯率は高いとのこと。保護観察所の指導の下、身元引受人（保護司等）を付け、仮釈放の期間に家庭に代わり、知的障がい者の特性に合った訓練や処遇支援を福祉施設が担えないものだろうか。

## 出所（退院）後の実態等について

共通して、施設出所（退院）後のアフターフォローについては矯正、更生保護施設及び福祉施設に至るまで、13施設の全てが成されておらず、仕組みが確立されていない。総じて、施設内から外へ出て（保護観察等の終了）から先は何の手だても無いのが実情のようである。

矯正施設や更生保護施設と福祉機関、福祉施設やハローワーク等との連携も希薄であり、断片的である。又、矯正施設から更生保護施設～福祉施設へとつながっていく場合においても、情報保護法の関係上、支援に必要な生育歴等も含む個人情報が伝えにくい状況になっており、支援のバトンタッチ、連携に大きな障壁となっている様だ。福祉施設での支援においては特に対象者の問題背景となる生育歴や能力、障害特性、心身の状況、医療、家族、経済、職歴等トータルでアセスメントし、支援計画につなげていくわけだが、入口のアセスメントでの情報不足は結果的にニーズとマッチせず成果をみないことが多い。

又、麓刑務所においては、入所中に福祉事務所等を招いての療育手帳取得や障害者年金取得、生活保護申請についての説明を取り入れているものの、現実的出所後の活用については福祉機関は申請主義のため、本人が窓口に行き申請手続きを行うことについて、知的障がい者はその仕組みの理解やどこに行きどのように行えばいいのかといった具体的、実際の支援が必要であり、学習効果には疑問が残る。特に社会生活の基盤となる経済的な問題については、矯正施設や更生保護施設においても職業訓練の実施やハローワークの紹介だけでなく、就労支援制度等の導入により強化されつつあるものの、就労しそれを継続することにより経済基盤が確立され一歩前進できる条件となるだけでなく、又、生活の見守り、支援と併せアフターフォロー（地域生活支援）にどうつなげていくかが大きな課題として挙げられる。

## （考 察）

施設内処遇において、知的障がい者の特性を理解し対応できる仕組みや職員の配置及び研修等による処遇改善が必要ではないか。その様な教育による効果は次ステップへ移りやすくするだけでなく、障がいを軽減できる可能性もあるのではなかろうか。

又、施設から出る際の事前の福祉機関や福祉施設との重なり、連携を強化することで法と法の狭間で行き場を失くし再犯を繰り返す障がい者の何らかの手だてにつながりはしないだろうか。

今回の施設見学を終え、罪を犯した障がい者の実態の一部を垣間見ることが出来た。今後、中でも知的障がい者（児）の入所割合の高い麓刑務所と中津少年学院と連携し、研究実践を行い、問題点を更に明らかにし、刑務所（少年院）と保護観察所と福祉施設の連携方法について方策を模索したい。

(3) 医療との連携の必要性に関する課題調査

財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の実態調査報告

1. 調査の目的

財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の実態を調査することによって、精神障害者に対する医療福祉サービス分野における地域支援のあり方・課題点を探る礎にする。

2. 調査対象者

平成19年3月15日現在において財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者

外来通院者 1,222名

入院者 314名

合計 1,536名

3. 調査項目

実人数、性別、過去の犯罪歴、犯罪の種類、犯行時の年代、生育環境、犯行時の居住環境、主病名、累犯状況

4. 調査方法

主治医の聞き取り調査及び、H12年以降の措置入院者症状消退届、措置入院鑑定書を参考にした措置入院歴のある精神障害者のカルテの確認

(参考) 精神保健福祉法第29条に規定される精神科病院における入院形態の一つ。

2名以上の精神保健指定医(3年以上の精神科診療経験を含む5年以上の経験を持つ医師で指定の研修を修め、厚生労働大臣に指定された者)の診察の結果、精神障害であり、入院させなければ、自傷他害(措置要件)のおそれがあると認められた時、本人及び保護者の同意の有無にかかわらず、都道府県知事は国・都道府県の設置した精神科病院または指定病院に入院させることができるという制度

5. 結果・考察

イ) 実人数

H19年3月現在において財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の実人数

34人 / 1536人 (2.2%)

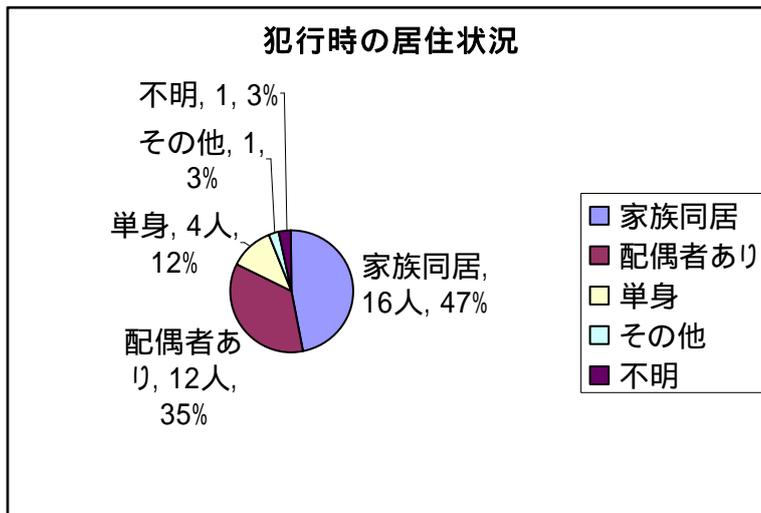
ロ) 性別

男性: 31人 女性: 3人

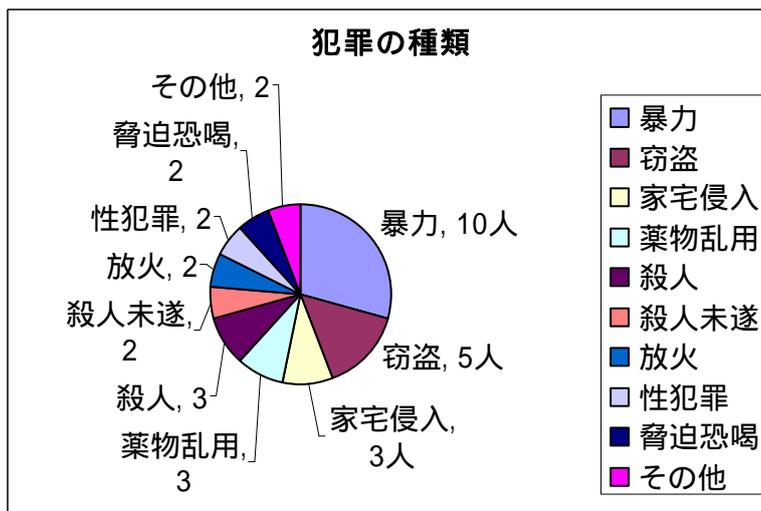
ハ) H19年3月 日における受療状況

外来: 29人 入院中: 5人

二) 犯行時の居住状況

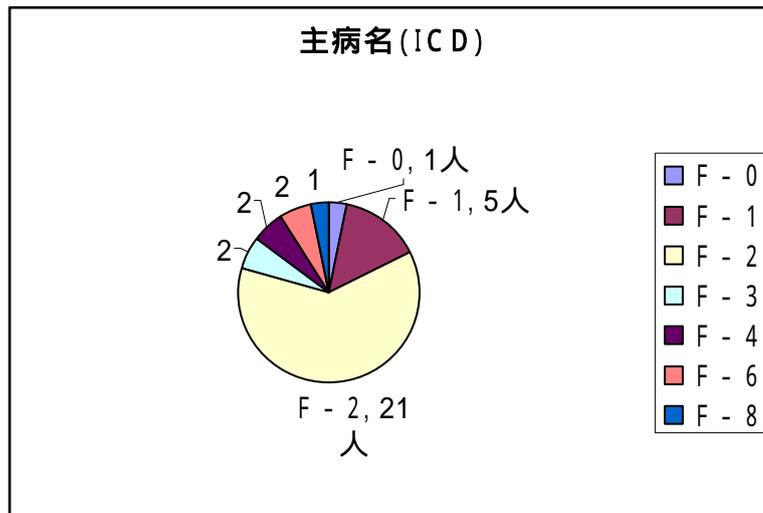


ホ) 犯罪の種類



暴力による事件が最多で10名(26.5%)。  
 殺人、殺人未遂、放火などの特に重大な犯罪は7名(20.6%)  
 その他は器物破損、過失による交通死傷事故  
 薬物乱用は覚醒剤取締法違反である。

## へ) 精神障害の主病名



F - 2 (統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害) が最多で21人(61.7%)。しかし、主病名も含めて、覚醒剤、有機溶剤、アルコールなどの精神作用物質使用による問題を併せ持ったものは12名(35.3%)にのぼる。

- (参考) F - 0 : 症状性を含む器質性精神障害  
F - 1 : 精神作用物質使用による精神及び行動の傷害  
F - 2 : 統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害  
F - 3 : 気分(感情)障害  
F - 4 : 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害  
F - 6 : 成人の人格および行動の傷害  
F - 8 : 心理的発達の問題

## へ) 累犯状況

34名中、5名が犯罪など反社会的行動を繰り返す傾向が見られた。また、9名が当院受療以前に犯罪、反社会的行動を犯したことがある。

## 6. 考察

今回の調査はH12年以降の措置入院者症状消退届、措置入院鑑定書を参考にした措置入院歴のある精神障害者のカルテの確認を中心とした方法をとったために、それ以前の犯罪を犯した障害者や比較的軽度の暴力、器物破損、窃盗などの犯罪を犯した者の例などは計上されていない。そのため、比較的最近の事例や繰り返し反社会的問題を起こす事例が中心となっている。

調査して特に目立つのは 性差(男女比が約9:1と圧倒的に男性の精神障害者が多い)

同居者の存在が犯罪発生の低下に直接結びつくとは限らない(同居者有り28名/34名)。

主病名(F2が最多で全体の61.7%を占める) 精神作用物質使用の問題

(12名/34名(35.3%))が精神作用物質使用の問題を持つ)の4点が挙げられる。

特に については依存症への対策が重要であることを示唆するものと考えられる。

(4) 受け入れるための実践的モデル事業への取組み

- ・ 麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院（中津市）との研究計画

(研究計画)

麓刑務所長、九州地方更生保護委員会との

「罪を犯した障害者の就労と地域生活の現状と課題を探る実践的モデル事業について」

1 主旨

今回の研究の目的は、罪を犯し又は罪を犯しやすい障害者の地域社会生活への自立促進と再犯防止を図るため、生活・就労訓練及び生活環境の整備に必要な法的整備に関して、実態調査とモデル事業に実際に取り組むことにある。現在のところ、法務サイドと厚生労働（福祉）サイドの受刑者に対する情報提供・連携はなく、社会に出た後の福祉サービスの説明がないだけでなく、実際に地域での更生保護事業等における生活訓練においても福祉サイドが関わることはほとんどない。また、出所すること自体の情報提供がなく、その後の福祉サービスを受ける術を知らないこともある。福祉サイドもこうした現状を認知していなかったようである。

よって本調査は、本研究3ヵ年計画の初年度として、貴施設における知的障害者の実態を把握し、今後地域生活への移行に向けてどのような支援が必要となってくるのかを、モデル事業として（社福）南高愛隣会の各事業所で実践を行い、課題点を探り解決方法を見出していくために、次の要領で進めていきたい。

2 実施対象施設 麓刑務所

3 受け入れ対象者

本研究、藤本分担研究者の基準に基づく

基準		想定される状態像
CAPASでのIQ相当値70未満の者で、右のいずれかに該当する者	・ 医師診断により知的障害（精神遅滞、精神発達遅滞等を含む）の診断を受けた者	知的障害者
	・ 医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSMにおける「精神遅滞」の診断基準に合致する者（この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床判断のみでも差し支えない。）	知的障害者の疑い
上記以外の者（CAPASが実施未了であった者等）のうち、右のいずれかに該当する者	・ 医師診断により知的障害（精神遅滞、精神発達遅滞等を含む）の診断を受けた者	知的障害者
	・ 医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSMにおける「精神遅滞」の診断基準に合致する者（この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床判断のみでも差し支えない。）	知的障害者の疑い
療育手帳を所持している（又は、所持していると申告している）者		知的障害者

#### 4 調査方法と内容

##### 1 受け入れ対象者の属性等

本研究 藤本分担研究者の調査票に拠るほか、次の項目について調査する。

	本 刑
1	療育手帳の有無or不明
2	医療状況（既往症、病歴等）
3	居住地（住民票所在地）
4	各種年金の有無
5	資格の有無
6	家庭状況（本人の子について）

##### 2 処遇上、保護上の対応策

知的障害者及び知的障害の疑いのある受刑者に対し、処遇上、釈放時保護上、どのような対策を講じているか、配慮を要する点及び課題は何かについて、調査する。

調査は、本研究 藤本分担研究者の調査票に基づき、必要な場合に、さらに具体的な調査を行う。

##### 3 面接（選考会議 個別面接）・実習

仮釈放の期間を利用しての地域生活訓練の実施

本事項については、九州地方更生保護委員会及び長崎保護観察所との調整により実施する。

- ・ 対象者の確定（会議）
- ・ 身元引受人の確定
- ・ 住所の確定
- ・ 仮釈放の確定
- ・ 支援の福祉事務所の確定
- ・ 障害程度区分認定調査
- ・ 支援プログラムの作成
- ・ 利用契約
- ・ 定期的な合同支援会議
- ・ 最終決定会議

#### D．考察

分担研究者としての私のテーマは、モデル事業としての罪を犯した障害者の実践的な受け入れである。それに向けて18年度は、その準備の年と位置付け、矯正局と保護局との連携に努めてきた。矯正施設、更生保護施設等を実際訪問させていただき知的障がい者のもう一つの世界（実態）を見ることができた。

本当に「取り残された人達」「忘れられた人達」という感を強くした。この人達は、法と法との狭間に隠れ支援の手がまったく届かなかった人達である。家庭的な要因などいくつかの理由はあるにせよ、法を含めた社会的要因も大きいことがわかった。

また罪を犯す時、「誰か信頼できる相談相手がいれば」ということも痛感した。地域福祉の未熟さである。

したがってこの研究事業で一人でも多くの人達を福祉で支えていく仕組みをモデルとして構築し普及啓発に努めていきたい。

#### E．結論

（社福）南高愛隣会において、これまでに受け入れた罪を犯した知的障がい者及び反社会的行動を起こす方への処遇について統計をとり、そこから見えてくるものを考察し、支援のあり方を検証した。

また刑務所及び更生保護施設等を訪問調査し、現状を把握するとともに法務省保護局、矯正局と当研究班で、矯正施設から罪を犯した障がい者を施設へ受け入れる際の流れについて協議を行ない、受け入れのための実践方法フローチャートを作成した。

その上で、麓刑務所及び中津少年学院、地方更生保護委員会、長崎保護観察所、（社福）南高愛隣会で、合同支援会議を開催し、（社福）南高愛隣会において、受け入れるためのモデル的な実践を行い、実際受け入れることにより課題点を探り、解決方法を見出していく。

分担研究報告書

現行制度における虞犯・触法等の障害者の地域生活支援の現状  
と課題に関する研究

分担研究者 小野 隆一（宮城県社会福祉協議会 地域福祉部長）

研究要旨：

本研究は、罪を犯した知的障害者が、出所後において再犯に至ることなく地域生活の中で住民として当たり前の幸せな生活が送れるよう、矯正・更生保護制度と福祉制度が連携した支援が必要と考えた。社会福祉施設では、これまでも罪を犯し、受刑したり、反社会的行為を行った知的障害者を受け入れ、地域生活移行を試みてきた。本年度は、矯正・更生保護制度と福祉制度の連携を図るためには、まずはこれまでの福祉サイドの取り組みの現状と課題について検証することで、今後の施設での訓練・支援を行う体制整備を考察した。一方で矯正・更生保護事業内容を調査し、連携するための必要事項の検討を行った。

調査結果としては東北地区4県6施設で23人分の記録表を得て、統計的分析を試みたが、対象者個々の抱える課題は一人ひとり異なり、表面化した課題のうち特徴的事実を列挙した方が全体像を把握できるものと判断した。

知的障害者の犯罪に関わる要因については、育てられてきた生活環境が大きく影響していることがわかる。知的障害・発達障害特有の行為に対する理解を、行政・教育分野において、どう理解を深めていくかが必要である。そのためには児童から成人まで一貫した療育相談事業の充実化が求められているのがわかる。

矯正・更生保護と福祉サイドの連携は、あくまで、塙の中における社会復帰に向けた環境調整が始められた段階からすすめられることが重要であり、ポイントは、釈放されるまでの間に、矯正施設内での処遇・教育内容をふまえて、地域生活を送るまでのケアマネジメントが作られ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるようになることにある。ただし、福祉施設はあくまで刑務所と地域との中間的又はシェルターの役割を果たすことにあって、社会防衛的な本人保護施設ではないことの共通認識が大切であることがわかった。また、ケアマネジメントを作成するシステムとしてモデル的ではあるが、矯正・更生保護・福祉関係者による支援合同会議の編成の必要性を確信した。

福祉施設における地域生活移行のための支援は、本人の利用する意思が前提のもと基本的には就労することを目的に、短期集中型での支援プログラムを作成する必要がある。支援プログラムとしては、モデル型としてプログラムを作成するに至ったが、あくまで、本人の能力や環境に合わせて柔軟に作成することが望ましい。

施設での生活・地域での生活に当たっては、本人への福祉サービスを行う市町村及び市町村から受託した相談支援事業所がケアプランに基づき福祉サービスが順調に進められているか本人から信頼される・頼られる存在として支えていくことの重要性を再認識した。

協力研究者

石川 恒 知的障害者更生施設「かりいほ」施設長  
古川 慎治 独立行政法人のぞみの園 地域支援係長  
井口 経明 宮城県岩沼市 市長  
高橋 厚子 宮城県社会福祉協議会 企画課長  
高橋 勝彦 宮城県船形コロニー 総合施設長  
中川 昌 同 なでくらセンター長

## A．研究目的

本研究は、罪を犯した知的障害者が出所後において再犯を犯すことなく地域生活の中で住民として当たり前の幸せな生活が送れるよう矯正・更生保護制度と福祉サイドが、罪を犯した知的障害者に対してどんな支援システムを構築すべきかに関する基礎的考察を行うものである。

平成18年度の研究は、これまでの福祉サイドの取り組みの現状と課題について実践検証し、今後の施設での訓練・支援を行う体制整備を考察した。一方で矯正・更生保護事業内容を調査し、連携するための必要事項の検討を行うことを目的とした。

## B．研究方法

### 〔研究1．社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究〕

1) 東北地区4県6施設に対して、現在・過去において罪を犯した知的障害者への支援内容について、研究会の策定した実態調査票に基づき各施設職員に約1ヶ月間かけての記入を依頼した。

2) 実態調査票より下記のチェック項目に基づき研究者により検討・考察した。

反社会的行為に至った背景と要因の共通性、 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係、 施設内トレーニングの内容と指導体制、 施設内トレーニングから地域移行までのプログラム、 施設退所後の生活状況、 地域生活における支援体制、 契約になじまない障害者への措置制度の課題、 福祉施設としての受け入れ体制の準備(ア)施設における支援プログラムの策定(イ)施設利用に関する契約項目

### (倫理面への配慮)

調査対象者の個人情報保護の必要から調査後の資料から本人を特定できることのできないよう記載内容に留意した。

### 「研究2．東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究」

1) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査

2) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修を通して、福祉サービス内容について共有することで連携することの有効性を確認する。

## C．研究結果

### 〔研究1．社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究〕

1) 実態調査は4県6施設で実施した。過去・現在の支援した実績のうち、対象者本人の詳細かつ具体的内容の調査が可能な者23人について記録をまとめた。統計的まとめを試みたが、本人の抱える問題・課題は一人ひとり異なるため表面化した課題を列挙することの方が、全体像が把握しやすいと判断された。

2) 実態調査内容から研究員が検討した結果の内、特徴事実を列挙する。

反社会的行為に至った背景と要因の共通性については、本人を取り巻く環境悪化がみられ、地域・家族から犯罪者ということで出所後の受け入れ拒否されたり家族が崩壊している例が多く、外部からの支援が受けられなかったり、学校・児童相談所・家族・コミュニティーに本人固有の障害が理解されておらず、理解されないジレンマからの逃げ道として暴力等非行行為に繋がってしまうなどの状況が多かった。また、知的障害というよりは発達障害からの成長段階上でのさまざまな行為は、周りから理解されず十分な行政・教育・福祉サービスが受け入れられず、本人が言葉の意味・行動の善悪を理解しないままの行動から、犯罪に繋がっている場合が見られる。また、家族がなく、放浪・徘徊の中で軽犯罪を繰り返し、保護的要素で施設入所するが、高齢になっており、より若い年代に支援の機会があれば更生が有効に働いたと考えられる場合もあった。

矯正・更生保護事業と福祉事業の関係については、刑務所内の様子について、一切情報が無いことが多い他、家族・地域が犯罪者として受け入れを拒否しており、本人に関する情報が得にくい。刑務所から一旦地域での生活が始まり、地域生活が壊れた後の施設利用で地元に戻れない環境になってしまっていることも多く、施設利用が地域との隔離的役割を担わされている。

刑務所内で知的障害者と判定されても、福祉サイドの判定と異なるため改めて、福祉サイドの判定の機会が得られないと、釈放時に福祉サービスが受けられない状況にある。さらには、福祉サイドは療育手帳を持たない場合、地元出身の障害者が刑務所内にいることさえ知らない場合もある。判定を受けるためには、保護司の働きかけによる家族の手続きが必要であるが、刑務所側でそうした福祉サービスの内容が理解されて

いない場合はかなり難しい。

少年院の場合は、仮釈放時期が想定されるため、計画的に取り組みやすい状況にある。特に医療少年院の場合は、積極的に取り組み、受刑中に療育手帳の取得や再犯防止のため、施設入所を目的としての体験利用、施設職員の面接なども実施している場合もみられる。ただし、この場合でも施設利用が目的であり、その後の地域生活移行までのケアマネジメントは行われていない。

施設内トレーニングの内容と指導体制については、入所に当たって目的が本人に理解されていなかったり、同意が得られていないという措置制度の状況が続いている。平成14年度以前に入所した利用者については、地域生活移行を目標とした支援計画が長い期間作られていなかったこともあり、地域生活移行の取り組みが始まったときには、既に高齢になり合併症をかかえていた状況もみられた。犯罪に対する本人の意識が低い場合、医療的サービスの範囲外として退院後の利用など本人が利用を希望しているかの有無にかかわらず、家族意思・社会防衛により施設が利用されていることが多い。高齢障害者の地域での生活については、介護保険制度施策を含めたサービス提供を計画することが必要となっている。

施設内トレーニングから地域移行までのプログラムについては、入所受け入れについて短期利用が中心であり、支援計画というよりは短期間の見守り計画となっていた。また、刑務所内の厳しい集団生活から自由な地域生活の中間的生活訓練や就労に向けての体験訓練（就労意欲・挨拶・体力等）が必要な状況であった。

施設退所後の生活状況については、定期的な施設利用で本人や家族にとっても気分転換となって有効な結果が得られている。

地域生活における支援体制については施設から移行した障害者に対して、支援センター・バックアップ施設との本人理解のための十分な連携（理解するだけでなく、本人の課題とされている能力に対して、いつ、誰がどのように接するか）が有効になっている。

契約になじまない障害者への措置制度の課題としては、施設内の生活では何ら問題なく過ごすことができるが、地域生活にもどると、犯罪性を理解できず、アルコール依存症・薬物中毒・性的非行の再犯を繰り返している。一方、契約制度の場合、保護観察期間のみの施設利用で、療育手帳・障害基礎年金の手続きを行う中で、自ら契約を解除して退所するという、今後の再犯性を抱えながらも自ら退所する制度の限界が感じられる。

福祉施設としての受け入れ体制の準備

(ア)施設における支援プログラムの策定

(イ)施設利用に関する契約項目

このことについては研究者と協議した結果を別紙資料として添付した。

また、各調査対象者の個々の検証結果については、協力研究者の研究報告書として報告する。

「研究2．東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究」

1) 仙台保護観察所・東北更生保護委員会・宮城刑務所・青葉女子学園（女子少年院）・神奈川医療少年院・更生保護施設「宮城東華会」を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査を行った。

研究会として、矯正・更生保護事業内容を福祉現場職員に伝達することで、連携の有効性についての啓蒙活動につなげている。

連携項目についても見い出された。

連携の時期 受刑中に福祉サービスを受けるための手続き 福祉サイド支援メニュー 施設内の支援メニュー ケアマネジメントするための福祉行政の位置づけ

2) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修会を2回実施して、福祉サービス内容について説明を行った。障害者自立支援法の制定で大きく福祉制度が変更され、地域生活支援の新しい制度を説明することで矯正・更生保護機関の現場担当職員と連携することの有効性を共有できたと思われる。

## D. 考察

[研究1．社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究]

1) 反社会的行為に至った背景と要因の共通性としては、知的障害者・発達障害者が罪を犯しやすいということではなく、いかに本人の取り巻く環境がそうした結果に繋がって行ったかを調査結果が物語っている。それは決して経済的要因だけではなく、学校・児童相談所・家族・コミュニティーが本人固有の障害を理解されていない。特に最初の窓口である役場・教育・社協に専門的な知識がなく、十分な対応ができない。本人は言葉の意味・行動の善悪を理解しないままの行動から、犯罪につながっている。

児童期における家族の責任だけでなく、障害児教育・療育相談の重要性と地域で障害児を育てる、支える仕組み作りの重要性が強く感じられる。それらは障害者の犯罪防止の根本と考えられる。

2) 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係については、これまでの施設利用がセーフティーネットとしての位置づけとなっており、犯罪など問題が発生すると施設利用となり、施設が地域との隔離的役割を担われている。施設は万能的な位置づけになっており、入所期間が長期化しやすいため、施設自体に有目的・有期限の利用の概念が必要である。

受刑後に施設が受け入れても、刑務所内の状況の情報が得られていないことが多く、少年院等での社会適応訓練が活かされていない。市町村の福祉担当者も情報を得ていなかったり、個人情報保護を理由に施設に情報が伝わるのが少ない。地域生活を送るための本人の貴重な情報・体験が活かされていない。

矯正・更生保護制度と福祉サイドでは知的障害の認定自体に相違があり、刑務所等内で知的障害者と判定されても福祉サイドに知的障害者が受刑しているという認識がないと支援体制がとれず、福祉サービスを利用できない。そして釈放後に初めて認識されるが、福祉サイドにおける知的障害者としての手続きが未実施の場合、釈放直後の利用ができなくなる。お互いの取り組みが効果的に進められるためにも、刑務所（矯正施設）内での福祉サイドとの連携が不可欠である。

モデル的に支援を行うためには、少年院の仮退院は利用時期が明確であり、計画的な矯正・更生保護サイドとの連携による福祉サイドのサービスが利用可能と考えられる。

3) 施設内トレーニングの内容と指導体制については、措置制度時期の入所では本人の利用意思及び利用目的の確認が不十分であり、地域移行というよりは入所そのものが本人の意思にかかわらず目的になっていることがわかる。平成15年度の契約制度導入後より、地域生活移行の取り組みが始まったときには、既に高齢になり合併症をかかえている例も多く、取り組みの遅れを痛感させられる。一方、高齢者の場合に施設生活後の次のステージにどのようにつないでいくかが課題として見えてきている。高齢障害者の地域での生活については、介護保険制度施策を含めたサービス提供を計画することが必要となっている。

4) 施設内トレーニングから地域移行までのプログラムについては、セーフティーネットとしての入所が多かったために、短期利用が中心であり、支援計画というよりは短期間の見守り計画となっていたのが現実である。ただ短期利用が長期利用にならないよう、出身市町村を巻き込んだケアマネジメント会議により利用内容を設定することが有効となるだろう。

支援プログラムとしては、「刑務所と地域との中間的生活での適応訓練」と「ふつうの生活・善悪の判断」・「就労に向けての体験訓練（就労意欲・挨拶・体力等）」が地域生活移行には必要と考えられる。

5) 施設退所後の生活状況については、施設の長期的入所よりは地域生活を行いながらの短期利用の有効性が確認できた。定期的な利用で本人や家族にとっても気分転換が図られる等効果が見られている。

一方、自宅に戻れない方はグループホーム利用が起点となっている。

6) 地域生活における支援体制については、施設退所後のアフターフォローが不十分な現状が見られる。生活・就労の場の確保と同時に地域生活支援センターによる継続的な支援と、本人理解のための十分な地域との連携が必要である。

また、シェルター（緊急避難）としての施設の存在も重要であり、本人を理解し本人も信頼し相談できる人の存在が本人の精神的支えとして不可欠である。

7) 契約になじまない障害者へのモデル的措置制度の課題については、契約制度の中では本人の利用意思の確認が大前提であり、利用期間や生活・就労訓練内容、そして利用を中断する場合は事前に本人から申し出ることの確認が必要である。施設利用がこれまで本人よりは地域や家族の意向に基づくことが多く、本人の意思に反した施設利用だけは無くしていかなければならない。

一方、本人の判断能力が乏しい場合は、反社会的行為の再犯を防止するために一定期間生活保障を行い、社会的自立を目指した生活・就労訓練が必要である。特に犯した罪や地域社会における基本的ルールが理解されていない場合には、現行制度においては措置的利用は極めて困難である。仮釈放の保護観察期間を有効に活用するか、本人との間での有目的・有期間の強い契約意識を持つことが必要である。現状では、施設内の生活は何ら問題なく過ごすことができるが、地域生活にもどると、犯罪性を理解できず、アルコール依存症・薬物中毒・性的非行の再犯を繰り返す傾向にある。施設での生活がいかに普通の暮らしと異なるかが明確になった。

「研究2．東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究」

矯正・更生保護事業と福祉サービスの連携の必要性・有効性について共有できたことにより、今後具体的に知的障害者の仮釈放の環境調整が矯正施設で始められたときに、モデル的に各関係機関が集まり合同支援会議を開催し、地域生活移行までのケアマネジメントを行い、受け入れ準備、そして実際に支援の取り組みを行うことが必要となっている。

## E. 結論

1) 知的障害者の犯罪に関わる要因については、育てられてきた生活環境が大きく影響している。本人にその責任を問う前に知的障害・発達障害の特有の行為に対する理解を行政・教育分野においてどう理解を深めていくかが重要である。児童から成人まで一貫した相談事業についての充実化がここでも求められているのがわかる。

2) 矯正・更生保護と福祉サイドの連携は、あくまで、塀の中における社会復帰に向けた環境調整が始まった段階から開始することが重要であり、ポイントは、釈放されるまでの間に、矯正施設内での処遇・教育内容をふまえて、地域生活を送るまでのケアマネジメントが作られ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるようにすることが必要であるとわかる。ただし福祉施設はあくまで刑務所と地域との中間的又はシェルターの役割を果たすことであって、社会防衛的な本人保護施設ではないことの共通認識が大切であることがわかった。

ケアマネジメントを作成するシステムとしてモデル的ではあるが、矯正・更生保護・福祉関係者による合同支援会議（資料 ）の編成が必要となる。ここでは矯正施設・保護観察所が中心的な役割を担うことになる。

3) 施設における地域生活移行のための支援は、本人の利用する意思が前提のもと基本的には就労することを目的に、短期集中型での支援プログラムを作成する必要がある。支援プログラムとしては、モデル型としてプログラム（資料 ）を作成するに至ったが、あくまで、本人の能力や環境に合わせて柔軟に作成することが望ましい。

なお、更生保護施設において夜間での生活訓練を行い、日中は知的障害者として障害者就労支援により、作業訓練・職場実習から就労に結びつけることが制度的には可能であり、具体化できないか検討が必要である。

4) 施設での生活・地域での生活に当たっては、本人への福祉サービスを行う市町村及び市町村から受託した相談支援事業所が、ケアプランに基づき福祉サービスが順調に進められているか本人から信頼される・頼られる存在として支えていくことの重要性を再認識した。むろん個々でも各社会資源が集まったの支援である。

（資料 ）

平成19年度は具体的にモデル的に事業を進めその有効性を検証するものとする。

## F. 研究発表

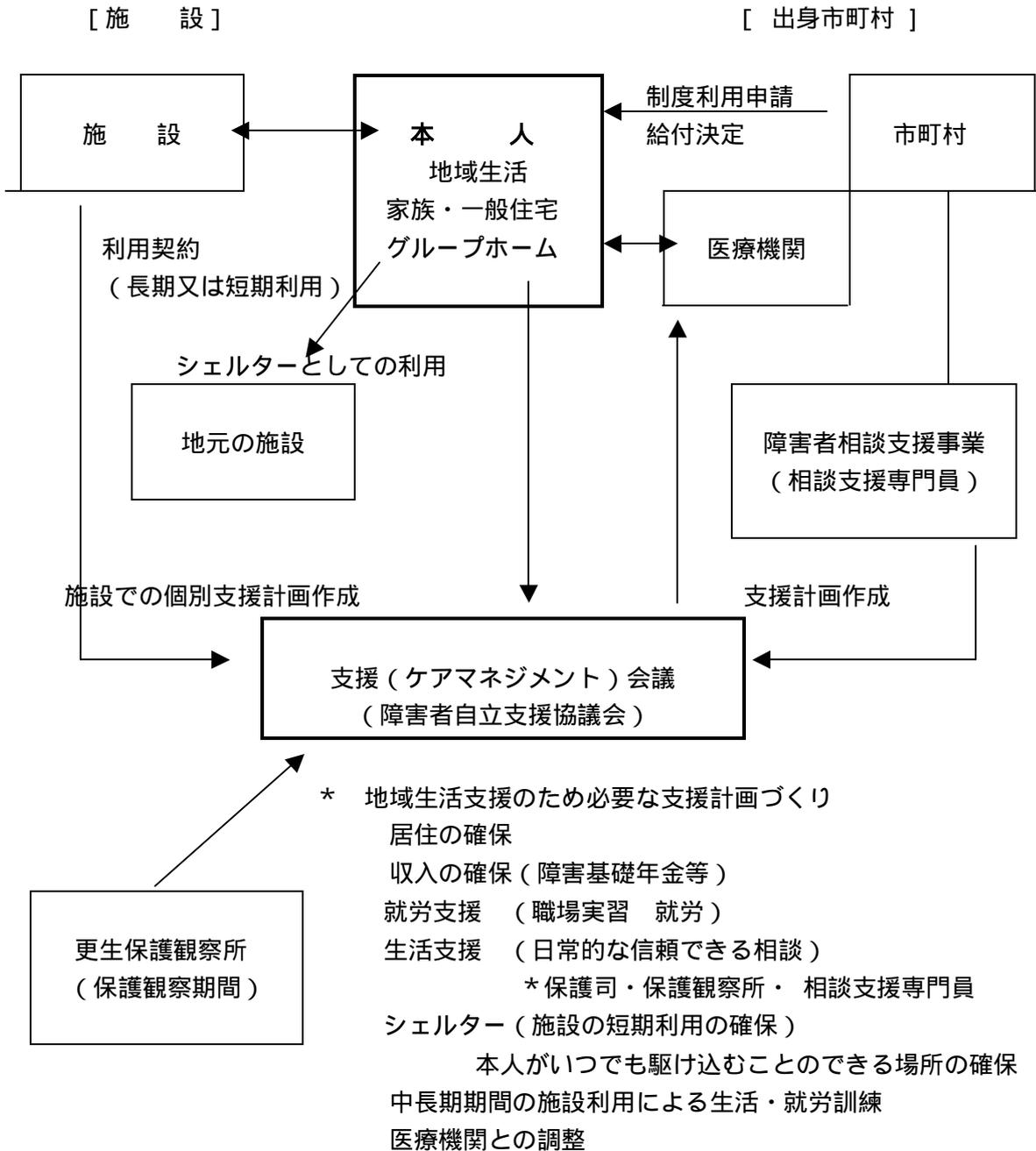
小野隆一・清水義徳・酒井龍彦 「第6回福祉セミナー inみやぎ」（2007.1.11仙台）

「制度の狭間の人たちはどう保障されるのか（罪を犯し罪を犯す虞のある障害者を支えるしくみ）」

(資料 ) 施設における生活・就労支援プログラム(個人により異なる)

	生活支援(訓練)	就労支援(訓練)
第1期 (導入期)	個室又は職員宿舎利用 ・本人の基本的な生活習慣の確認 ・体力・健康状態確認 ・本人の希望	本人の作業能力・特性確認 ・施設の実施する各種作業の体験 ・本人の職種への希望の確認
第2期 (基本訓練期)	集団生活への適応 ・集団生活における規律 ・挨拶・礼儀 ・健康管理 ・衛生管理等の習得	本人の作業能力の助長 ・施設の実施する作業の中から特定の作業に従事することでの労働意欲の習得 ・ハローワークでの求職登録 ・障害者職業センターの職業評価
第3期 (応用訓練期)	地域生活移行に向けての特定支援 ・施設外での公共機関の利用 ・外出訓練 ・社会人としての自覚 ・自立訓練棟での居住訓練 (必要に応じて)	就労訓練 ・就労実習訓練(ジョブコーチ) ・通勤訓練(実習先は施設内外) ・ハローワークとの連携

(資料 ) 地域生活を支える支援会議 ( 想定 )



社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 大竹 伸之（宮城県船形コロニー かまくら園 副園長）

事例1 医療少年院退院後の地域での受け入れがなく施設が受け入れた事例

(1) 対象者の概要

25歳になる男性で、IQ38+の知的障害者である。

3歳の時に両親が離婚し、父親が引き取り、主に祖父母に養育されていたが知的に遅れがあったため、障害児教育対象となる。

小学校実務学級入学後、プラダーウィリー症候群と診断される。この時期頃より近隣の家に入り盗み食い、車の悪戯がある。養護学校中学部に入ってから悪戯が激しくなり知的障害児施設入所となる。施設入所後も施設を飛び出し、車を盗み、物損事故を繰り返し少年鑑別所に送致となる。少年鑑別所退所後に知的障害児施設を強制退所になり、家庭引き取りとなるが、引き取り後間もなく車を盗み、物損事故を起こし再度少年鑑別所に送致となる。その後医療少年院送致となる。

約2年の入院期間経過後、医療少年院退院が決まるものの家庭では対応困難であり、地域では帰ってきては困るということで、退院後の行き先がなく担当福祉事務所より緊急保護として障害者支援施設（知的障害者更生施設）への受け入れ依頼があり、処遇方針が決まるまで短期入所対応となる。

入所にあたり本人の支援体制は、医療少年院送致に至った行動と医療少年院での処遇が個別対応であったためマンツーマン体制で支援にあたるが、他利用者、支援者に対する暴言、暴力、異食、自傷行為や支援者の隙を見ては施設を飛び出し民家に侵入することや車の悪戯があり、一時たりとも目の離せない状況であった。

専任対応スタッフの配置により反社会的行為が軽減され、マンツーマン体制での地域移行を検討している。

(2) 考察

反社会的行為に至った背景と要因の共通性

反社会的行為に至った背景については、本人の知的障害とプラダーウィリー症候群の病気からくるハンディと一番愛情が必要な時期の両親の離婚をというハンディを負った生い立ち、これらのハンディから起こる幼児期、学童期の様々な反社会的行為に対する適切な処遇が節目、節目に適切になされなかったことが大きな要因と考えられ、本人を取り巻く、家族・学校・コミュニティに本人の障害特性や行動特性が理解されず、善悪を理解しないままの行動から犯罪につながったものと考えられる。

本人は罪を犯しているという認識はなく、むしろコミュニティ全体が本人を排除する傾向が強かったようである。

本人を取り巻く教育機関、福祉行政関係機関等の未調整であったことも要因としてあげられ、乳幼児期からの障害者支援の重要性、特に相談支援体制の強化と療育・教育支援の整備、強化が必要と考える。

## 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

障害者支援施設（知的障害者更生施設）入所に至った理由については、医療少年院退院後の受け入れ先がなく、担当福祉事務所より本人の処遇方針が決定されるまで短期入所に対応したものであるが、本人の処遇方針が決定し引き続き施設利用という結果になり、現在は利用契約をして入所利用中である。

家族での対応困難と地域での受け入れ拒否が大きな理由であるが、社会福祉施設はセーフティネットの機能を有しており、過去にも同様に矯正機関を経由しての入所の実績がある。社会福祉施設のセーフティネット機能そのものについては、社会福祉施設の機能の一つとして考えるが、矯正施設から入所する場合、本事例についても医療少年院での処遇方針・生活状況の情報が少ない中で本人の支援体制を組まなければならない現状があった。

本事例についても医療少年院入院時からの本人の処遇方針、社会適応訓練、詳細な生活情報が退院前に社会福祉施設サイドに情報提供があり、社会福祉施設での本人の支援プログラムをもとに、福祉サイド、更生保護サイドとの連携で支援会議が設置されていれば、2年という長期の短期入所期間ではなく、もっと早い時期に本人の基本的な支援体制が確立されたものとする。このことが、社会福祉施設サイドがこれまで対応してきた入所の長期化や知的障害者としてだけの支援体制が見直され、新たなセーフティネット機能が確立できるものとする。

### 施設内トレーニングの内容と指導体制

本事例の施設利用については、家族の意思、社会防衛的な社会福祉施設の利用であり、本人の意思確認については、家に帰れないのでしかたないので施設に居るというものである。このことから見て本人が入所の目的が理解できずにおり、医療少年院においてもなぜ医療少年院に入らなければならなかったか理解できず、数々の反社会的行為を行っていたと同じように施設においても繰り返し起こし支援者を悩ます種となっていた。

施設での支援プログラムを立てる上でも医療少年院での詳しい生活状況、社会適応訓練の情報等が不可欠であるとする。

本事例の支援内容については、プラダーウィリー症候群という症状で肥満、糖尿病と診断されており、そのため医療機関との連携のもと食事療法と適度な運動による生活を定着させ健康管理に努めること、日常生活の基本的動作の習得、情緒の安定のため問題行動の軽減や本人の興味のある作業を通じて節度ある生活ができるよう支援すること、定期的な帰宅により情緒の安定を図り、最終的に地域生活が行えることを目標として支援している。

これらの支援については、現在、個別支援計画に基づいて本人、家族の同意は得ているものの、入所当時は明確な支援計画が作成されず、本人がどこでどのような生活をしたいのかという意思確認がなかったことが短期入所期間を長くし、結果的に本人の処遇は施設入所という選択しかなかったように思われる。

現在は、専任スタッフによる支援体制を取り、マンツーマン体制にて支援しているためか入所当時より反社会的行為は軽減されており、生活の一部は集団の中に入れるまでになっている。このような生活ができるまでには6年の時間を要してしまい、やはり医療少年院での処遇方針、詳細な生活情報等の提供があればより実効性のある支援が展開されたものとする。

この事例の場合は、社会福祉施設サイドが本人に育てられたという感があるが、罪を犯した障害者の地域生活するための社会福祉施設サイドの支援は矯正施設、更生保護サイド、福祉サイドの連携強化が必要である。

### 施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

入所当時は、医療少年院送致に至った行動と医療少年院で個別対応であったためマンツーマン体制で



の気持ちとしては施設生活を一時的に我慢すればよいことであり、犯罪に至った背景やそれを取り除く支援が考慮されなかったため、施設を出て社会に出た途端に同じように罪を犯してしまい、再び矯正施設に入ってしまうという悪循環が見られた。

罪を犯した知的障害者の社会復帰を考える場合は、矯正施設における社会復帰に向けた環境調整の時から矯正サイド、更生保護サイドとの連携が必要であり、矯正施設内での教育内容をふまえて地域で生活するためのマネジメントがなされ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるシステムを早急に作られなければならない。

社会福祉施設サイドは、矯正施設と地域との中間的な役割であり地域生活を支援する福祉サイドに繋げていく役割であると認識している。

障害者自立支援法での障害認定区分については、罪を犯した知的障害者が矯正施設で何年かの教育を経て退院、あるいは出所した後の生活支援は、再犯に至らずに普通に生活するという、まさに支援すべき行動の強度、支援の困難さと支援する側の心理的、身体的エネルギーが著しく必要になっている。支援する側の心理的、身体的エネルギーに対する考慮した何らかの加算あるいは助成制度の創設が必要と考える。

## 協力研究報告書

### 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 高橋 勝彦  
(宮城県社会福祉協議会 船形コロニー総合施設長)

#### 事例2 法務・福祉・医療関係者の合同の支援会議が有効に機能した事例

##### (1) 対象者の概要

22歳になる女性で、IQは53の軽度知的障害。

療育手帳(B)を所持している。健康的にはてんかん波があり精神薬服用している。

母親は3歳時、病死しており、父親は不明。他に17歳離れた異父姉がいる。母親は勤労意欲に欠け男性関係も多く本人の養育は異父姉がおこなう。母親が病弱となった時点で養護施設へ入所となり、17歳まで養護施設で生活を送る。

小学校は普通学級、中学校は実務学級を卒業し、その後養護学校高等部に進む。小学校4年頃から「万引き」や「喫煙」などの行動や暴力的な言動が見られ、小学校6年時から定期的に児童相談所に通い指導を受けはじめる。

11歳時に軽度の精神発達遅滞という診断を受け、中学校は不登校気味で、男子生徒に対してのいたづらが激しくなり精神科を受診している。

養護施設での生活は年少児への暴力行為、年長児への性的いたづら、無断外出、夜間の徘徊、不純異性交遊等の行動が見られ、高等部1年の頃より、テレクラや援助交際による異性交遊が激しくなる。養護施設と児童相談所の協議により、行動制限が必要とのことにより児童相談所から家庭裁判所へ書類が送致されるが、審判では観護措置はとられなかった。

16歳時、妊娠が判明して人工中絶手術をしている。そこで、平成13年2月に児童相談所一時保護入所するが一時保護所においても異性に興味をもち自分勝手な行動が目立つようになる。本人は施設入所を希望し、障害者支援施設、自立支援施設、知的障害児入所施設等県内外あたるも受け入れ先はなく、平成14年4月までの長期にわたり一時保護所生活を送り、障害者支援施設(知的障害者入所更生施設)に措置入所となる。

障害者施設でも行動は改善されず粗暴行為や無断外出、喫煙、盗み、不純異性交遊等が重なり、平成15年3月(18歳)虞犯ということで少年鑑別所への4週間の観護措置となり、平成15年4月、家裁の審判により2年間の保護観察処分となる。

保護観察期間は観護措置前の障害者支援施設に短期利用という形で在籍する。平成17年3月、2年間の保護観察期間が解除となり、精神障害者生活訓練施設を経て現在は家族と近い障害者支援施設を利用している。

## (2) 考察

### 反社会的行為に至った背景と要因の共通性

本人は、母親がスナックで働いていた時に、客であった男性との間にできた子どもである。3歳の時に母親の疾病（昭和62年12月病死）と養育困難から養護施設に預けられており、親の愛情を十分に受けることなく幼少期から育ち、施設の集団生活を強いられることになった。問題となる行動については、生育環境や成長過程における、親子関係があまりにも希薄であったことが影響していると考えられる。

本人は11歳になった時に軽度の知的障害と診断を受け普通学級に在籍するも勉強についていけず、他児から「いじめ」の対象になり、萎縮して学校生活を送っていた。本人の知的な遅れに気づき、専門的な指導や訓練が早期に行われていたならば、本人に対しての係り方についても、何らかの糸口がつかめ、引き起こす様々な問題行動・反社会的な行動の軽減が少なくとも図られたのではないかと推測される。

また、本人の異性に対する関心の強さについては、3歳から間接的・直接的な性的刺激にさらされるようなことが多い集団生活の環境を考えると、ある意味においては性的被虐待児とも捉えられることができ、その後の性的発達への影響があったことは容易に想像がつくことである。しかし一方では本人の方から刺激に対し積極的に関心を示し行動していることもある。つまり本人にとって性的行動というのは、人との係り方が未熟なために、他人との係りをもつための一つ的手段となっているのではないだろうか。

これらから、本人の反社会的行為に至った背景と要因について家族（親）の愛情に恵まれず施設で生活をするようになったこと。知的に障害があると診断をうけた時点で専門的教育がなされなかったこと。性的問題については、本人自身が性的被虐待児であったと同時に成長過程において躰や道徳、社会的ルールなど性教育を含めて十分な指導や教育を受けてこなかったことが本人の生育歴やこれまでの生活過程の中から要因として考察される。

### 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

反社会的行為は小学校4年時に「万引き」ではじまり、小学校6年より登校拒否となり児童相談所との関わりが始まる。また、中学3年時、男性へのいたずらも激しくなり精神科を受診している。16歳、養護学校高等部へ入学後、夜間の外出や異性との交際が始まり、行動制限の必要から児童相談所より家庭裁判所へ書類が送致されるが、審判では観護措置はとられなかった。また、緊張・赤面等神経症的な訴えから病院の神経科にも通院し脳波で「てんかん波」が見られたため、てんかんを抑える薬、安定剤、睡眠導入剤等を服用するようになる。その後、テレクラでの男性交遊や援助交際による妊娠も判明し人工中絶手術（16歳）を受け、施設生活困難なことから児童相談所一時保護所入所となる。

平成13年2月から平成14年4月、障害者支援施設入所（知的障害者入所更生施設）までの1年間以上を児童相談所の一時保護所で生活をしている。保護所生活は戸や壁を壊す、職員を殴る、暴言を吐く、道路に飛び出す等他児を誘発しての無断外出も見られ、早い段階で本人に対し身体的・精神的ケアと社会規範を身につけさせる「医療と教育を兼ね備えた施設への措置が適当」との判断により、自立支援施設、障害者支援施設、知的障害児入所施設を見学し、最終的に平成14年4月障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）への措置入所が決まる（17歳）。

この時点で福祉（児童相談所・福祉事務所・受入施設）、司法（家裁・弁護士）、医療（精神科・婦人科医師）、家族との本人支援会議が立ち上がり、定期的に話し合いを持つ、または精神科、婦人科での個別にカウンセリングを受ける等の環境が整えられた。

施設での生活は自己中心的であり、規律や決りが守られず男子利用者との性的問題や暴力的言動、無断外出なども頻回で他施設利用者への与える影響も大きいことから、本人支援会議で協議結果、平成15年3月（当時18歳）「虞犯行為による観護措置」となり少年鑑別所に4週間措置となる。その時点で自動的に施設は措置解除となった。また、18歳を迎えたことにより、所管は児童相談所から発達相談支援センタ

一へと引き継がれ、児相は間接的支援ということで役割を分担しながら支援をしていくこととなった。

鑑別所措置終了後、平成15年4月から2年間の保護観察処分となり、保護観察期間の生活場所は、本人の希望で鑑別所措置前に過ごした障害者支援施設となる。その時点での施設への入所は措置制度から契約制度に変更となり、利用形態は協議の結果、3ヶ月ごとの短期利用を取ることとなり、身元引受人は異父姉となり再度施設生活が始まった。保護観察所と施設は定期的な訪問等連携し本人の生活を確認する。

施設では他の施設の見学や体験をすることにより精神的な成長を図ることを目的として、発達相談支援センターや就労支援センターもかかわり就業を目指す就職には結びつかなかった。

### 施設内トレーニングの内容と指導体制

一時保護所以降、施設利用は2回行われており、1度目は平成14年3月から平成15年3月である。この施設は有期間で地域社会に送り出すことを目的としており、利用者も能力的に高く生活レベルも高い、年齢も若年者が多い特徴があった。施設では生活する保障として単独で生活保護を申請し受給することにし、必要な作業訓練と生活訓練に分けて利用者に対しての支援が行われている。施設では担任制をとり、作業訓練は本人の興味や適正に応じて決められ、作業担当の職員が指導にあたり、生活訓練についても同様に生活訓練の職員が基本的な生活習慣や家事等を含め、社会適応できるプログラムを立て支援にあたり、本人に目標を持たせ生活を送るよう支援にあたるが、ほとんど日課への参加はみられず自己中心的な行動ばかりであった。また一日の振り返りということで日記を書くことで、自分の一日の行動について見つめさせている。また、施設での生活が慣れるに従いこれまで起こしてきたさまざまな行動が見られるようになり、本人支援会議や職員会議を開き、いろいろな機関と連携も図りながら支援について統一した対応をとる。性教育を含めて正しい男女交際のあり方についても取り組みもなされるが行動がエスカレートし、他の利用者への影響も大きくなるばかりであり観護措置処分へとつながった。

2度目は、平成15年4月から平成17年3月の2ヶ年の保護観察期間である。施設では同様に担任制をとり支援にあたる。作業訓練や日課は経験しているためスムーズに参加しており、集中する時間も長くなり訓練に参加する回数も少しずつ増えており、本人の最も関心のある異性に対する問題については性教育等も繰り返し実施している。保護観察解除後の地域での生活がスムーズに出来るよう施設の行事やいろいろな生活体験をしていくうちに、施設生活に満足をしている様子が見られてきたことと、生活の乱れも出始めてきたことから実習を前提とした施設見学や就業体験を行うことにより、今後の自立生活への意欲に繋げる。そこには発達相談支援センターが全面的に係り就業体験を2度おこない意欲を持って体験し、体験の積み重ねが行われていけば保護観察解除後は、何らかの支援があれば自立した生活が行えるのではないかと思えるような感触が感じられている。

また、能力にあわせた説明や本人の障害特性を捉えた決め細やかなプログラムが必要であったのではないかと、特に異性に対する興味や性への関心については施設でも医療機関（産婦人科への定期的通院と神経科への通院）と連携をしながら取り組みがなされているが、「何故そうなのか」「どうしてそのような行動をするのか」と、もう少し本人の生育歴から掘り起こした視点でのアプローチが必要であったと思慮される。実際に職員の係り方については統一した考えで支援にあたってはいるが、どうしても問題行動が起きたときの対処的な方法になりがちであり、根本的な問題解決には至らなかった。

### 施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

1度目の施設利用時は、基本的な生活習慣の確立と規則を守る生活に重点をおいた支援が必要であったことから、地域移行まで目を向けたプログラムを設定して取り組みが行われるところまでいかなかった。

2度目の入所は短期利用であり（3ヶ月毎契約更新）、明確な個別支援計画を作成することはしなかったが、本人のこれまでの生活歴や障害者支援施設での生活状況における反社会的行為等を考えたときに、将来は地域社会での自立した生活を見据えて、施設内で取り組めるプログラムと地域での生活を考え、発

達相談支援センターとの連携を図りながら取り組みを行っている。

実習を前提とした施設見学や就業体験を行うことにより、今後の自立生活への意欲につなげる。そこには発達相談支援センターが全面的に係り就業体験を2度おこない意欲を持って体験している。

その後も短期間であるが5回就労体験を積み、8週間のワークトレーニングをおこなう等障害者就労支援センターが関わりを持ち支援を行う。一方、施設においても生活経験・社会体験の機会を多く持ち参加出来るようになってくる。そうした経験や体験を通していく中で、本人自身の中にも就労して自立するという気持ちが出て、一般企業へ履歴書を提出するまでに至る。

#### 施設退所後の生活状況

保護観察終了後、精神障害者生活訓練施設へ移行、翌日、利用者との異性行為が発覚し強制退所。その後は異父姉の住む近くの障害者支援施設へ移っての生活となる。

#### 地域生活における支援体制

本人は施設を退所して地域生活を送ることは結果的にできなかったが、本人の生活能力からすれば十分に地域で生活が可能と思われる。その時における支援の方法を考えるとすれば、生活と就労を一体的に支える機能を持った支援センターが係りを持つことが必要である。(2回目の施設利用時に関わった支援センターはその意味においてその機能を持っていた)その支援職員は本人の生育歴を含めて抱える問題等について十分に認識をしておくことが必要である。また、本人に係る支援職員もある程度限定しておくことが必要になって来るだろう、なぜならば信頼関係(人間関係)がきちんとできることによって、より良い支援が出来るようになるからである。それと地域生活を送るようになった時は家族の協力も不可欠である。彼女に対して様々な人達が応援し見守っている、ということがきちんと理解できるような支援体制を地域の中に作っていく事が求められる。

### (3) 結論

彼女は幼少時(3歳)から施設(養護施設)に預けられ、一番大事な時期に家族というノーマルな機能が幼少期から欠落して成長しており、そのことが本人の人格形成にも大きな影響を与えたことは容易に想像がつくのである。そのような環境の中で、知的能力の低さと感情をコントロールする力の弱さから、良いこと悪いことの区別が理解できないまま成長をしてきている。

そうした中で成長していくわけだが、性に対する問題が本人の社会生活を阻害している一番の大きな要因となっていることからみても、「虞犯行為による観護措置」を受け保護観察処分となった新たな2年間は本人に対し厳しい生活であったと思われるが、司法、福祉、医療、施設等が連携しそれぞれの役割の中で決して縦割りになることなく横断的に関わりが持てたことは今後へつながり、モデルが示されたように思われる。結果は本人が望む生活の実現には至らなかったが、将来の本人の地域生活の基盤を作ったものとなったと思われる。

この事例を通して、成長段階におけるそれぞれの時期において、必要な愛情、教えなければならないことがきちんと教えられてこなかったことが、様々な行動につながったのではないかと思われ、あらためて成長時期の環境の大切さが示された。

## 協力研究報告書

### 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 中川 昌（船形コロニーなでくらセンター長）

#### 事例3．施設を短期利用することで地域生活が安定してきている事例

##### （1）対象者の概要

28歳になる男性で、IQ70の軽度知的障害である。

幼少時に両親が離婚し本人は父親に引き取られた。その後父親が再婚し本人の面倒は義母が見ていたが、店からの万引き、喫煙等、また、子供を海に突き落とすという反社会的行為があり、また、衝動性の強さ、社会規範のゆるやかさ、内省の弱さをもっており、強い枠組みでの指導が必要ということで自立支援施設（教護院）へ入所する。

自立支援施設（教護院）では、中学2年時の夏休みで家庭に一時帰省中、海水浴場にて小学5年生女兒に突然抱きつき水着を脱がせようとしたり、中学3年の夏休みで家庭に一時帰省中にも、家からお金を持ち出し、小学5年の女兒の後をつけてコンビニに入り、成人向け雑誌を見せれば喜ぶと思い、本を破り女兒を追いかけて警察に捕まる等の行動があった。

平成7年3月に自立支援施設（教護院）を退所し、平成7年4月に障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）に入所する。

障害者支援施設入所後何度も無断外出を繰り返し、平成7年4月に無断外出し、その際自転車を盗み、旅館に忍び込み宿泊客の財布を（現金2万円位）盗んで他県に行き、交番所の巡査に職務質問され保護される。窃盗で書類送検されるが初犯のため不起訴処分になる。

平成7年5月にも無断外出し隣町の小学校付近で、登校中の5人の女兒に連続して後ろから抱きつく行為を行い、その際1人の女兒に対して抱きつき押し倒す。その後小学校の先生に交番に連れて行かれる。

平成7年8月、4月の窃盗、5月の虞犯行為の件で家庭裁判所から少年鑑別所へ送致となる。その後平成7年8月をもって医療少年院送致になる。

医療少年院退院後、更生保護施設に入ったが生活態度が悪く強制退所させられている。

平成8年11月帰宅途中の中学二年生の女子に後ろから抱きつき、スカートをめくり女子の胸を触るなどした疑いで現行犯逮捕されている。その後も痴漢行為等を数件起している。

平成10年5月より、初めて親と同居し父親が仕事に連れて歩いてしたが、その合間に女性に抱きつくという事件を起こし、保護観察処分となり在宅で義母が面倒を見ていた。

平成15年6月に路上で12歳の少女を後ろから抱きつき、右頬にキスをした疑いで現行犯逮捕されている。本人は、当時24歳であったが、軽度の精神発達遅滞からくる社会適応不全の人格障害（未熟性）があるということで、平成15年9月に少年刑務所に収監され、平成17年12月に退所している。

平成17年12月に5日間の短期入所は出所後間もないということで、施設の配慮のもと24時間のマンツーマン体制で行う。

退所後自宅に戻るが、父親とのトラブル、無断外出等があり精神科に入院している。（平成18年4月に

退院している。)

退院後の日中活動として、地元の通所作業所を利用し週末(金・土・日及び連休時)は、障害者支援施設の短期入所を利用している。

平成18年12月より地元の通所作業所の支援体制のケアホームに入居している。

## (2) 考 察

### 反社会的行為に至った背景と要因の共通性

本人は二人兄弟の兄であり幼少時に両親が離婚し、その後弟は母親に引き取られ、本人は父親に引き取られたが、父親も本人の面倒を見ないで義母に任せきりであり、家庭環境の変化及び、親の躰けがなされなかったと思われる。

### 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

児童期より自立支援施設、障害者支援施設、少年鑑別所、医療少年院、更生保護施設等を利用してきたが、なかなか自立・更生には至らなかった。福祉、精神病院、司法関係と協議はされていたが、その場限りで終わっていた。

平成17年12月の少年刑務所を出所後は、福祉事務所主導で、家族、病院、所轄警察署、通所作業所、地域支援センター、担当保健所等各関係者で本人の支援会議を開催したことにより、有効な支援体制が整えられてきたと思われる。

### 施設内トレーニング内容と指導体制

平成17年12月の5日間の施設の短期入所については、刑務所を出所後であり、本人の行動状況が分からないため、施設内の職員宿舎の空き部屋を利用してマンツーマン体制で短期入所の受け入れを実施している。特に問題行動もなく元気に過ごし退所している。

退所後に家庭に戻るが、父親とのトラブル、無断外出等の行動がで、精神病院に入院しているが、支援会議の結果平成18年4月に退院し、その後日中は、地元の通所作業所に通う。これまでの生い立ちからも、家庭で父親との二人きりの生活環境と他での生活環境とのギャップが大きすぎると思われるので、一気に家庭に戻っても、プレッシャーとストレス等の重圧から、また飛び出し等の行動がみられると思われ、徐々に家庭生活に馴染ませていく必要があることから、本人の同意のもと週末(金・土・日及び連休時)は入所施設の短期入所を利用し支援にあたることで、入所施設側からも了解を得て実施した。

### 施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

短期入所利用時は、週末(2泊3日)が殆どであり施設側の日課も休日体制であったが、本人の希望もあり施設内の清掃活動や、重度、最重度利用者への手伝いを自ら進んで取り組み、また、本人が今まで起こしてきた問題についても自覚反省し、これからは、自分より弱い人のためになること、父親、まわりに迷惑を掛けられないという言葉がでてきており、意識して行動している。

長期利用ではなく、本人に必要なときに必要期間だけの施設でのサービスが、気分転換となりきわめて有効であることがわかる。

### 施設退所後の生活状況

日中については、地元通所作業所を継続し夜間は平成18年12月より同 法人のケアホームへ入居し支援を受けている。

### 地域生活における支援体制

現在は、通所作業所の法人が基本的に支援を行っているが、反社会的行為等があった際には、家族、所轄福祉、地元警察署、保健所、病院、地域支援センターの各機関でサービス調整会議を開催できる体制になっている。

支援体制の整いつつあることは本人と地域生活にとってかけがえのないものになっていると思慮される。

### (3) 結論

幼少時に両親が離婚し、父親に引き取られたが、その後父親が再婚しており、家庭環境の変化に本人が順応出来ないまま、家庭の躰けも受けられずに育ったことから、虞犯行為等に進み年齢とともに行動がエスカレートし、約15年間の間に自立支援施設、障害者支援施設、少年鑑別所、医療少年院、少年刑務所等で矯正指導を受けてきたが、刑務所に収監される前までは事あるごとに支援会議等を開催していたようであるが、その場限りで終了していたため継続支援がなされていなかった。少年刑務所を出所してからは、担当福祉事務所が中心になり各関係機関合同の本人の支援会議を開催し、各機関で共通認識のもと支援体制を取り本人の支援に当たり、本人にもその事を説明し了解を得て支援を行ってきた結果、本人の意識の変化が見られ将来の目標として、自立し父親の面倒を見ていく考えが出てきた。

現在、ケアホームにて生活しているが、ここまで来るまでに長年かかったものの、今後は支援体制の確立、特に地域で本人の支援会議が大事になってくると思慮される。

## 協力研究報告書

### 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 高橋 厚子（宮城県社会福祉協議会 事務局企画課長）

事例4 死体遺棄で起訴されたが受刑に至らず福祉施設生活を経て グループホーム入居を目指している事例
--

#### (1) 対象者の概要

39歳になる男性で障害区分、療育手帳B（平成17年当時）の軽度知的障害者である。

中学校（特殊）を卒業後、土木作業員、牛乳配達や新聞配達等の仕事をしながら健康的にも病気もせず静かに母親と2人暮らしをしていた。家族は他に異母兄がいるが本人との関係は大変悪く別居している。

そのような中、母親が平成17年1月頃から寝込むようになり、それまで続けていた牛乳配達をやめ、母親と一緒に側を離れず過ごしていたが、そうしているうちに母親が倒れ、死亡した遺体を自分で庭に埋め、死体遺棄罪で警察に逮捕され3ヶ月ほど留置された。

拘留後、本人の地元に戻りたくないという強い意思があり、社会福祉施設の短期利用を経て隣県の障害者支援施設へ入所、将来はグループホーム入居しての就労を目指した地域生活へ向けて再スタートした事例である。

#### (2) 考察

##### 反社会的行為に至った背景と要因の共通性

母は親戚とも疎遠で地域とのかかわりも持たずに一人で本人の面倒を見てきており、本人は、自分が知的障害者であるという認識は持たずにいた。母親の死に直面して、これまでの社会経験から得た知恵で、本人なりに「母親が死んだから土に埋めなければならない」という認識ではなかったかと推測される。

周囲との係わりを持たず、母親と2人だけの生活の中からは「母親が倒れたので誰かに伝えなければならない」とか「救急車を呼ばなければならない」等の術を知らずに至った行為ではなかっただろうか。

##### 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

社会福祉施設に短期入所に至った経緯としては、地元の地域生活支援センターから社会福祉施設に直接保護依頼があり、その後、支援の実施者との調整にて緊急保護利用となった。その際、受け入れ施設側で得られた情報としては「対象者の概要」のみで、起訴されるに至るまでの経緯や拘留中の生活状況等の情報はなかった。

入所後、本人、福祉事務所、異母兄と将来の生活について協議を重ねることになった。警察や関係機関との連携が取れ情報が共有できれば、緊急保護の段階においても、より本人の希望に沿った支援が出来たのではなかったかと思われる。

## 施設内トレーニングの内容と指導体制

今回は緊急保護的な施設利用であり、受け入れ施設が保養施設だったため、訓練的要素はなく個別プログラムを組むことはできず、生活全般を支援することとなった。

1ヶ月間の職員との係わりの中から、本人を知ることになり、その中から少しずつみえてきたことは、警察での取調べや拘留の辛さを職員に話し、新聞記事の内容やいろいろな社会的情報等、会話も楽しみ情報等も豊富であること。また、町に買い物に出かけたり、施設の催しにも参加したりと新しい環境にも馴染んでいた。一般の社会的ルールは理解でき、規律を守ることや新たに必要なることを身に付けようとする姿勢・意欲もあり、性格的にはとても温厚な方であった。

また、利用中、福祉事務所、異母兄と今後の生活について話し合いを重ねていくうちに、本人と異母兄の関係にお互い変化がみられ関係性は改善されていった。

## 施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

将来は仕事に就きグループホームにて生活したいとの方向性が定まり、関係機関にて地元から離れた障害者支援施設をあたると同時に、生活の基盤となる障害者基礎年金受給手続き、福祉サービス利用受給者証の発行手続き等が進められた。

## 施設退所後の生活状況

1ヶ月間、施設利用し隣県の障害者支援施設利用が決定する。移行施設においては将来のグループホーム生活を目指し、施設内で就労に向けた作業訓練を重ね、地元の郵便局での実習体験に取り組むまでになる。

本人からは、入所施設に移行後も短期利用した施設に度々電話をかけたが、帰省の際、宿泊に来る等交流がある。

## (3) 結論

今回の行為は、母子が地域や親族とも疎遠に静かに生活していた中で、本人の社会経験の未熟さから、会得した行為であり、犯罪を繰り返す障害者の支援とは異なる障害者を地域で支える視点での事例と思われる。

犯罪者という烙印を押されてから、家族や地域や関係機関の周囲関係者等は本人と係わり、本人を知り、「本当に犯罪者としての取り扱いをしてしまったのだろうか。」という疑問を抱くと同時に、知的障害者を地域で支える仕組みの脆弱さを浮き彫りにしたのではなかっただろうか。

地域における知的障害者親子の、穏やかな生活を見守るセーフネット的役割がうまく機能していれば、今回までの行為には至らずに過ぎたとおもわれる。現在、本人は就労して、グループホームでの生活を送っているのだろうか。

今後、障害者自立支援法の施行にともない、障害者の地域生活移行がすすめられていく中、地域で支える仕組みを検証し、地域の役割とは何かを問い直す、見直す機会としたい。

## 協力研究報告書

### 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 古川 慎治

(独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 地域支援部 地域移行課 地域移行係長)

事例5 矯正施設と福祉施設が連携することでより、より効果的に地域生活の自立支援につながったと思慮される事例  
地域生活移行後にシェルターとしての位置づけが有効であった事例

#### (1) 対象者の概要

20歳になる男性で、軽度知的障害者である。

現在はグループホームで暮らす。日中はアルバイトを行い、夜間は定時制高校へ通学している。知的障害は比較的軽く、作業能力や学習能力は高いが、人間関係の形成が苦手なため、積極的に会話をする事は少なく、トラブルがあると逃げ出すこともある。

生育歴等としては、2歳10ヶ月時に母親が失踪し、3歳時に乳児院へ入院する。その後、8歳時に養護施設へ入所し、小・中学校の普通学級を卒業する。中学校卒業後に一時、母に引き取られるが、母が再び失踪し元の養護施設へ戻る。養護施設入所中にアルバイトをするが、アルバイト先で金銭トラブルを起こしやめさせられる。16歳時に他県の養護施設へ措置変更される。

17歳時に万引き・女子トイレの盗撮にて医療少年院に入院となるが、このときに軽度の知的障害があると判定され、入院中に療育手帳を取得。1年後退院し、障害者支援施設(知的障害者入所更生施設)へ入所する。

その後自ら希望し、定時制高校進学を目指す。半年後、定時制高校に入学し、施設を退所しグループホームへと移り現在に至る。

家族構成等としては、父親は出生時より不明。母親は現在行方不明。母親は失踪中に結婚・離婚を繰り返すし、本人には3人の異父弟・妹がいる。しかし、全く関わりがない。身元引受人もない状況であった。

病歴等としては、気管支ぜんそくのため、通院治療と発作時の対応が必要である。ただし、てんかんは発作等はなく対応も特に行っていない。

#### (2) 考察

##### 反社会的行為に至った背景と要因

母親の失踪により、幼児期より乳児院・養護施設で生育されている。しかし、小・中学校ともに普通学級を卒業していることや、療育手帳の取得がなされなかったことなどから、当時は、知的障害としての福祉的関わりを持ち得ていない様子が見える。また、両親や家族といった最も身近な人との関係が希薄

であったことから、その中で習得されるべき、対人関係や社会性 等の発達に偏りがあったであろうことが、現在の彼の人間関係をうまく作れない様子からも推測できる。

中学校普通学級を卒業し、義務教育を終了する。しかし、この時点に限らず、矯正施設入所前に高校への進学を考えたような兆候は見られない。また、 中学校卒業後一時母親に引き取られるが、その後再び母親の失踪により養護 施設に戻っている。このことが、本人にとり非常に大きな精神的な動揺やダメージを与えたことは、容易に想像できる。その後、養護施設入所中にファミリーレストランでアルバイトをするが、金銭トラブルを起こし辞めている。 また、原因は不明であるが、16歳時に養護施設を他県へ措置変更されている。環境の激変とそれに伴う人間関係の変化は、本人にとって相当のストレスになったと考えられる。これらのことが、本人が罪を犯すに至る要因と無 関係ではないことは想像に難しくない。

このように、専門的な関わりが持たれなかった点と、家族関係が希薄であった生育歴が、その後の人生に大きく影響を及ぼしており、反社会的行為に至った主要な要因と推測される。本人の障害が比較的軽いことから、幼児期から知的障害に対する専門的な支援が行われていたら、対人関係の問題等はかなり軽減できたと考えられる。未然に犯罪を防ぐ観点からもこの部分の検証は必要であろう。

しかし、現在そのことに関する検証を行なおうとするとき、本人の生育歴についての詳細は、福祉事務所が所有する資料等で断片的にしか残っておらず、細かな検証を行うことは困難である。一般の人であっても、最も人格形成に関与するといわれているこの時期の記録について、児童相談所・福祉事務所が所有するいわゆる行政的な関わりでの記録しか無く、現在の本人を理解する上で重要と思われる、施設・学校での日々の関わりや暮らしぶりなどの記録がほとんどが残されていない。幼児期より福祉に関わっていながら、生育歴等の詳細が把握できていないことが、問題として提起されよう。

また、それ以外の要因として、犯罪を犯す前年に、措置変更で、他県に移ったことが挙げられる。もともと人間関係に問題を抱えるが、生活環境の激変はさらにストレスを与えることとなり、犯罪への引き金になったと考えられる。

## 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

17歳時に、女子トイレでの盗撮・万引きで医療少年院へ入院する。入院する際に、少年鑑別所にて行われた知能等一連の検査で、初めて知的障害が立証された。また、医療少年院入院中に療育手帳を取得しており、これによりようやく知的障害の公的制度とつながることとなった。

医療少年院での、院内で準備されているいわゆる矯正のためのプログラムや支援方法は、知的障害者の福祉施設での支援プログラムに極めて似ている。また、その関わりがプラスであったことは、入院前に高校進学を全く考えていなかったにもかかわらず、退院後自ら高校進学を目指すようになったことから推測できる。しかし、具体的にどのような支援がなされたのかについては、個人情報保護の観点から院外に出ることはなかった。

18歳で医療少年院を退院する。しかし、全く身寄りがなく、身元引受人等もないことで、担当福祉事務所も地域に暮らす場所を提供できなかったことから、入院中に療育手帳を取得したこともあり、障害者支援施設（知的 障害者入所更生施設）へ入所することとなる。この施設の利用者は中軽度の知的障害者で、ほぼ全員が窃盗など何らかの罪を犯し、家庭や地域での生活が困難な人達である。支援費制度になり、利用制度が措置から契約にかわったことにより、本人が利用契約の契約者となり、平成16年8月入所することとなった。

矯正施設と福祉施設の連携という観点で考えるとき、今回の事例では、全くといって連携されていない。本人の情報が矯正施設である少年院から、障害者支援施設へ入所する際に、どの程度引き継がれたかを調べてみると、書類として引き継がれたのは、入院中の病歴についてのみであった。少年院内でどのような支援が行われ、どのような成果があったかについて、個人情報 保護の観点から、現状では、更生保護委員会へは報告されるものの、受け入れた施設へ引き継がれることはない。医療少年院で行われていたプログラム

のほとんどについて、障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）等では準備することが可能であり、ましてや本人の変化を見るとき、1年で成果があったと思われる支援プログラムの継続が行われない事は、本人にとっても著しく不利益を与えることとなる。矯正施設退所後を支える福祉の関わりの中で、本人にとってより良い支援を確立し、その後の生活をより豊かにする観点からも、早急な改善が望まれよう。

矯正施設入所中に療育手帳を取得しているが、本人が未成年であり、住所地が確定していることと、判定機関が距離的に近く、おそらく本人を連れて行けたことから容易に取得できたと思われる。しかし、住所地が矯正施設から遠かったり、住所地が確定していない場合、判定機関との連携も難しいことから、取得については相当の困難が予測される。また、少年鑑別所内で行われている知能検査が判定機関で行われる知能検査と同等であれば、少年鑑別所の検査結果で判定機関が判定できるようになり、具体的な連携が可能となると思われる。

### 施設内トレーニングの内容と指導体制、及び地域移行までのプログラム

入所当初、他の利用者に自分が大切にしているTシャツを盗まれたことで、「再び盗まれるのではないか」という不安から、他の利用者や職員に対して不信感が生まれ、施設の生活が軌道に乗るまでに時間がかかってしまうこととなる。もともと対人関係に問題があることに対して、他の支援を行うことより、職員が本人の不安を無くすことに集中する期間が必要となった。しかし、このことで職員に対する信頼と、施設の中に自分の居場所を見つけることができ、施設に対する「安心感」が本人の中に芽生え、ようやく落ち着きを取り戻せるようになった。この「安心感」がこの後の彼の生活を大きく左右しているように思われる。

その後、定時制高校進学希望に対して、具体的支援方法としては、翌春の受験に向け約半年間、近くの大学に対して受験勉強を支援する学生ボランティアの組織を依頼し、施設職員共々週3～4日、1日2～3時間程度、施設内で受験勉強を行った。また、同時に援護の実施者である福祉事務所に対して、地域で暮らせる場所の確保を依頼している。結果として、本人は合格し定時制高校へ通うこととなる。日々個人的な対応を継続的に行うことで本人の精神的安定が図られたことと、有期限・有目的の支援は本人や支援者に対してわかりやすく、緊張感が持続できたことが成功につながったと考える。また、ここで重要なのが、高校へ合格することが、自動的に地域移行のきっかけとなっていることである。本人にも理解しやすいかたちで、地域移行に対する動機付けができています。

地域移行への支援として、事前に学校の見学や受け入れ予定のグループホームの見学を実施し、本人に言葉だけではなく、具体的な環境等を直に知ってもらい、来たるべく環境の変化に準備させると同時に、地域での支援を行う事業所が本人の面接を行うことで、グループホームへ移った際、直接支援を行う法人の職員等に本人を知ってもらうことができ、スムーズに地域へ移れる配慮を行っている。

### 施設退所後の生活状況と地域生活における支援体制

本人の頑張りや周囲の応援の甲斐あって、念願の高校へ合格し、施設を退所。社会福祉法人が支援するグループホームへ移ることとなった。

当初、日中は就労し、夜間は定時制高校に通うという目標を立てる。日中の就労先については、本人の人間関係に対する問題から、いくつか試みるもうまくいかず、ティッシュ配りのアルバイトに落ち着く。また、もう一方の夜間の定時制高校については、徐々に欠席が増え、本人がグループホームの支援職員のことを聞かなくなるなど、グループホームでの対応が難しくなった。このことから、法人内で本人を受け入れたことに対する批判が出始める。しかし、その後も本人の問題が特に軽減することもなく、徐々にその批判は強くなり、以前入所していた障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）へ連絡が入ることとなる。事態を憂慮した施設の呼びかけで、関係者が集まり、支援会議を開催し、対応を協議した。その結果、本人の言動に対して、支援者側が何も具体的な対応をせず、ただ口頭で注意を繰り返しただけであり、それに従わないことで一方的に悪いことになっていたことがわかる。支援体制を見直し、ベテラン職員が中心になり

対応することで、この後、問題は軽減していった。その結果、定時制高校も無事進級することができた。

また、現在は、精神的に不安定になったり、何か問題があると入所していた施設に行くこともある。本人への支援はグループホームの法人職員が中心となって行うが、必要に応じて、最初に入所していた障害者支援施設（知的障害者更生施設）も本人のバックアップを行い、支援内容の正当性についてのモニタリングが行えるようになってきている。また、この入所施設は、現在、本人が精神的に辛くなった際のシェルターの役割を担っている。その他、必要に応じて支援会議も開かれるなど、本人の生活全般に支援体制ができあがってきていることが分かる。しかし、相変わらず日中は定職に就くことなく、ティッシュ配りのアルバイトを行っているが本人も気に入っており、現在はアルバイトながらも主任格となっている。今後、20才を過ぎたが障害基礎年金の受給はしておらず、グループホームで暮らすこと以外には福祉の制度を利用していない。家族との関わりは現在も全くない。所得保障という面でもこの就労に関する問題点にどう対応していくのかという課題が残されている。

### （3）結 論

この事例を通じて、罪を犯すようになる背景には、生育歴に大きな原因があることが推測される。特に、家族関係や知的障害に対する早期認知と専門的な教育の有無は、後の人生に大きな影響を及ぼすこととなる。また、罪を犯した際の矯正施設の有効性は立証できるものの、その後の入所更生施設との連携については全くできておらず、連携の必要性については矯正・福祉両サイドで感じており、早期の解決が望まれる。

矯正施設内で療育手帳を取得することにより、矯正施設退所後、直接福祉へつなぐことが可能となる。このことは知的障害者支援に最も大切な専門職の支援と、年金等による収入面の確保などから、再犯を防ぐ上で大きなポイントとなる。今回の事例も矯正施設退所後、福祉が関わり続けることで再犯を防いでいる。

地域での支援体制としては、単一の事業所が関わるのではなく、複数の事業所等が関わることで、お互いの支援内容についてのモニタリングを行えることが理想的といえる。単一事業所で準備できるサービスには限界があることや、支援内容についての客観性が乏しくなりがちであることからこのことは重要といえる。また、生活の場のグループホームだけではなく、障害者支援施設がシェルター的な役割を担うことにより、必要に応じて社会から本人を一時的に隔離することができ、社会に対して不適応等を起こした人への対応として有効である。また、本人にとっても何かあった際の逃げ場所として機能することで、より精神的に安定した地域生活が行えることとなる。今回の事例について、現状の支援体制はほぼ完成してきており、それぞれの事業所や支援者がそれぞれ期待されている役割について機能し、お互いの関係を確立することで、さらに質を上げていくことが期待される。

## 協力研究報告書

### 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 石川 恒 (知的障害者更生施設かりいほ施設長)

#### はじめに

この研究報告書の2つの事例は、知的障害者更生施設かりいほ(以下かりいほ)に関わった事例である。まずかりいほの紹介をして、次に2つの事例の報告をする。

#### 1、かりいほの紹介

##### かりいほの概要

かりいほは社会福祉法人紫野の会が昭和54年4月に栃木県那須郡黒羽町(現大田原市)に開設した。当初から様々な問題を抱え、家庭、地域での生活が困難になった中軽度の知的障害者を受け入れ、施設での生活、訓練をして個々の利用者の問題となる行動の改善を図り、再び家庭、地域の生活に戻る実践に取り組んできた。

概要は以下のとおりである。

- ・開設 昭和54年4月1日
- ・敷地面積 約6町歩(標高約400mの山間部の明るく開けたところ。  
敷地内に3本の川が流れる)
- ・建物 居住棟他利用目的ごとに分棟になっている(昭和57年日本建築家協会新人賞受賞)
- ・利用者定員 30人(男性18~20人、女性10~12人)
- ・職員 施設長1、生活支援員10、看護師1、事務員1、調理員3、事務 調理の非常勤職員2(平成19年3月現在)  
施設長と生活支援員のほとんどは施設内に居住している

##### かりいほの利用者

かりいほを利用する理由は以下のとおりである(平成19年3月現在)。

- ・他の施設に無断外出、盗み、暴力のため居られなくなった。
- ・暴力のため養護学校を出ても行く所がない。
- ・就職しても仕事が続かない。
- ・窃盗で執行猶予がついた。
- ・少年院退院後行く所がない。
- ・痴漢で実刑、刑務所。釈放後も繰り返している。
- ・盗み、性的衝動性。
- ・人間関係のつまづきから興奮、放火。
- ・非常に強い自己主張やこだわり。暴力。
- ・置き引き、放浪。

・売春、暴力。

罪を犯した利用者もいるが、このような理由で家庭、地域での生活が困難になっている。社会適応に支援が必要な知的障害者と言える。昭和54年の開設から平成19年2月までのかりいほの退所者は、延142人である。入退所を繰り返した利用者は8人である。

### かりいほの役割

かりいほの利用者のような問題を抱え、家庭、地域での生活が困難になった人達は、福祉のサービスが有効に使えなければ精神病院に入院するか、ますます問題を深刻化させ少年院、刑務所に行くしかないのが現状である。かりいほの役割は、精神病院、少年院、刑務所を出た人達を受け入れる役割もあるが、それ以上にそこに行く前に福祉で受け止めることにある。もちろん地域の中で様々な福祉のサービスを使い、生活を支えることが必要なのだが、それが不十分な現状であるから、入所型の福祉施設がその役割としてこのような問題を抱えた人達を受け入れるべきなのである。それは受け入れた後の地域生活への移行が前提であることは言うまでもない。

### かりいほの生活

#### 1日の生活

6:30	起床、洗面、掃除、体操
7:45	朝食
8:45	作業開始(10:00から15分間休憩)
11:45	昼食、昼休み
13:00	作業開始(15:00から15分間休憩)
16:45	入浴、洗濯
17:55	夕食
18:25	ミーティング
20:00	ティータイム
22:00	就寝

朝のうちに、居住棟や生活の場所を手分けして掃除をする。朝食は食堂で各テーブルごとに利用者それぞれが役割を持ち準備、片付けをする。作業は農作業が中心。20年近く無農薬、有機栽培で野菜作りをしている。他にはお茶、ゆず、椎茸など。施設内の整備はできるだけ職員、利用者とする。冬期は山に入り椎茸やなめこを栽培するために木の切り出しをする。毎日入浴する。洗濯は手洗いと洗濯機を使う。夕食後毎日ミーティングをする。そこでは利用者は言いたいことを言う。ティータイムは食堂で気に入った人とおしゃべりをしながら過ごす。

#### ひと月の生活

日用品の現物支給はしない。毎月一万円程度を支給するので、月初めと半ばの買い物で必要な物を自分で選んで買う。月に2回、日帰り旅行をする。職員がワゴン車を運転して出かける。この時の食事、お菓子代、買い物時の昼食代と職員の会議がある日の夕食代、合わせてひと月に9回の外食代等を一円でやりくりする。日曜日は休み。床屋や美容院に行ったり、図書館に行ったりする。

#### 一年の生活

5月の連休時、夏、年末年始に帰省がある。最近では短い期間の帰省も含め、帰省できる利用者は10人程度である。年に2回、2泊3日の宿泊旅行に行く。職員運転で施設のワゴン車を使うので安上がりである。

「生き直し」と安心の創造

利用者が抱える様々な困難な問題は、利用者が育ちの過程で身に付けてきたのであるから、適切な支援があればやり直すことができるのではないかと。かりいほではそれを「生き直し」と言っている。それまでの生活から離れ、整理された環境での生活の中でやり直しをするのである。そこでの重要な要素は職員集団と利用者集団である。

利用者のかりいほでの生活は、様々な問題を抱えた荒れた状態で、たくさんの不安を抱えた状態で始まる。入所した翌日は旅行に行く。担当支援員が運転するワゴン車に乗り、同じ車に乗る利用者はしっかり配慮して選ぶ。そこからかりいほでの生活が始まる。日常生活の中で様々な問題が起きる。それをひとつひとつ解決し、その問題を利用者全員が共有できるようにしていく。それを支えるのが職員集団である。

問題は利用者が安心できないことから始まる。職員は正面から向き合い利用者の気持ちをしっかり受け止める。そして適切な関わりから安心を創り出す。これができなければ施設は利用者を支えられないのである。まず、利用者本人が安心できる状況を、環境でも人間関係でも創り出さなければならない。それは職員の関わりが鍵を握っている。

安心の内容は一人一人違う。その違いをきちんと見なければならぬ。安心が創造できれば、他の利用者と折り合うことが可能になる。他の利用者の気持ちを考え行動することができるようになる。

### 個別対応の大切さ

かりいほを利用する人達の質が最近大きく変化してきている。それは家庭、地域生活での生活を困難にしている理由が、知的障害より発達障害に求めた方が分かりやすい人達への変化である。人との関わりが苦手、社会性が身に付かない、何かあるとすぐに暴力、こういう特徴がある人達のかりいほ利用が増えている。集団生活が苦手である。この人達に一人一人に応じた安心をどう創造するか、個別に対応することがますます大切になってきている。個別の対応は、住居や施設内での生活の仕方、施設外の様々な社会資源の活用、医療などに及ぶ。時には大きなリスクを背負わなければならない。しかし、この人達は決して孤立することは望んでいない。人との関わりが苦手、集団生活が苦手だということは一人が好きということではない。人との関わりを大事にしたいから、集団に参加したいから一人で居ることができる環境の保証が必要なのであり、個別の対応が必要なのである。この人達への安心の創造には人、時間、お金が必要なのである。施設の機能を箱として固定化してはならない。施設の利用者の状況に応じて、施設の機能を創り出していかなければならない。これまでかりいほはそれを仕組みにすることができず、職員の努力に支えられてきたのである。

しかし個別の対応は職員に大きな負担をかける。かりいほがこれまでなんとかやってこれたのは、利用者に直接関わる職員のほとんどが施設内に住み込み、必要があればいつでも利用者に関わってきたからである。一日24時間、必要な時に必要な関わりを提供する、それが利用者にとって安心を創造する原動力だった。現状は精一杯である。職員を増やすしかないのだが、限られた財源ではどうしようもない。いつまでこの取り組みが続けられるのだろうか。

### 事例6 安心を創り出すことができずに施設での対応に限界を感じている事例

#### (1) 対象者の概要

22歳になる男性で軽度知的障害者である。

家族構成は父、母、本人、妹の4人。父親は公務員。アルコール依存症と思われる。母親は専業主婦。躁鬱、不眠等で精神科に通院、服薬。妹は本人の状態とよく似ている。近所に母親、本人、妹が頼りにしている母親の友達が居る。

母親は妊娠8ヶ月時に妊娠中毒で2週間入院。熟産、普通分娩で3,800g。3歳頃健診で言葉の遅れを指摘された。幼稚園は3年保育。友達と遊ぶことができず、集団から離れて一人で遊ぶことが多かった。小学校は普通学級。中学校の2年の3学期に特殊学級に移った。高校は養護学校高等部を卒業。

中学時から不良グループとの付き合いがあり、養護学校高等部1年の2学期から生活の乱れが見え始めた。不良グループでは見張りや使い走りに利用されていたが、そこから抜け出そうとしてランチに遭った。2年生になり家出が始まった。万引き、バイクの窃盗、友人からの借金、その日に知り合った女性宅への宿泊などが頻発し、行動範囲が広がっていった。家出も長期化するようになった。いくつか仕事もするが長続きしなかった。

養護学校高等部卒業後、バイクの窃盗で保護観察処分(平成16年5月より2年間)となる。平成16年6月から知人のところでガス工事の仕事を住み込みですが3ヶ月で自分からやめた。次第に父親との関係が悪化し、平成16年9月に父親と取り組み合いのけんかになり、父親が警察に通報した。本人は医療保護入院になる。退院後かりいほを利用することになった。

本人の状態は以下のようにまとめられる。

- ・感情のコントロールが未熟。すぐに切れる(特に男性の強い口調に対して)。学校にいくつもりで家を出ても気が変わり遊びに行ってしまう。仕事をしていても続かない等感情が持続しない。
- ・対人関係の問題。まじめでよく話しをするが、場当たりの付き合い。その日に知り合った女性宅に泊めてもらったり、いろいろな人からお金を借りる。金銭トラブル多発。
- ・現実性の欠如。現実に体験したような話をするが、確認できないことが多い。
- ・能力のアンバランス。携帯電話を次々に契約し、番号を変える。メールができる。言動が場当たりの。仕事が続かない。先を予測することができない。

医療機関では以下の診断、所見を得ている。

- ・小学校1年時、国立A病院。精神発達遅滞の診断。
- ・Bクリニック(平成16年3月)。本ケースの診断は、入院等一定の環境下での行動観察や複数の医者で診断する必要があるため、個人クリニックでは対応困難。
- ・C病院精神科。(平成16年3月)。知的にはボーダーだが、人格的にいろいろな要因で歪んでしまって、反社会的行動につながっているのだろう。本人と信頼関係をつくり、その信頼できる人から指示するとよい。一定の枠のある施設で生活していれば違っていたらう。
- ・D病院精神科(平成16年9月)。アスペルガー症候群ではないか。専門医に診てもらったほうがよい。
- ・国立E病院(平成16年9月)。医療対応のケースではない。処遇の中で対応していくケース。

#### (かりいほでの生活)

平成17年2月からかりいほの利用が始まった。本人は自宅を離れてかりいほで生活することを一応納得していた。生活環境、人間関係を整理してわかり易くし、施設の日課に沿って生活することを当初の目的にした。同年齢で話の合う利用者と同室にした。日課に沿って生活していたが、次第に体の痛みや疲れを口にすることが多くなっていった。4月に無断外出をして自宅に戻った。施設長と支援員が自宅に行き、地元の福祉関係者、母親、母親の友人、本人で話し合う。本人は施設には帰りたくない、家でしっかりとやると言う。どうしても本人は施設に戻ることに同意しないのでしばらく様子を見ることになった。本人が逃げずに自分の意見を言ったのを初めて聞いたと福祉関係者は言った。一週間後、自分で施設に戻ることを決めた。施設で仕事ができるようになってから家に戻ると本人は言った。戻ってからは大きな問題はなく生活していたが、同室の利用者が退所することになり、男子棟での多数の人達の中での生活に不安を持っていたので、個室の生活に移ることにした。すぐ近くに担当の支援員が住んでいる。

平成18年になり、近くの鉄工所で実習をすることにした。社長と数人の若い社員といっしょに働くこ

とになり、社長が本人に仕事を教えてくれた。社長と本人というストレートな関係はわかり易く居心地はよく、しばらくは意欲的に実習に取り組んだ。次第に若い社員とうまくいかない、話しかけても話をしてくれないなど人間関係の行き詰まりを言うようになり、実習を休んだり、早退するようになっていった。そして外出したい、家に帰りたい、携帯電話を持ちたい、父親に認められたい、みんなの中に居られないなど、様々なことを口にするようになった。ある日の夜中、施設に電話が入った。「外出してコンビニの近くに居る。帰ったほうがいいかなあ」と言った。迎えにいくから待っているように伝え車でコンビニに行くと、入口の横にセーターを鼻まで上げて顔を隠し、目をぎょろぎょろさせて、鉄パイプを抱えて座っている本人が居た。実習は止めた。精神科に通院して服薬を始めた。鉄工所の実習で本人の社会生活への適応のむずかしさが一気に噴出した。本人は実習を続けることも止めることもできずにもがき苦しみ、問題を深刻にさせていったのである。

実習をやめてから、本人が気持ちを整理するのに3ヶ月かかった。その間ほとんど作業には参加せず休んでいた。もう一度鉄工所で実習をしたいという。父親に認めてもらいたい、そういう言葉をよく口にした。思いはあってもうまくいかず、2週間で実習を止めた。その後施設内での生活に専念した。精神科のドクターに一週間のうち何日作業に参加できるかと聞かれ、本人は2日と答えた。水曜日と土曜日が作業に出る日。週休5日、これが現在の本人の状況である。休みの日でも自分から仕事をするところがあるが、作業の日も含め一日6時間から8時間仕事をするとはまずない。せいぜい3時間が限度である。しかし職員と1対1ならけっこう長くやれる。それも大工仕事などに限られているが。

父親との関係改善にも取り組んできた。本人は決してなまけているのではなく、仕事が続かないことは障害からきているということは何度も話してきた。父親は次第に本人を受け入れるようになってきた。

施設での生活にいきづまると、無断外出をして東京の自宅に戻る。止めても無理なので、ひと月に一度自宅に戻れるようにした。戻って父親と酒を飲む時もある。友人と会うこともある。

## (2) 考察

本人にとっての安心とはいったい何なのだろうか。安心が地域生活を可能にするものであるとすれば、かりいほの生活は、本人に対して安心の創造はできないと言わざるを得ない。本人にとってかりいほは、家庭、地域で生活できない状況の中で、一時的な避難場所に過ぎない。

かりいほで生活してきた中での本人の変化は「切れなくなった」ことである。このことだけである。前述した本人の状態は、このことを除きかりいほを利用する前と何ら変わりが無い。本人は行き詰まってくると「話をしたい」と言い出す。「話をしたい」と言った時は本人はもうしっかり次のシナリオを自分で描いている。そしてそのシナリオの承認を求めるのである。それは 行き詰まっている現実をどう回避するかという内容である。ストレスにならない環境に自分の身を置くために、今の環境から離れること、そのことに本人は自分の将来を託している。そうすることが何の解決にもならないことを本人は知っている。でもそうするしかないのである。「切れなくなった」のは、本人にとって切れずにいるために必要なことが、かりいほの生活の中である程度保証されたからだろう。経験の蓄積がむずかしい本人には、毎日の生活が刹那的になる。

かりいほでの生活が、本人の地域生活につながるとはとても考えられない。ではどうすればよいのだろうか。家庭や地域での生活がむずかしいから施設にいればよいという発想に立ってはならない。やはり地域の中で本人を支えていく仕組みを創り出していくしかないのではないか。どのような支える仕組みが必要なのか大きな課題である。

この事例はかりいほのこれまでの取り組みの限界を教えてくれる。施設の中での安心の創造だけでなく、グループホーム、ケアホーム等の住まいと働く場所を創り出す事、様々な社会資源の活用と安心を創造するためのネットワークづくりが求められてくる。その中で一人一人に応じた安心をどう創り出すかが問われてくる。

## 事例7 なんとか安心を創り出し地域での生活を支えている事例

### (1) 対象者の概要

33歳になる男性で、軽度知的障害者である。

本事例は、家族構成は父、母、本人、妹の4人。父親は公務員。母親は専業主婦。妹は会社員。熟産10ヶ月。難産、吸引分娩。体重2,800g。始歩2歳、発語3歳頃。言葉はオウム返しで会話にならなかった。幼稚園、小学校普通学級、中学校普通学級、高校は定時制に進み、1年の2学期に別の高校の普通課に編入。2年生を2回やって卒業。専門学校に進み2年間で卒業した。専門学校卒業後仕事に就くが長続きしない。何度も職を変えている。

この間、女友達の車で事故を起こし、修理代50万円をサラ金から借りる。後で親が知り返済している。仕事が続かないことを父親に責められ家を出る。非行グループと関わりを持つようになる。そのグループから逃げるために地方に転居する。職場を転々とするが、知り合いに連れ回され数箇所のサラ金から金を借りる。そのため後で自己破産宣告となる。平成12年の暮れに交通事故で3ヶ月入院。心身ボロボロの状態福祉に相談することになる。父親は本人をまったく受け入れない。交通事故を起こした時「おまえなんか死んでしまえばよかったんだ」と言った。本人はずっとその言葉を引きずっていて思い出しては涙を浮かべる。母親は本人をかばい支えている。

### (かりいほでの生活)

平成14年1月かりいほの利用が始まる。大人しく礼儀正しい。いつも何かに怯えているような、不安を抱えているような表情をしている。生活の中で大きな問題を起こすことはなかったが、時々他の利用者とうまくいかないと大声で相手を責めることがあった。会話はどこかぎこちない感じがした。日常的な話をする時よりも、社会問題などを話す時の方が目が輝いていた。

作業能力は高くない。単純作業はなんとかこなすが、作業の工程が少し複雑になると混乱してしまう。指示されたことを「わかりました」と言ってまじめに一生懸命やるのだが、まったく違うことをしてしまう。

同年10月、刑事が自宅を訪問。平成11年に起きた事件に本人が関与していた疑いで訪問だった。引ったくり未遂の事件でその時おばあさんが転倒して長期間入院していた。別の事件で逮捕された男がこの事件を自白し、主犯はこの男で、命令された本人が実行犯だった。刑事が来園。取調べを行った。本人は自分がやったと認めた。逮捕が目的の来園だったが、本人の障害の状態、教育的配慮の必要性を刑事に話し、検事との協議の結果本人は施設におくことになった。施設長が身元請書を警察署長あてに書いた。その後地検に2度、警察署に1度本人を連れて行く。不起訴処分になった。最後に主犯の男の裁判の証人に本人が出廷し、この事件は終わった。

### (悩みながら働く本人を支える)

平成17年5月、かりいほを退所して特別養護老人ホームで働くことになった。知的障害者の雇用を積極的に考えて受け入れていただいた。ただそこでどういう働き方ができるか、いろいろ考えながら始まった。住まいは将来知的障害者のグループホームにする予定の住宅を用意していただいた。かりいほから3人、地元の人が1人、男性2人、女性2人の計4人がそこに住み、老人ホームで働くことになった。この人たちを担当する職員を一人つけていただいた。

働き始めたがうまくいかない。なかなか仕事を覚えることが出来ない。いろいろな働き方を試みて、厨房の仕事が本人に一番適していると判断した。そこから本人の仕事を覚える努力、担当職員たちの本人を支える努力が始まった。仕事ができないと涙を浮かべ悩む。その繰り返しだが、担当職員たちは悩みながら本人に関わり続けた。就職してから1年以上かかり、厨房の中での仕事を本人は確保した。

住まいでの生活も苦勞の連続だった。他の人たちとうまくやるためにいつも気を使う。本人は気が休ま

らない。もう一人の男性とうまくいかず、その人の言動に気を使う毎日だった。その男性がトラブルを起こしていなくなってから、本人の表情は明るくなった。しかし人と関わる時の不安は常にある。かりいほも時々職場、住まいを訪ねて相談にのった。本人を知る近くの福祉の関係者も、本人を見かけると声をかけてくれた。仕事が休みの時はかりいほに来て、利用者と野球をしたりした。

## (2) 考察

安心を創り出すことで本人とかりいほの関わりで一番重要だったことは、本人が関わった事件が明るみに出た時、かりいほが本人を弁護し守る立場に立ったことである。心身ボロボロの状態でかりいほに来て、ちょっと一息ついたところに過去の事件が重く押し掛かってきた。本人は刑事といっしょに 警察に行くことを覚悟していた。「どうしてまた僕が」というどうしようもない思いでいっぱいだったに違いない。この時のかりいほの関わりが本人に人の支援を受けて生きることを教えたのだと思う。「自分は一人じゃない」「自分を守ってくれる人がいる」という安心である。本当に生きること、生活することが不器用な本人にとって「人に頼る力を持つ」ことは大きな意味がある。それは本人が地域で生きるためにはかせないものである。

残された課題は父親である。父親が本人に一言「元気でやれよ」と話すことができたなら、本人の気持ちはどれだけ楽になるだろう。人の言動を絶えず 気にして、不安を抱えて生きる本人にとって、父親が受けいれてくれることはとてもうれしいだろう。

## 協力研究報告書

### 地域生活と障害児者の教育に関する一考察

協力研究者 井口 経明（宮城県 岩沼市長）

#### 1. はじめに

特別支援教育は、すべての子どもを対象にした人間尊重の教育と言える。

すべての人々が生涯にわたり生き甲斐をもって、自分らしく暮らすことができる社会はまさに福祉社会であり、それが実現のためには豊かな福祉環境を築くことが重要である。その根底にある考え方と特別支援教育の考え方は見事に重なっており、最良の環境はこのような考え方が満ちあふれる社会である。

このように考えてくると、人として尊厳ある生活を営むために学ぶ「教育」と、よりよい生活の場や環境を築く「福祉のまちづくり」の両輪が、豊かな福祉社会を成立させると言える。そのためには、人生のそれぞれのステージを通じて教育の機会が得られなければならない。人間の成長、発達はまさに教育活動そのものである。人間尊重の心を養う教育は、障害者を含めて一切の差別を許さない態度を身につけさせてくれる。

#### 2. 学校教育と地域づくり

近年、学校教育では、障害のある児童生徒が通常学級に在籍し、健常児とともに学習する機会が増えている。いわゆるノーマライゼーションの考えであり、「共に学ぶ」と言われるものである。平成19年度からは、これまでの特殊教育の対象のみならず、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の軽度発達障害のある児童生徒についても、一人ひとりの教育的ニーズに応じて必要な支援を行うことになる。

従来の障害の種類や程度によって特定の場所で行う教育から、幼児期より学校教育終了時まで、一貫し、個々のニーズに対応した教育を行う考えが基になっているようである。このことは「授業のユニバーサルデザイン化」とも呼ばれ、教育そのものを再生、活性化させるモデルになるとの期待もある。すなわち、障害のある子どもたちへの支援は、他の子どもにとってもよい効果を生み、学級全体がよりよい方向に向かい、学力向上にもつながると言われている。

さて、障害のある子どもへの教育実践にあたっての基礎的事項は、障害児の理解（個々の学習・生活・思考等に関する情報の収集と特徴の把握）、指導方針の立案、実践記録の累積、連携、協働（保護者や周囲の人）と言われる。この考えを社会に当てはめて考えると、障害のある人々に優しいまちづくりや政策は、すべての人々に優しいまちづくりにつながる。障害を理解し、「共に生きる子どもの育成」は、思いやりのある市民の育成そのものである。このような、一人ひとりを大切にする教育を進める学校や地域の環境で育つ子どもたちは、様々な状況の人々を何の抵抗もなく受け入れ、共に暮らす町を創っていく市民に育っていくはずである。

#### 3. 罪を犯した障害者への行政としての役割

罪を犯した障害者の存在を医療少年院を伺ってみて初めて知った。思いも寄らない現実であった。実際、市町村行政の中で、ほとんど意識されることはない。福祉現場でやるべきことはあるはずである。いわゆる法務領域とされ、連携などはまずない。罪を犯した人について、知的障害であることが要因であるとされる

ケースがあり、再犯率も高いと聞く。現象面ではそのように見えるが、実は、そこに「教育」と「福祉」の問題が横たわっているように思われる。犯罪の予防には、知的障害への理解と市民の連携が不可欠である。また、入所中の「特別支援教育」が用意されることが大切である。さらに、社会復帰を図る場面での対応や調整など、行政や社会が受け入れる枠組みが必要である。その一連の環境づくりこそ、「豊かな福祉社会」につなぐ方策ではないかと思えてならない。

#### 4．岩沼市の福祉教育の現状

同じ障害者といっても、それぞれ異なるが、精神障害の方は、支援費の対象から外れ、例えば「手帳」でも何と障害者自立支援法の施行まで写真が貼付されず、本人確認が容易ではなく、サービスを十分受けることができなかつたことなど、行政の対応にも問題があった。精神障害者コミュニティーサロンを開設する時、“そういう人を集めてどうするんだ”という偏見に満ちた意見もあったが、本人と職員の努力、ご家族や関係者などの協力もあり、着実に社会復帰への道をたどっている。施設や病院では、何もすることがなかつた。それが、電車で遊びに行き、買物し、料理も作り始めた。退院してもパニックには陥らない。また、在宅の知的障害者のトレーニングホームを開設した。本人の自立への訓練・準備と親の子離れのためなどの成果をあげ、グループホームへの移行も進んでいる。

改めて福祉教育の大切さを痛感した。障害児者本人への保育・教育の機会をつくと共に、バリアを取り除くことは、以前から言われていることである。妙な“地域社会防衛論”が、社会復帰を阻むこともあるが、しっかりとした仕組み、生活と就労の場があれば過ちを繰り返すことはない。

学校嫌いから不登校となり、将来、ルールを踏みにじることになりかねない子どもが、100人のうち2人いるとすれば、それを1人に減らしたい。岩沼市では、担任に加えて小学校1年生に資格を持った指導助手を配置し、子どもたちに対応することにした。LDやADHDなどの児童に対する特別支援指導助手を配置した。授業が始まって間もなく、多動となり、担任はその指導に追われ、授業がほとんどできなくなる。その時、専門教師がその子に対応し、担任は残りの児童に授業を行う。一人の障害を持つ児童への配慮ではなく、すべての児童の教育を保証するための施策である。

知的障害の児童が小学校に入学することになった。算数などの教科はついていけないが、体育や総合学習などでは能力を発揮する。養護学校教師と障害児就学支援助手を置いて対応している。子どもたちは、地域の子どもたちと一緒に、同じ学校に通うのが当たり前のことである。障害を持った児童が学区外や他市まで通学することは、本来、異常なことである。

#### 4．おわりに

本人も保護者も障害を受容することも大切である。周囲の理解も当然である。しかし、必要以上に区別することは発達に悪影響が生じかねない。およそ、我が国はレッテル行政である。障害と名付けなければ、予算も支援も出せないという面がある。対症療法ではなく、ベースには教育にあるとの考え方を進めたいものである。